

| 科目名 | | 憲法III | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|-----------------------------------|---|------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 新村 とわ | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127121500 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 人権（憲法 I）と統治機構（憲法 II）で取り扱った内容について、憲法訴訟（憲法 III）という視点から新たに学ぶ。 民事訴訟法や刑事訴訟法とは違い、憲法訴訟法という法律は存在しない。憲法訴訟とは、憲法にかかわる争点の存在している訴訟のことをいい、憲法訴訟論とは、憲法訴訟によって憲法上の価値の具体的な実現を目指して行われる憲法訴訟にかかわる学問上の議論を意味する。憲法訴訟の様相を理解することは、憲法と裁判による法規範の創造を理解することである。つまり、抽象的なことばで定められている日本国憲法の条文規定が、憲法訴訟という裁判をとおして具体的な意味を付与され、生きた法となる。 本講義では、このような司法を通じたダイナミックな法の営みを憲法価値の実現にいかに寄与しているか、あるいはそうでないかを追体験していく。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 以下を通じて、DP1～DP4 等の習得を目標とする。 ・憲法訴訟を理解するために必要な基礎知識を身につける。 ・訴訟の事実関係で何が問題になっているかを発見・理解し、当該判決の法的解決方法を理解する。 ・小作文課題を通じて、法的に説得力ある文章を書き、私見を構築する訓練を積む。 ・講義中の質疑等から、発言方法を鍛磨し、他人の意見を理解し自分の見解と違いを把握する。 ・事例課題等を解決するための思考過程を通じて、論理的な法的思考と解決策の提示の仕方を学ぶ。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | |
| 第 1 回 | 憲法訴訟の制度 | 予習は特に必要ない。 講義内容を習得できるよう復習されたい。 | | | | 0 | | | | | | | |
| 第 2 回 | 司法権と裁判所 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 3 回 | 司法審査制 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 4 回 | 憲法訴訟の手続 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 5 回 | 訴えの提起の要件 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 6 回 | 裁判過程要件 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 7 回 | 憲法訴訟の類型 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 8 回 | 憲法訴訟の実体論 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 9 回 | 憲法判断の意義 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 10 回 | 司法審査基準 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 11 回 | 憲法訴訟の機能 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 12 回 | 司法消極主義と司法積極主義 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 13 回 | 司法による政策形成 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 第 14 回 | 最高裁判所の役割 | 第 1 回に同じ。 | | | | 30 | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で行う。 授業は、配布資料と判例集を中心に進めていく。基本的には講義形式で行うが、講義中に質疑応答などを行うことで、思考力と発言力を養う。 なお、受講生の理解度等に従い、講義に進度や内容、成績評価の方法に変更を施す場合がある。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

平常点と試験による。

平常点（講義への参加状況や小作文）：40%

期末試験：60%

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

（先修科目）憲法I、民法I、刑法I、比較法I

（関連科目）憲法II、行政法I、行政法II

〔テキスト〕

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I（第7版）』（2019年、有斐閣）

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選II（第7版）』（2019年、有斐閣）

六法に関しては、『ポケット六法』（最新年版、有斐閣）や携帯端末によるもの等、種類は問わないが、必ず、携帯されたい。

〔参考書〕

高橋和之『体系 憲法訴訟』（2017年、岩波書店）

戸松秀典『憲法訴訟（第2版）』（2008年、有斐閣）

戸松秀典『ブレップ 憲法訴訟』（2011年、弘文堂）

購入の必要なし

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

基本的には、授業終了後に教室で受け付ける。

〔特記事項〕

アクティブラーニング

| 科目名 | | 家族法 I | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-------|--------------------------|------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 福菌 晴也 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131000 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 本講義では、民法第四編親族を取り扱います。下記の「授業の計画と準備学修」欄に記載した計画にしたがい、進行する予定です。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 民法における親族法の基礎を理解し (DP1-1)、発展的な問題にも取り組むことができる知識を身に着ける (DP1-2) ことを目標とします。 親族法の分野は、民法の中でもとりわけ日常とのつながりを意識しやすいです。具体的な問題が生じたときに対応できる知識を身に着けることができるよう一緒に頑張りましょう。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス。親族法概論。 | | テキスト 1-14 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 婚姻(1)：婚姻の成立 | | テキスト 16-21 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 婚姻(2)：婚姻の効力、効果 | | テキスト 21-29 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 離婚(1)：離婚原因 | | テキスト 30-39 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 離婚(2)：離婚の効果 | | テキスト 39-44 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 婚姻外の男女関係 | | テキスト 45-52 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 親子(1)：法律上の親子関係① | | テキスト 53-77 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 親子(1)：法律上の親子関係② | | テキスト 53-77 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 親子(2)：養子、生殖補助医療 | | テキスト 78-92 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 親権(1)：親権の内容 | | テキスト 93-104 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 親権(2)：親権の制限 | | テキスト 104-107 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 離婚と未成年の子 | | テキスト 108-122 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 後見・扶養 | | テキスト 123-137 頁を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 親族法分野の法改正 | | 別途、コースパワー上に掲載する資料を読んでくる。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で行います。理解を深めるために課題を出したり、発言を求めたりすることもありますので、テキスト・参考書・レジュメを用いて復習をして、知識の定着に努めてください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 期末試験の成績（95%）と平常点（授業への参加状況や課題の提出状況）（5%）によって評価いたします。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | | |

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
民法 I A、民法 I B を履修済みであることが望ましいです。

〔テキスト〕
『民法 7 家族』、金子敬明ほか、有斐閣、2300 円+税、978-4-641-15115-4
なお、講義内では条文を常に参照できる環境を築いてください。

〔参考書〕
『民法判例百選III〔第3版〕』、大村敦志=沖野眞巳編、有斐閣、2,200 円+税、978-4-641-11564-4、「購入の必要なし」
『家族法』、常岡史子、新世社、3980 円+税、978-4-88384-306-0、「購入の必要なし」

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知します。
また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 裁判法 | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|-------|---|-----------------------|-----|------|------------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 神田 雅憲 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131010 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 本講義では、裁判法に関する主要な論点について論じる。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1（専門分野の知識・技能）を実現するため、以下の点を到達目標とする。 ①裁判手続に関する基礎的な知識を身につける。 ②日本の裁判手続について説明できる。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス等 | | | 対応する範囲について教科書等を見直すこと | | | 90 | | | | | | |
| 第2回 | 裁判法総論① | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第3回 | 裁判法総論② | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第4回 | 裁判所① | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第5回 | 裁判所② | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第6回 | 法律家① | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第7回 | 法律家② | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第8回 | 裁判制度① | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第9回 | 裁判制度② | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第10回 | 裁判制度③ | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第11回 | 裁判制度④ | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第12回 | 裁判をめぐる現代的課題① | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第13回 | 裁判をめぐる現代的課題② | | | 第1回の欄を参照 | | | 90 | | | | | | |
| 第14回 | 全体のまとめ | | | これまで取り扱った内容について振り返ること | | | 90 | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 授業の内容を要約したレジュメを配布し、その内容に基づいて講義を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 学期末試験（100%）で成績評価する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | |

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
特になし

〔テキスト〕
市川正人ほか『現代の裁判（第8版）』（有斐閣、2022）

〔参考書〕
特になし

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知する。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 家族法II | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------------|-------|---|---------------------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 高橋 朋子 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131210 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 一人の人間の死により、その人に属していた財産が生きている者たちに移転する仕組みが相続法です。 血縁や婚姻関係を介しての移転、あるいは死者が生前に書いた遺言による移転等が存在し、その仕組みは複雑です。 家族法Iでは、そのルールを学びます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 基本的な事項を理解し、その上で、より深い問題について理解し、考えることができるようになること。(DP1-1, 1-2) | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修（予習・復習等） | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス。相続法の基礎。以下のスケジュールには変更の可能性あり。 | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 相続人（1） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 相続人（2）、相続分（1） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 相続分（2） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 相続の効力（1） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 相続の効力（2） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 相続の効力（3） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 相続の承認・放棄 | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 財産分離、その他（遺産管理、相続人の不存在） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | その他（相続財産回復請求権等） | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 遺産分割、具体的相続分 | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 遺言 | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 遺贈 | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 遺留分制度、登記、特別の寄与 | | | 教科書の該当ページを予習してくること。 | | 60分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 コースパワー掲載の資料などを基に講義形式で行います。 理解を深めるために課題も出しますので、教科書とレジュメを復習し、提出してください。 また、授業時間中に条文を読んでもらう機会を設けます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 原則として、期末テストの成績(95%)と平常点（課題の提出状況）(5%)によって評価します。学則38条では、出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない、とされていますので、正当の理由のない欠席が5回以上あれば、単位を取れないということになります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | | |

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
民法 I AB・民法 II・民法 III、家族法 I。

〔テキスト〕
高橋・床谷・棚村『民法7 親族・相続』（第7版・有斐閣）を教科書としますが、すでに持っている他の教科書があればそれでも結構です。

〔参考書〕
特になし。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
授業終了後に教室で受け付けます。メールでも結構です。

〔特記事項〕

| | | | | | | | |
|-------|-----------|-----|---|------|-----|------|---------|
| 科目名 | 倒産法 | | | | | | |
| 教員名 | 北島 典子 | | | | | | |
| 科目No. | 127131230 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |

〔テーマ・概要〕

会社が事業を営んでいる場合、何らかの理由をきっかけに経営が傾く場合がある。また、個人であっても、急な収入の減少、勤め先の倒産、病気による失職などをきっかけに、債務を返済できなくなる可能性がある。もし、このように弁済期にある債務を弁済することができない状態（支払不能）に陥った者の財産関係が適切に処理されないとすれば、債権者は債権を回収できず、債務者は常に債権回収に追われ、財産は放置され、経済生活の再生もままならないといった事態が起きるかもしれない。また、会社の財産や事業を活かす道があったとしても、うまく活用できることになる。このような状況を開拓するのが倒産処理制度である。倒産制度は経済社会の中で重要な役割を果たしている。

本講義では、破産手続を中心に倒産処理制度の基本を学ぶ。法的倒産手続は、破産手続・民事再生手続・会社更生手続を中心とする。「倒産法」の講義では、清算型の倒産手続である破産手続を扱い、民事法特殊講義III（民事再生法・会社更生法等）では、再建型の倒産手続である民事再生手続・会社更生手続を扱う。倒産法の全体像を理解するためには、両方の講義を合わせて履修してもらいたい。

〔到達目標〕

- ・破産手続について学び、わが国の倒産処理制度について説明できるようになる（DP1-1【法律学科の専門分野に関する知識・技能を修得している】）。
- ・倒産処理手続についての知識を得ることで、社会・経済システムの一部を理解できるようになる。

〔授業の計画と準備学修〕

| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | 準備学修の目安（分） |
|------|------------------------|--------------------------------------|------------|
| 第1回 | 倒産手続とは何か 法的倒産手続の全体像 | 新聞等で倒産事件を確認する | 30分 |
| 第2回 | 破産手続の開始 | どのような場合に破産手続が開始するかについて考える | 60分 |
| 第3回 | 破産手続の機関 | 破産手続の扱い手について考える 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第4回 | 破産財団、自由財産 | 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第5回 | 破産債権 | 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第6回 | 財団債権、取戻権 | 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第7回 | 別除権 | 民法の教科書等を用いて「担保」について学ぶ 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第8回 | 相殺権 | 民法の教科書等を用いて「相殺」について学ぶ 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第9回 | 否認権 | 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第10回 | 双方未履行双務契約 | 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第11回 | 破産手続の終了 | 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第12回 | 破産免責手続 | 教科書の該当箇所を読む | 60分 |
| 第13回 | 授業時試験（予定） | 試験の準備をする | 120分 |
| 第14回 | 試験の講評 | 試験を再現する | 60分 |

〔授業の方法〕

基本的に講義形式で行う。

授業の中で、簡単な課題等を設定して受講生の皆さんのお見せを聞く予定である。受講生の人数によっては、グループ作業などほかの受講生との意見交換も予定している。前回の復習をはじめとして受講生の発言を求める機会も多いため、積極的に参加してほしい。

〔成績評価の方法〕

平常点（授業への貢献度：発言や課題への取り組みなど）（40%）と授業内試験（60%）によって評価する。

受講生の人数、その他の事情によって成績評価の方法を変更する可能性もあるため、授業時の告知に注意してもらいたい。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

民法I～IV、民事手続法I・IIを履修済みであるか、並行して履修していることが望ましい。

〔テキスト〕

杉本和士ほか『LEGAL QUEST 倒産法』（有斐閣、2024年）

定価 3,520円（本体 3,200円）

ISBN 978-4-641-17958-5

〔参考書〕

・松下淳一＝菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（2021、有斐閣）

・倉部真由美＝高田賢治＝上江洲純子『有斐閣ストゥディア 倒産法』（有斐閣、2018年）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 商法II | | | | | |
|--|------------------------------|-------|---|---|-----|------|------------|
| 教員名 | | 湯原 心一 | | | | | |
| 科目No. | 127131260 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 (テーマ) 支払決済法 (概要) 本講義では、手形や小切手に加えて、銀行振込やクレジットカード、電子マネー、QRコード、仮想通貨といった様々な支払手段に関する法規則について解説します。手形や小切手の利用が減少しているのに対し、他の支払手段の重要性が増しているからです。 また、本講義では、支払手段の基本的な仕組みやそれに関連する条文・判例の基本的な内容を説明した上で、それらがどのような機能を有するのかという観点から解説します。このような観点からアプローチすることによって、様々な支払手段に関する法規則を相対的に理解することができます。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 達成目標は、以下のとおりです。 ・様々な支払手段の基本的な仕組みを理解する。 ・手形法や小切手法に関する条文や判例の基本的な内容を理解する。 ・様々な支払手段やそれに関連する法規則の違いを理解する。 DP1-1、1-2、旧 DP6 について、法律知識に基づき、具体的な事案を分析する専門性の基礎を身につけ、また、学修に基づき、新しく生じる問題に法学の観点から対処する基礎を身につける。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） |
| 第1回 | ガイダンス・様々な支払手段・支払手段に関する法規則の役割 | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第2回 | 電子マネー | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第3回 | QRコード決済 | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第4回 | 銀行振込（1） | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第5回 | 銀行振込（2） | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第6回 | クレジットカード | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第7回 | 手形・小切手の仕組み・経済的機能 | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第8回 | 手形行為の法的性質・成立要件 | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | | | 60 |
| 第9回 | 他人による手形行為 | | | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できる | | | 60 |

| | | | |
|---|-------------|---|----|
| | | ようにしておくことが望ましいです。 | |
| 第10回 | 約束手形の振出・裏書き | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | 60 |
| 第11回 | 抗弁の切断と善意取得 | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | 60 |
| 第12回 | 白地手形 | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | 60 |
| 第13回 | 電子記録債権 | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | 60 |
| 第14回 | 仮想通貨 | (予習) 授業計画のテーマに関連する箇所について事前に調べておくことが望ましいです。 (復習) 授業中に扱った内容について、自身の言葉で説明できるようにしておくことが望ましいです。 | 60 |
| 〔授業の方法〕 (形式) 講義形式で実施します。 (運営方法) レジュメおよびパワポを用いて授業を進めます。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 筆記試験 100% | | | |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No. 39. | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 特になし | | | |
| 〔テキスト〕 初回の授業で指示する。 | | | |
| 〔参考書〕 ・小塙莊一郎=森田果『支払決済法〔第3版〕』（商事法務、2018） ・早川徹『手形法・小切手法〔第2版〕』（新世社、2018） | | | |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知します。また、授業終了後に教室で受け付けます。 | | | |
| 〔特記事項〕 | | | |

| 科目名 | | 商法III | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 北川 徹 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131270 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 【テーマ】 商法総則・商行為法 【概要】 商法の中でも実務的で、また国際的な領域である商取引に関する法制度について講義する。 講義では、学生の皆さんのが、商取引の実際について具体的にイメージをもてるように留意しながら（実際の商取引に使われている標準約款なども適宜配付する）、基本的かつ重要な事項を中心伝える。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 ・Diploma Policy の 1-1（専門分野の知識・技能）および 3-1（課題の発見と解決）を実現するため、次の点を到達目標とする。 ・現代の商取引に関する基本的な仕組みやルールを修得する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | |
| 第 1 回 | ○ガイダンス 受講にあたって イントロダクション 商法とは何か？- 商法の意義と法源 | ●配付するレジュメの全体像を把握する。 テキスト『商法 I 一総則・商行為〔第 6 版〕』（有斐閣 S シリーズ） 第 1 編第 1 ～第 3 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 2 回 | 商法が適用される範囲とは - 商人の意義・商人と商行為の関係 | テキスト第 1 編第 4 章、第 2 編第 1 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 3 回 | 商号 - 商号の意義と商号に関する法規制、名板貸人の責任 | テキスト第 2 編第 2 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 4 回 | 商業帳簿 - 商業帳簿の意義、作成・保存・提出/ 商業帳簿の種類 | テキスト第 2 編第 2 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 5 回 | 商業使用人 - 支配人等の商業使用人とその他の使用人 | テキスト第 2 編第 3 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 6 回 | 企業の公示 - 商業登記とは何か？ 商業登記の意義と手続、効力 | テキスト第 2 編第 4 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 7 回 | 営業譲渡 | テキスト第 2 編第 5 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 8 回 | 企業取引と商行為 -- 商行為総則 | テキスト第 3 編第 1 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 9 回 | 商事売買 | テキスト第 3 編第 2 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 10 回 | 消費者売買（割賦販売、訪問販売など）と消費者契約法 | テキスト第 3 編第 2 章、第 3 編第 1 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 11 回 | 企業取引の補助者 - 代理商、仲立人、問屋 | テキスト第 3 編第 1 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 12 回 | 運送取引（1）- 物品運送 | テキスト第 3 編第 3 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 13 回 | 運送取引（2）- 旅客運送/ 運送取扱取引/ 寄託 | テキスト第 3 編第 3 章、第 4 章、第 5 章 | | | | 60 | | | | | | | |
| 第 14 回 | 倉庫取引 ●レビュー・セッション | テキスト第 3 編第 5 章 ●レジュメ全体を通して復習する。 | | | | 60 | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |
| ・指定テキストおよび講義担当者が作成・配付するレジュメに沿って、講義形式で行う。重要なテーマ等については、適宜、質問や簡単なディスカッションを取り入れる。 ・進捗状況により、講義内容が前後または一部変更することがある。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

学期末試験で評価する（100%）。

ただし、講義中に適宜使用するコメントペーパーについて、その記述内容に応じて、学期末試験の得点に加算する。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39. 評価に際しては、以下の点を基準とする。

- ・現代の商取引に関する基本的なルールが修得できているか。その際、企業が取引の当事者となる商取引の特質について十分に理解できているかどうか。
- ・条文や重要裁判例を根拠にして、具体的な事案の解決ができるかどうか。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

関連科目：商法I・IV（会社法）、商法II（手形・小切手法）、金融法、民法I～IV

〔テキスト〕

落合誠一=大塚龍児=山下友信『商法I－総則・商行為〔第6版〕』（有斐閣Sシリーズ/有斐閣、2019年）

〔参考書〕

江頭憲治郎『商取引法〔第9版〕』（弘文堂、2022年）

神作裕之=藤田友敬編『商法判例百選』（有斐閣、2019年）

近藤光男『商法総則・商行為法〔第9版〕』（有斐閣、2023年）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

また、授業終了後に教室で受け付ける。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 商法IV | | | | | |
|---|---|--------------|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 湯原 心一 | | | | | |
| 科目No. | 127131280 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| 〔テーマ〕 | | | | | | | |
| 会社法 | | | | | | | |
| 【概要】 | | | | | | | |
| 会社は現代の経済活動に不可欠な企業形態であり、会社をめぐる様々な利害関係者（経営者、株主、債権者など）の利害を調整する役割を担っているのが会社法である。会社法を中心とした法制度は、利害関係者の利害の対立に対してどのような対応をしているのか、法制度の趣旨や目的に立ち返り検討する。 | | | | | | | |
| 商法 IV では、会社の設立及び組織再編を中心に講義する。 | | | | | | | |
| 講義に際して、担当教員の企業法務における実務経験を活かし、現実にどのような紛争が生じうるのか、また、その紛争を予防するためにどのような実務的な措置が採られているのかに配慮するものとします。また、法律実務を担うための実践的基礎となる知識・経験を積むことを目指します。 | | | | | | | |
| 会社法は、全体で 6 単位の科目となっています。商法 I (4 単位) でガバナンスやファイナンス、商法 IV (2 単位) で組織再編を学修します。 | | | | | | | |
| 商法 I : ガバナンス（運営機構）+ファイナンス | | | | | | | |
| 商法 IV : M&A などの組織再編 | | | | | | | |
| 講義に際して、担当教員の実務経験を活かし、現実にどのような紛争が生じうるのか、また、その紛争を予防するためにどのような実務的な措置が採られているのかに配慮するものとします。また、法律実務を担うための実践的基礎となる知識・経験を積むことを目指します。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| 会社法が定める様々な概念および法規制について理解するとともに、その機能について考える力を身につける。 | | | | | | | |
| DP1-1、1-2、旧 DP6 について、法律知識に基づき、具体的な事案を分析する専門性の基礎を身につけ、また、学修に基づき、新しく生じる問題に法学の観点から対処する基礎を身につける。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第 1 回 | ・ガイダンス ・株式会社の設立 1 発起設立 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 2 回 | ・株式会社の設立 1 発起設立（続き） ・株式会社の設立 2 募集設立 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 3 回 | ・設立中の会社・設立に関する責任 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 4 回 | ・企業形態の選択、持分会社 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 5 回 | ・持分会社（続き）、組織変更 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 6 回 | ・買収・組織再編の手段と比較 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 7 回 | ・合併（吸収合併・新設合併）・事業譲渡との比較 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 8 回 | ・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 9 回 | ・二段階買収及び少数株主の締め出し（MBO 取引、特別支配株主による株式売渡請求（キャッシュ・アウト）を含む） | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 10 回 | ・組織再編取引と株主の救済（株式買取請求権） | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 11 回 | ・組織再編取引と株主の救済（会社の組織に関する訴え、濫用的・詐害的会社分割） | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 12 回 | ・買収防衛策 1（意義・仕組み） | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 13 回 | ・買収防衛策 2（裁判例） | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 第 14 回 | ・定款変更+解散・清算 | 教科書の該当ページ | | | 60 | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | |

| |
|---|
| ・講義形式で行う。重要な論点については講義に出席している学生に意見を聞くことがある。進捗状況により、講義内容が前後または一部変更することがある。 |
| 〔成績評価の方法〕 期末テストの成績で評価する（100%）。ただし、一定数以上の欠席は、減点要素として評価の対象とする。 |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No. 39. |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 ・民事法の科目をカリキュラムにしたがって履修していることが望ましい。 ・商法IVの履修の前提として商法Iの履修が望まれる。 |
| 〔テキスト〕 伊藤靖史=大杉謙一=田中宜=松井秀征『会社法〔第5版〕』（LEGAL QUEST/有斐閣, 2021） 中東正文=白井正和=北川徹=福島洋尚『会社法〔第2版〕』（有斐閣ストゥディア/有斐閣, 2021） ※上記各テキストの難易度や利用方法などについては、第1回の講義（ガイダンス）の際に説明する。使用するテキストは、第2回の講義の時までに用意すればよい。 〔参考書〕 江頭憲治郎『株式会社法〔第9版〕』（有斐閣, 2024年） 田中宜『会社法〔第4版〕』（東京大学出版会, 2023年） 神田秀樹『会社法〔第27版〕』（弘文堂、2025年出版予定） 船津浩司『やさしい会社法講義』（日本評論社、2024） 岩原紳作ほか編『会社法判例百選〔第4版〕』（有斐閣, 2021年） 久保田安彦ほか『会社法判例40！』（有斐閣, 2019年） ※上記の参考書の参照方法や、他の参考書などについては第1回の講義（ガイダンス）の際に説明する。 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知する。 |
| 〔特記事項〕 |

| 科目名 | 知的財産法 I | | | | | | |
|--|------------------------------|--|---|------|------------------|------|---------|
| 教員名 | 塩澤 一洋 | | | | | | |
| 科目No. | 127131330 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| テーマ：著作権制度の意義と仕組みを解き明かす 知的財産法の一翼を担う著作権法は、著作物の創作、公開、利用というクリエイティブな循環を形成し、「文化の発展に寄与すること」を目的するシステムです。未来志向かつポジティブな法制度です。 この授業では、著作権法に規定される著作権制度の本質的意義と目的を構造的に解き明かすとともに、著作権に関する現代的な諸問題について考察しつつ、著作権制度および知的財産制度の現状とるべき姿を描き出していく。それによって、AI、ICT が発達する現代社会における著作権制度と文化について理解を深め、その将来像を検討していきましょう。また憲法、民法、特許法、各種の国際条約といった法令との関係を明らかにするとともに、日米欧の文化的社会的な相違という背景も考慮に入れつつ、著作物の創作、公開、利用という循環における人間の創造的営みとその成果の流通、活用について検討を深めます。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| DP1【専門分野の知識・技能】、2【教養の修得】(広い視野での思考・判断)、3【課題の発見と解決】(情報の調査収集・分析・解釈・論理的思考)、4【表現力、発信力】、5【多様な人々との協働】(コミュニケーション+協調性+チームワーク)、6【自発性、積極性】を実現するため、①授業中の法的な問い合わせに対して自発的に発言し、②授業中に教員から提示される課題につき条文に基づいて各自論述文を起案した上で多様なパディ(2人組)で検討を加えてその結果をクラスに対して報告し、③毎回授業の最後に出される「本日の Quest」 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修(予習・復習等) | | | 準備学修の目安(分) | | |
| 第1回 | 1. 著作権法をとりまく今日的問題——イントロダクション | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第2回 | 2. 知的財産法の全体像と著作権法の位置づけ | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第3回 | 3. 有体物と無体物との峻別 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第4回 | 4. 著作物とは何か | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第5回 | 5. 著作物の具体例 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第6回 | 6. 著作者は誰か | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第7回 | 7. 著作者人格権の発生およびその性質と効力 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第8回 | 8. 著作権の発生とその性質 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第9回 | 9. 著作権の効力 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第10回 | 10. 著作権の制限 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第11回 | 11. 著作権の存続期間 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第12回 | 12. 著作権の譲渡・消滅 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第13回 | 13. 著作権の侵害と刑事罰 | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 第14回 | 14. 著作権法のパースペクティブ | 「条文の読み方 7 ステップ」に従い、該当条文を読む。 (「条文の読み方 7 ステップ」は授業で教えます) | | | 1日 10 分 (週 70 分) | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | |
| 問答(対話)です。授業中、私はみなさんにさまざまな問い合わせをしますので、頭をフル回転させて自分の考えを述べてください。自ら挙手して口頭での発言1回につき1点を加算し、平常点としてカウントします。私は挙手した人のみに発言を求めます(挙手していない者に発言を求めるとはいたしません)ので、積極的に自発的な発言を期待します。学問は「?」と「!」の循環で進展します。対話によって「?」と「!」を見つけ出していくましょう。 | | | | | | | |
| 授業は毎回授業の最後に提出する「Reaction Paper」に、「shioへの | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | |

平常点 50%、期末試験（またはレポート試験）50%。

平常点は発言の回数です。発言 1 回につき 1 点、加算します。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（成蹊大学学則第 39 条）に準拠する。なお学則第 38 条に基づき、出席すべき時間数の 3 分の 2 に達しない者は成績評価の対象となりませんのでご注意ください。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation Article 38 and 39.
<https://www.seikei.ac.jp/university/pdf/111010.pdf>

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

憲法、民法、刑法

〔テキスト〕

有斐閣『ポケット六法』最新版

〔参考書〕

- ・『著作権関係法令・条約集』著作権法令研究会編・著作権情報センター
- ・『著作権判例百選』別冊ジュリスト・有斐閣
- ・半田正夫・松田政行編『著作権法コメントール 1 第 2 版』勁草書房 2015 年 (11,000 円)

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知します。

〔特記事項〕

- ・I C T 教育科目
- ・アクティブ・ラーニング
- ・情報リテラシー教育科目
- ・I C T 活用

| 科目名 | | 知的財産法II | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|---------|------------------------|------|-----|-------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 五味 飛鳥 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131340 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 社会で活動するにあたり、産業の高度化や社会の情報化が進展する中で、知的財産法の理解の必要性及びその活用の重要性がますます高まっている。知的財産法は、知的財産を守る法律の総称であり、の中には、特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法などが含まれる。知的財産法 II では、知的財産法制全般を概観した上で、発明の保護と利用を図り産業の発達に寄与することを目的とする特許法がその中で占める位置を把握し、同法の体系、理論及び概念についてその基礎を学ぶ。 なお、意匠法、商標法及び不正競争防止法は、後期の知的財産法 III で取り扱う。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1-1 (法律学科の専門分野に関する知識・技能を修得している)、DP1-2 (法制度の構造と動態に関する深い知識に基づいて、社会の様々な問題を法的に分析し、その解決に向けて法を活用する力を身に付けている) を実現するために、次のことを目標とする。 ●学習の基礎を身につける (DP1-1 に対応) ・条文の構造、基本的な理論及び概念を理解し、説明することができる。 ・具体的な事象や事件に対して、法的問題点を指摘することができる。 ●問題解決の姿勢を身に付ける (DP1-2 に対応) ・指 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修 (予習・復習等) | | | 準備学修の目安 (分) | | | | | | | | |
| 第1回 | 知的財産法の全体像と特許法の位置づけ | | 特に必要なし | | | 特に必要なし | | | | | | | | |
| 第2回 | 特許法はなにを目的とした法律なのか? | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 特許法が保護する発明とはなにか? | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 発明が保護されるための要件はなにか? - 産業上の利用可能性・新規性など | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 発明が保護されるための要件はなにか? - 進歩性など | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 特許を受けることができる者は誰なのか? | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 特許を受けるための手続は? - 願書の作成 | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 特許を受けるための手続は? - 審査と無審査 | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 特許権の侵害とはなにか? - 技術的範囲 | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 特許権の侵害とはなにか? - 均等論 | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 特許権の侵害とはなにか? - 間接侵害 | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 特許権の侵害とはなにか? - 消尽論など | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 特許権の侵害とはなにか? - 実施権など | | テキスト・参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 到達度確認テスト | | これまでの授業を復習しておく | | | 120分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 基本的には講義形式で行いますが、知識の定着及びその応用を目的として、担当教員が用意する事例問題について、その場での検討及び発言を求めます。授業の最後には、リアクションペーパーにおいて、授業の感想や授業で扱った問題に関する質問などを書いていただきます。質問等については、必要に応じて次の冒頭で解説ないし回答し、或いは検討を加えます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 成績評価は、毎回提出してもらうリアクションペーパーの内容 (50%)、並びに、到達度確認テストの結果 (50%) によって評価します。 | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|---|
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39. |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 |
| 〔テキスト〕 高林龍『標準特許法（第 8 版）』有斐閣 3,080 円 |
| 〔参考書〕 特許庁総務部総務課制度審議室『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第 22 版）』 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoyu/chikujokaisetsu22.html 特許庁ホームページからダウンロード可能（無料） |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知します。 また、授業終了後に教室で受け付けます。 |
| 〔特記事項〕 |

| 科目名 | | 知的財産法III | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------------|---|------|-------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 五味 飛鳥 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131350 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 社会で活動するにあたり、産業の高度化や社会の情報化が進展する中で、知的財産法の理解の必要性及びその活用の重要性がますます高まっている。知的財産法は、知的財産を守る法律の総称であり、の中には、特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法などが含まれる。知的財産法 III では、デザインの保護及び利用を図ることを目的とした意匠法、商標を保護する商標法、事業者間の公正な競争の確保を目的する不正競争防止法が、知的財産法制の中で占める位置を把握し、これらの法の体系、理論及び概念についてその基礎を学ぶ。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1-1 (法律学科の専門分野に関する知識・技能を修得している)、DP1-2 (法制度の構造と動態に関する深い知識に基づいて、社会の様々な問題を法的に分析し、その解決に向けて法を活用する力を身に付けている) を実現するために、次のことを目標とする。 ●学習の基礎を身につける (DP1-1 に対応) ・条文の構造、基本的な理論及び概念を理解し、説明することができる。 ・具体的な事象や事件に対して、法的問題点を指摘することができる。 ●問題解決の姿勢を身に付ける (DP1-2 に対応) ・指 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修 (予習・復習等) | | | 準備学修の目安 (分) | | | | | | | | |
| 第1回 | 知的財産法の全体像と意匠法・商標法・不正競争防止法の位置づけ | 特に必要なし | | | 特に必要なし | | | | | | | | |
| 第2回 | 商標法はなにを目的とした法律なのか?商標とはなにか? | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 商標が保護されるための要件はなにか? -識別力 | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 商標が保護されるための要件はなにか? -混同防止等 | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 商標登録を受けるための手続は? | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 商標権の侵害とはなにか? | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 不正競争防止法による保護との違いは? -商品等表示の保護と商標法 | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 意匠法はなにを目的とした法律なのか?意匠とはなにか? | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 意匠が保護されるための要件はなにか? | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 意匠登録を受けるための手続は? -願書の作成 | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 意匠登録を受けるための手続は? -意匠法の特殊な制度 | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 意匠権の侵害とはなにか? | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 不正競争防止法や商標法によるとの違いは? -商品形態や立体商標の保護と意匠の保護 | 事前に提示する資料及び参考書の該当箇所を事前に読んでおく | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 到達度確認テスト | これまでの授業を復習しておく | | | 120分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 基本的には講義形式で行いますが、知識の定着及びその応用を目的として、担当教員が用意する事例問題について、その場での検討及び発言を求めます。授業の最後には、リアクションペーパーにおいて、授業の感想や授業で扱った問題に関する質問などを書いていただきます。質問等については、必要に応じて次の冒頭で解説ないし回答し、或いは検討を加えます。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 成績評価は、毎回提出してもらうリアクションペーパーの内容 (50%)、並びに、到達度確認テストの結果 (50%) によって評価します。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | |

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

〔テキスト〕

特になし

〔参考書〕

特許庁総務部総務課制度審議室編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第22版）』
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoyu/chikujokaisetsu22.html>

特許庁ホームページからダウンロード可能（無料）

経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法（令和6年4月1日施行版）』
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/Chikujo.pdf>

経済産業省ホームページからダウンロード可能（無料）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知します。

また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 社会保障法 | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|---|---|-----|------|------------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 渡邊 絹子 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131380 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 怪我や病気をして治療を受ける必要がある場合、高齢になって働けなくなり所得を得ることが困難になった場合など、社会生活においては、一定の所得保障ないしサービスを受けることが必要になることが不可避的に生じます。そのような事態（事故）が生じた場合に、公的に所得保障を行ったり、サービスを提供する制度が社会保障であり、この制度に関わる法が社会保障法です。社会保障法は、社会保険、社会福祉サービス、公的扶助などに分けることができます。 本講義では、社会保険制度を中心に取り扱います。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 本講義では、年金保険、医療保険、労災保険といった社会保険を中心とする社会保障各制度の基本的な仕組み・内容等の基礎的知識を修得する（DP1、DP2）とともに、現行制度における諸課題を追究し（DP3-1）、社会保障の今後のあり方について考える力を養成することを目的とします（DP3-2）。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス ・授業の内容、進め方等について説明する。 | | | シラバスを読み、教科書・参考書を確認し、授業計画等について理解しておく。 | | | 20 | | | | | | |
| 第2回 | 年金保険（1） ・所得保障制度の全体像を把握する。 ・公的年金制度の適用関係について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第3回 | 年金保険（2） ・保険給付（老齢年金）について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第4回 | 年金保険（3） ・保険給付（障害年金・遺族年金）について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第5回 | 年金保険（4） ・年金財政について学修する。 ・公的年金制度の諸課題について整理する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 年金保険（1）～（4）で取り上げた裁判例について、判例評釈等を読み、理解を深めるようにする。 | | | 90～120 | | | | | | |
| 第6回 | 医療保険（1） ・医療保険制度の全体像を把握し、法の適用関係を学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第7回 | 医療保険（2） ・保険給付について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第8回 | 医療保険（3） ・保険給付について学修する。 ・医療保険財政の基本構造および保険財政をめぐる諸課題について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第9回 | 医療保険（4） ・高齢者医療に関する制度の変遷、諸課題について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 医療保険（1）～（4）で取り上げた裁判例について、判例評釈等を読み、理解を深めるようにする。 | | | 90～120 | | | | | | |
| 第10回 | 労災保険（1） ・労災保険制度の概要を把握し、諸課題について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第11回 | 労災保険（2） ・労災保険制度の概要を把握し、諸課題について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 労災保険（1）、（2）で取り上げた裁判例について、判例評釈等を読み、理解を深めるようにする。 | | | 90～120 | | | | | | |
| 第12回 | 生活保護（1） ・生活保護制度の概要を把握し、諸課題について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 | | | 60～90 | | | | | | |
| 第13回 | 生活保護（2） ・生活保護制度の概要を把握し、諸課題について学修する。 | | | 教科書の該当箇所を熟読し、授業中に作成したノートを整理し、学修した内容を説明できるようにする。 生活保護（1）、（2）で取り上げた裁判例について、判例評釈等を読み、理解を深めるようにする。 | | | 90～120 | | | | | | |
| 第14回 | 到達度確認テスト及び総括 | | | 到達度確認テストに備え、これまで学修した内容を整理し、その内容に対する理解を深めるようにする。 | | | 90～120 | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で実施します。知識の定着、思考力の養成を目的として、授業内で課題を提示し、それへの回答（授業内レポート）を求めることがあります。また、授業中に出席者の見解を知るために発言を求めることがあります。授業の進捗によって、内容を一部変更することができます。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

到達度確認テスト (70%)、授業内レポート (30%)。授業中の発言は加点要素として考慮します。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No. 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

民法、行政法、労働法などの基礎的な知識がある程度必要です。また、日常的に新聞を読み、社会保障・労働問題関連の情報収集に努めることを望みます。

〔テキスト〕

『社会保障法』、笠木映里=嵩さやか=中野妙子=渡邊絹子、有斐閣、5000 円+税、ISBN978-4-641-14494-1

〔参考書〕

『社会保障判例百選 第 6 版』、岩村正彦、有斐閣、2800 円+税、ISBN 978-4-641-11569-9、「購入の必要なし」

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 国際私法 I | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|------------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 羽賀 由利子 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131390 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 グローバル化した現代では、国際結婚や離婚、親子関係など、しばしば国境を越えた家族関係が生じます。「日本人の妻がアメリカ人の夫と離婚し、子どもを連れて帰国した」、「韓国人が日本に残した財産について相続問題が生じた」など、様々な問題が考えられます。本講義では、このように涉外的な要素を含む家族関係はどのように規律されるかを取り扱います。 上記のような問題が生じた時、常に日本の法律が適用されるわけではなく、外国法によって問題に解決が与えられることもあります。国際私法は、涉外的な問題に適用されるべき法律（「準拠法」）を決定する役割を有しています。本講義では、この国際私法を理解するために、①「国際私法とは何か」という基礎理論、②準拠法決定プロセス（総論）、③法律問題の類型それぞれについての準拠法決定ルール（各論）、の順で進めていきます。具体的なイメージがつかめるよう、講義中には実際の裁判例等の具体例も用います。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 現代社会では日本の法秩序と外国の法秩序が併存していることを前提として、涉外的な要素を含む家族関係及び相続に関する法律問題の解決方法を学習します。 ①いかなる涉外的な家族法上の法律問題が起き得るかを認識できること。（DP1【専門分野の知識・技能】） ②これら法律問題を解決するための日本の法的枠組みを把握すること。（DP1【専門分野の知識・技能】） ③具体的な事案に対して、上記の関連法規を解釈・適用し、解決を導くことができること。（DP3【課題の発見と解決】） | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | 国際私法の定義と必要性 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 国際私法の理念 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 単位法律関係と性質決定 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 連結点（1）総説、本国法 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 連結点（2）住所地法、常居所地法、法律回避 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 準拠法（1）総説、反致 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 準拠法（2）不統一法域、未承認国家 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 準拠法（3）公序① | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 準拠法（4）公序② | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 婚姻①（総説、成立要件、身分的効力） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 婚姻②（財産的効力、離婚、婚姻類似制度） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 親子①（総説、嫡出・非嫡出親子関係の成立、準正） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 親子②（養親子関係の成立、親子間の法律関係、扶養） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 相続、遺言 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 教科書及び配布するレジュメに従って授業を進めていきます。指定教科書は、慣れない用語もあって読みづらいこともあるかもしれません、事前に読んでおけば授業の理解が容易になると思います。国際私法は他の私法分野とは少し異なる部分もありますので、事例なども用いながら説明していきます。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

学期末試験の成績によります。(学年末試験 100%)

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

民法および民事訴訟法の知識があることが望ましいです（単位取得の有無は問いません）。「国際私法II」をあわせて履修することを強く勧めます。

〔テキスト〕

神前慎=早川吉尚=元永和彦『国際私法（第4版）』（有斐閣、2019）

* テキストを手元に置いていることを前提に、レジュメを配布します（必要に応じて順序等は変更する可能性があります）。

道垣内正人・中西康（編）『国際私法判例百選（第3版）』（有斐閣、2021）

* しばしば掲載判例の解説を参照します。購入を前提とはしませんが、しない場合は自身で図書館等で確認（必要に応じて複写）する必要があります。

〔参考書〕

いずれも購入の必要はありません。予習・復習の際に、必要に応じて参考してください。

松岡博（編）『国際関係私法入門（第4版補訂版）』（有斐閣、2021）

野村美明=高杉直=長田真里（編著）『新・ケースで学ぶ国際私法』（法律文化社、2020）

櫻田嘉章『国際私法（第7版）』（有斐閣、2020）

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第8版）』（有斐閣、2018）

出口耕自『論点講義国際私法』（法学書院、2015）

横山潤『国際私法』（三省堂、2012）

櫻田嘉章=道垣内正人（編）『注釈国際私法第1巻』（有斐閣、2011）

櫻田嘉章=道垣内正人（編）『注釈国際私法第2巻』（有斐閣、2011）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

授業終了後に教室で受け付けます。

CoursePowerの質問機能は用いないでください。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 国際私法Ⅱ | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|------------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 羽賀 由利子 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127131400 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 ボーダーレスが発展した今日の社会においては、人や企業が国境を超えて活動することも珍しくなくなっています。これに伴い、国際的な私法上のトラブルの発生も増加しています。例えば、「フランスの商店に品物を注文したがいつまで経っても届かない」、「マレーシアで墜落した航空機の日本人乗客の遺族が損害賠償を請求した」など、様々な問題が考えられます。本講義では、このように涉外的な要素を含む財産関係の問題がどのように規律されるかを取り扱います。上記のような問題が生じた時、常に日本の法律が適用されるわけではなく、外国法によって問題に解決が与えられることがあります。国際私法は、涉外的な問題に適用されるべき法律（「準拠法」）を決定する役割を有しています。本講義では、この国際私法を理解するために、①「国際私法とは何か」という基礎理論、②準拠法決定プロセス（総論）、③法律問題の類型それぞれについての準拠法決定ルール（各論）、の順で進めていきます。具体的なイメージがつかめるよう、講義中には実際の裁判例等の具体例を用います。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 「国際私法Ⅰ」と同様に、現代社会では日本の法秩序と外国の法秩序が併存していることを前提として、涉外的な要素を含む家族関係及び相続に関する法律問題の解決方法を学習します。 ①いかなる涉外的な財産法上の法律問題が起き得るかを認識できること。（DP3【課題の発見と解決】） ②これら法律問題を解決するための日本の法的枠組みを把握すること。（DP1【専門分野の知識・技能】） ③具体的な事案に対して、上記の関連法規を解釈・適用し、解決を導くことができること。（DP3【課題の発見と解決】） | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | 国際私法の基礎①（単位法律関係、法性決定） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 国際私法の基礎②（連結点） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 自然人①（権利能力、失踪宣告） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 自然人②（行為能力、後見、氏名） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 法人 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 契約①（総説、当事者自治原則） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 契約②（方式） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 契約③（消費者契約・労働契約の特則） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 不法行為①（一般則） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 不法行為②（生産物責任・名誉毀損の特則） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 不法行為③（特別留保条項） | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 物権 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 知的財産権 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 債権・債権譲渡 | 教科書の該当部分を事前にしっかりと読んでおいてください。 | | | 100分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 教科書及び配布するレジュメに従って授業を進めていきます。指定教科書は、慣れない用語もあって読みづらいこともあるかもしれません、事前に読んでおけば授業の理解が容易になると思います。国際私法は他の私法分野とは少し異なる部分もありますので、事例なども用いながら説明していきます。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

学期末試験の成績によります。(学年末試験 100%)

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

民法および民事訴訟法の知識があることが望ましいです（単位取得の有無は問いません）。「国際私法Ⅰ」をあわせて履修することを強く勧めます。

〔テキスト〕

神前慎=早川吉尚=元永和彦『国際私法（第4版）』（有斐閣、2019）

* テキストを手元に置いていることを前提に、レジュメを配布します（必要に応じて順序等は変更する可能性があります）。

道垣内正人・中西康（編）『国際私法判例百選（第3版）』（有斐閣、2021）

* しばしば掲載判例の解説を参照します。購入を前提とはしませんが、しない場合は自身で図書館等で確認する必要があります。

〔参考書〕

いずれも購入の必要はありません。予習・復習の際に、必要に応じて参考してください。

松岡博（編）『国際関係私法入門（第4版補訂版）』（有斐閣、2021）

野村美明=高杉直=長田真里（編著）『新・ケースで学ぶ国際私法』（法律文化社、2020）

櫻田嘉章『国際私法（第7版）』（有斐閣、2020）

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第8版）』（有斐閣、2018）

出口耕自『論点講義国際私法』（法学書院、2015）

横山潤『国際私法』（三省堂、2012）

櫻田嘉章=道垣内正人（編）『注釈国際私法第1巻』（有斐閣、2011）

櫻田嘉章=道垣内正人（編）『注釈国際私法第2巻』（有斐閣、2011）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

授業終了後に教室で受け付けます。

CoursePowerの質問機能は用いないでください。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 環境法 | | | | | |
|--|--|-------|---|--------------------------|-----|------------|---------|
| 教員名 | | 渡邊 知行 | | | | | |
| 科目No. | 127131410 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 『環境法の概説』 ・環境法の総論的な内容を概説したうえで、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、廃棄物処理、循環型社会、地球温暖化対策、生物多様性に関わる、重要な法令と課題を判例などの事案を通じて考察する。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP 1-1【法律学科の専門分野に関する知識・技能を修得している。】、DP 3-1【課題の本質を発見するために必要な情報（文献、統計等を含む）を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に解決する能力を身に付けている。】、DP 4-1【自分の意見や考え方を、外に向けて的確かつ明確に発信できる豊かな表現力を身に付けている。】を実現するため、次の2点を到達目標とする。 ①環境法に関する基礎的な知識や考え方を身につける。 ②環境法の学習で身につけた知識や考え方を活かして、公害、地球温 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修（予習・復習等） | | 準備学修の目安（分） | |
| 第1回 | ガイダンス 授業内容と進め方を説明する。 公害・環境問題を解決するために、公害・環境法がどのように整備されてきたのかを概説する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第2回 | 公害・環境法の展開 1980年代まで、戦後の経済成長のなかでの公害問題について、裁判を通じてどのような解決がなされてきたのか、現在の環境法の発展にどのような関わりがあるのかを考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第3回 | 環境権と環境紛争 環境権論が普及するなかで、公害、騒音、日照、景観などをめぐる環境紛争がどのように解決されてきたのかを考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第4回 | 環境法の基本原則 環境汚染を防止するための基本原則である、予防原則や原因者負担原則について、その内容を概説したうえで、具体的な事案にどのように当たるのかを考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第5回 | 環境政策の手法 行政規制のほか、自主的な取り組みを促す、合意的手法（公害防止協定など）、経済的手法（環境税、排出枠取引など）、情報的手法（環境ラベリングなど）について考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第6回 | 環境基本法 環境基本法の内容を概観したうえで、環境基本計画、都市計画事業などにおける環境配慮について考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料レジュメで確認する。 | | 60分 | |
| 第7回 | 環境影響評価 大規模な空港、鉄道、道路、発電所などを建設するには、環境影響評価（アセスメント）の手続きを経ること必要である。制度を概観し、制度が環境保全のために十分に機能しているのかを考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第8回 | 大気汚染対策 公害訴訟を経て整備された、大気汚染防止法による工場・発電所などのはい煙や自動車排ガスの規制、さらに、光化学スマogging対策やアスベスト粉じん飛散防止対策などについて考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第9回 | 水質汚濁・土壤汚染対策 海洋・河川・湖沼の環境保全にとどまらず、地下水汚染対策、生活排水対策も含めて整備された水質汚濁防止法による規制、土壤汚染対策法による土壤汚染の把握・被害発生防止措置について考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第10回 | 廃棄物の処理 廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の不法投棄などによって有害物質が環境を汚染しないように、国・自治体・事業者・市民がどのような役割を担って、一般廃棄物・産業廃棄物をどのように処理することが求められるのかを考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第11回 | 循環型社会 環境への負荷を低減するために、資源の消費や廃棄物の発生を抑止し、使用後の製品をできる限り再利用することが必要である。3R政策（リデュース、リユース、リサイクル）のための循環型社会形成推進基本法・資源有効利用促進法、製品の種類ごとの個別リサイクル法に基づく排出削減、再商品化について考察する。 | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |
| 第12回 | 地球温暖化対策 温室効果ガス（二酸化炭素など）が大量に排出されることによる地球温暖化が進行し、異常気象による災害、熱中症など健康の悪化、農作物の品質低下など様々な損失が深刻になっている。先進的なEU諸国の動きをみながら、地球温暖化対策推進法に基づく緩和策、気候変動適応法に基づく適応策が | | | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | | 60分 | |

| | | | |
|--|---|----------------------|-----|
| | どのように展開されているのかを考察する。 | | |
| 第13回 | 生物多様性 食糧生産、医療など人類が生存する基盤となる生物多様性・生態系を維持していくために、生物多様性基本法に基づいて、国・自治体がどのような役割を担って、どのような対策を進めていくことが必要であるのかを考察する。 | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | 60分 |
| 第14回 | 授業で学習した全体の内容をまとめるとともに、2024年に策定される第6次環境基本計画について考察する。 | 授業内容をテキストや授業資料で復習する。 | 60分 |
| 〔授業の方法〕 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 事前にCoursePowerに掲示した配布資料に基づいて、講義内容を詳説する。 課題レポート提出（中間レポート1回と期末レポート）を実施する。中間レポート課題は、基本的な知識や考え方の理解を確認する。期末レポート課題は、授業で得られた成果を評価する。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 中間レポート課題（30%）、期末レポート課題（70%）。 | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | |
| 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39. 次の2点に着目し、その達成度により評価する。 | | | |
| ①環境法に関する基礎的な知識や考え方を身につけて説明できる。 ②環境法の学習で身につけた知識や考え方を活かして、公害、地球温暖化、廃棄物、リサイクルなど環境問題の課題とその解決策を考え、論じることができる。 | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 | | | |
| 民法、行政法 | | | |
| 〔テキスト〕 | | | |
| 『環境法 BASIC(第4版)』 大塚直著、有斐閣、5060円、ISBN: 9784641233126 | | | |
| 〔参考書〕 | | | |
| 『環境法判例百選(第3版)』 大塚直・北村喜宣編、有斐閣、3190円、ISBN 9784641115408 | | | |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 | | | |
| ポータルサイトで周知します。 また、授業終了後に教室で受け付けます。 | | | |
| 〔特記事項〕 | | | |
| | | | |

| 科目名 | | 金融法 | | | | | |
|---|--|--------------|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 湯原 心一 | | | | | |
| 科目No. | 127131470 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| テーマ：金融商品取引法 概要：金融は、経済活動に不可欠なものである。近年、金融活動は、金融以外の事業活動を超えて肥大化し、社会に与える影響が甚大なものになっている。本講座では、金融に関連する法律のうち、金融商品取引法について学修する。 同法は、2006年に、金融先物取引法、投資顧問業法などを統合して、証券取引法が改組されたものであり、主に、金融のうち証券取引に関する部分を規制している。 資本市場がその機能を適正に發揮するために、同法はディスクロージャーの確保と不公正取引の規制を中心として、複雑な規制体制を作り上げている。講義の前半では、金融に関する法律を概観し、資本市場の機能・重要概念を法の目的に即して説明したのち、金融商品取引法の開示制度、資金調達に対する法規制を学修する。講義の後半では、金融商品業の規制、公開買付けに関する規制、不公正取引の規制について学修する。 講義に際して、担当教員の実務経験を活かし、現実にどのような紛争が生じうるのか、また、その紛争を予防するためにどのような実務的な措置が採られているのかに配慮するものとします。また、法律実務を担うための実践的基礎となる知識・経験を積むことを目指します。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| 資本市場の諸制度について、その趣旨に遡って理解するとともに、制度を使いこなせるようにする実践的学修を心がけ、さらには現行制度の問題点を政策的観点から指摘できる能力を涵養することを目的とする。現行制度の理解能力、実務的な問題への対処能力、政策的判断能力の涵養を念頭において学修する。 DP1-1、1-2、旧 DP6 について、法律知識に基づき、具体的な事案を分析する専門性の基礎を身につけ、また、学修に基づき、新しく生じる問題に法学の観点から対処する基礎を身につける。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | 授業開始にあたって（授業の進め方、評価基準等の確認） 金融の機能 金融法・規制の概観 金融商品取引法の目的 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第2回 | 有価証券の定義とその機能 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第3回 | 企業内容の開示規制の概要、特に、有価証券の発行市場における開示制度を概観する。また、発行開示制度の適用範囲を画する、募集・売出し概念を学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第4回 | 発行開示における開示書類である有価証券届出書と目論見書並びにそれらの目的及び機能について学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第5回 | 上場企業による流通市場への情報開示である継続開示制度及び財務情報の正確性を確保するための制度を学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第6回 | 発行開示書類において虚偽の情報開示を行った者はどのような責任を負うかを学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第7回 | 継続開示書類において虚偽の情報開示を行った者はどのような責任を負うかを学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第8回 | 金融商品取引業者の規制を概観し、開業規制を概観する。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第9回 | 金融機関と金融商品取引業務及びその他の金融商品取引業に関する規制を学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第10回 | 金融商品取引業者と顧客との関係について学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第11回 | 公開買付け規制の概要を学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第12回 | インサイダー取引規制のうち、いわゆる内部情報に関する取引規制を学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第13回 | インサイダー取引規制のうち、いわゆる外部情報に関する取引規制を学ぶ。 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 第14回 | インサイダー取引以外の不公正取引を学ぶ。 本講座で対象としなかった論点の概要 復習 | 教科書の該当頁 | | | 90 | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | |

| |
|--|
| 講義形式で行う。重要な論点については講義に出席している学生に当てて意見を聞くことがある。進捗状況により、講義内容が前後または一部変更することがある。 |
| 〔成績評価の方法〕 期末テストの成績で評価する（100%）。ただし、一定数以上の欠席は、減点要素として評価の対象とする。 |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39. |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 先修科目：商法I 関連科目：民法I-IV、商法I-III、商法IV |
| 〔テキスト〕 初回の授業で指示する。近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法〔第5版〕』（弘文堂、2022）の予定であるが新版が出版されている場合には新版とする。 |
| 〔参考書〕 初回の授業で指示する。 |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知する。 |
| 〔特記事項〕 |

| 科目名 | 不動産登記法 | | | | | | |
|---|--|---|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | 山田 猛司 | | | | | | |
| 科目No. | 127131480 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 不動産登記法という手続法を通じて民法などの実体法との関係を理解し、法律をより深く理解することをテーマとする。 そのために司法書士としての実務経験を生かし、実務での経験談を交え講義することにより、実体法と手続法との関連を登記簿や登記申請情報等を通じ法律を具体的にイメージすることができるようとする。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 ・不動産登記法を基礎から体系的に学び、売買や相続、抵当権設定等の登記手続きを考察することにより、将来金融業、不動産業、法律事務所等に就職した際に即戦力となる知識を身につけます (DP1「専門分野の知識・技能」)。 ・民法や借地借家法、区分所有法、民事執行法等の具体的なイメージを持つことができる。 ・不動産登記法を学ぶことにより司法書士試験や行政書士・宅建士試験の合格に役立つ。 ・登記簿を読み解くことができるようになり、銀行法務、不動産売買、賃貸業にもその知識を生かすことができる。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | 第 1 回 民法と不動産登記 不動産登記制度とは なぜ不動産登記は必要なのか 対抗要件とは 不動産登記関連法規の読み方の基本原則 不動産登記申請書作成の基本原則 不動産登記の分類 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 に | | | 80 分 | | |
| 第2回 | 第 2 回 不動産登記簿の見方 登記簿の構成 表示に関する登記と権利に関する登記 土地の分筆と合筆 地目の認定と地積の計算方法 建物表題登記 建物として取り扱うものと取り扱われないもの 建物の個数の基準 建物の所在の記録方法 家屋番号の定め方 建物の種類の定め方 建物の床面積の計算方法 権利に関する登記の基本構造 保存と設定の選択 申請書の受付年月日及び受付番号 登記原因および日付 登記権利者の住所・氏名 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | | | 80 分 | | |
| 第3回 | 第 3 回 登記の一般通則、申請人等 不動産登記の基本原則 申請主義 嘱託による登記 登記官の職権による登記 共同申請主義 要式主義 登記申請人となるべき者 相続人による登記と相続による移転登記の比較 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | | | 80 分 | | |
| 第4回 | 第 4 回 判決による登記 判決による登記とは 判決の内容 判決による登記の可否 執行文を要する場合と要しない場合 承継執行文を要する場合と要しない場合 判決による登記の申請手続 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | | | 80 分 | | |
| 第5回 | 第 5 回 申請情報・一括申請 電子申請の書面申請及び特例申請 申請情報の内容 一般的記載事項と特殊の記載事項 一括申請の可否 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | | | 80 分 | | |
| 第6回 | 第 6 回 添付情報総論・各論(前半) 添付情報の意義 添付情報の援用 添付情報の省略 添付情報の原本還付 登記原因証明情報 登記識別情報 登記済証 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | | | 80 分 | | |

| | | | |
|--------|--|---|------|
| 第 7 回 | 第 7 回 添付情報各論(後半) 第三者の許可、同意又は承諾を証する情報 利害関係を有する第三者の承諾を証する情報 住所証明書 代表者資格証明情報（会社法人等番号） 代理権限証明情報 印鑑証明書 電子署名・電子証明書 印鑑証明書と電子証明書の比較 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | 80 分 |
| | 第 8 回 所有権移転(売買等の特定承継) 売買による移転登記 売買以外の契約による移転登記 贈与、交換、代物弁済、現物出資、譲渡担保、共有物分割、財産分与等 契約による移転登記 契約解除・解除 時効取得 持分放棄 真正な登記名義の回復 委任の終了 民法第 287 条による放棄 民法第 646 条第 2 項の規定による所有権移転 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | 80 分 |
| | 第 9 回 所有権移転(具体的な資料による特定承継登記の実際) 区分建物売買契約書 固定資産税課税評価証明書 登記事項証明書 登記識別情報通知書 登記完了証 登記申請書 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | 30 分 |
| | 第 10 回 所有権移転(相続等の包括承継) 相続の登記 相続の登記とは 遺贈を登記原因とする場合との違い 前提としての相続登記の要否 相続による所有権移転登記 通常の共同相続の場合 相続権のないものがいる場合 相続分の譲渡があった場合 遺産分割の場合 寄与分が定められた場合 遺留分減殺が確定された場合 相続人不存在の場合 数次に相続が開始した場合の登記 相続をする情報 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | 80 分 |
| | 第 11 回 抵当権設定の登記 抵当権の目的となる権利 被担保債権 債務弁済と債務承認の違い 保証委託契約による求債債権等について 登記申請手続 共同抵当権設定登記の問題点 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | 80 分 |
| | 第 12 回 抵当権の処分の登記 抵当権の処分の登記 抵当権の処分の意義 転抵当権の登記 抵当権の譲渡の登記 抵当権の放棄の登記 抵当権の順位譲渡の登記 抵当権の順位放棄の登記 債権の質入れの登記 抵当権の順位変更の登記 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | 80 分 |
| | 第 13 回 根抵当権設定の登記 根抵当権の立法経緯とバケツ理論 根抵当権の構成要素 極度額 債権の範囲 債務者 元本の確定期日 根抵当権設定登記の申請手続 共同根抵当権の設定登記 共同根抵当権の追加設定登記 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 | 80 分 |
| 第 14 回 | 第 14 回 根抵当権の変更・処分 根抵当権の全部譲渡 根抵当権の一部譲渡 根抵当権の分割譲渡 共有者の権利移転 根抵当権のみの譲渡・放棄 根抵当権の順位の譲渡・放棄 転抵当 根抵当権付債権質入 | 【予習】ポータルサイトからレジュメと参考資料をダウンロードし読んでおく。 【復習】レジュメをもとに講義中話した注意点等を確認する。 【注意】希望により今までの確認問題の復習をする場合もある。 | 80 分 |

〔授業の方法〕

レジュメを中心に講義を行い、毎回理解を深めるために講義内容に関する確認問題を行う（解説付き）。

年末にかかり課題管理としてレポート提出を実施する。

レジュメを講義前にポータルサイトの「授業資料」に掲載するので各自ダウンロードの上プリントアウトして持参すること。

疑問や、制度の問題点等がある部分に関してはHP上のディスカッションにより、議論し理解と問題意識を喚起する。

〔成績評価の方法〕

理解度や積極性を審査・加味して後期試験と合わせて総合的に評価する。具体的には以下のとおり。

平常点（授業への参加状況や授業態度） 50%

課題管理（レポート） 30%

学期末試験 20%

ポータルでのアンケートやディスカッション等への積極的な参加等についてプラス評価する

授業開始15分以降は遅刻とし、30分以降は欠席扱いとする。

また、授業終了前に退室した者は早退とする。

遅刻と早退の出席率は通常出席の2/3とする（計算上遅刻（早退）3回で1回の欠

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

民法、商法（会社法）に関する知識を予備知識として備え、借地借家法・区分所有法・民事執行法等を関連科目として履修していることが望ましい。

〔テキスト〕

レジュメ（ポータルサイトの授業資料に適宜掲載）を中心に講義を行う。

確認問題（出席カードと講義の感想記入欄を兼ねており、該当部分を講義終了時に切り離して提出する）

〔参考書〕

『ケース別・権利に関する嘱託登記』山田猛司編著（日本加除出版）、4,700円（税別）「購入の必要なし」

『抵当権・根抵当権に関する登記と実務』山田猛司著（日本加除出版）、4,500円（税別）「購入の必要なし」

『未処理・困難登記をめぐる実務』山田猛司編著（新日本法規出版）、4,600円（税別）「購入の必要なし」

『不動産権利者の調査・個人をめぐる実務』（新日本法規出版）、3,800円（税別）「購入の必要なし」

『不動産登記法概論』山野目章夫著（有斐閣）、2,700円（税別）「購入の必要なし」

六法 『登記六法』桂林書院、金融財政事情研究会等 出版社不問

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

随時、電子メールで受け付ける。

〔特記事項〕

| 科目名 | 日本法制史 I | | | | | | |
|---|---|---|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | 三田 奈穂 | | | | | | |
| 科目No. | 127151040 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 本講義では、近世・近代の法の歴史を概観する。さまざまな法律が制定され、直接あるいは間接的に法と接する機会が多くなった現代社会において、その「ルーツ」について考えることはとても大切なことといえる。講義では、明治時代の西欧法継承を1つの指標として、それ以前の法を学びつつその後の時代との相違を検討したい。 現代法の直接的な淵源は戦後に求められるが、明治時代（近代）にはその礎が築かれたといえる。憲法・民法・刑法について一定の基礎的理解があることを前提に、それらへの深い理解を追究する。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1（専門分野の知識・技能）を実現するため、次の2点を到達目標とする。 ①法や制度に関する歴史的な知識を修得する ②「法」は、時代や社会、人々の意識等に応じて変化するものであることを理解する | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | ガイダンス ・法制史という学問領域の位置付けについて学ぶ。 ・外国法の継承と日本の歴史を概観する。 ・旧国名に関する知識を確認する。 ・織豊政権期の法を概観する。 | シラバスを一読して授業に臨む。 | | | 60 | | |
| 第2回 | 江戸時代の法に関する一般的理解と武家諸法度 ・幕藩体制下での法の分類・特徴を学ぶ。 ・法令集・判例集について概観する。 ・武家諸法度の意義について学ぶ。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第3回 | 公事方御定書 ・徳川吉宗について学ぶ。 ・幕府の御料における刑法の編纂過程と内容を検討する。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第4回 | 江戸の刑事裁判 ・吟味筋での手続の流れを学ぶ。 ・自白の位置づけを確認する。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第5回 | 人足寄場創設の歴史的意義 ・江戸時代の刑罰・行刑の変遷について学ぶ。 ・人足寄場の創設が世界的にどのような位置づけにあるといえるのか、考える。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第6回 | 江戸の民事法一般 ・奉公を中心とする契約関係について検討する。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第7回 | 近世から近代へ：西欧法の移入 ・近代への導入として、不平等条約の締結と法典の近代化との関係について説明する。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 120 | | |
| 第8回 | 国家機構の変遷と司法省 ・明治初期の国家機構の変遷について説明する。 ・慶應4年の政体書を読む。 ・お雇い外国人の明治政府内で果たした役割について考察する。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第9回 | 明治初期刑法法編纂史 ・明治初年に制定された一連の復古主義的刑法を概観する。 ・刑法の果たす役割について考える。 ・特に刑罰（刑種）を中心に条文の変遷を追う。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第10回 | 旧刑法の編纂 ・旧刑法の制定史について説明する。 ・東洋と西洋の思想の衝突について具体的に検討する。 ・政治的背景により削除された条文について考察する。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第11回 | 刑事手続法の近代化 ・拷問廃止の流れを説明する。 ・糾問主義、弾劾主義、自由心証主義と照らしながら、制度の変遷を追う。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第12回 | 明治憲法 ・明治憲法制定史について説明する。 ・自由民権運動とその後の政治的変革について理解し、明治憲法の意義について考える。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第13回 | 軍刑法と軍法会議 ・明治前期の軍刑法について学ぶ。 ・軍法会議の位置付けについて考える。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 90 | | |
| 第14回 | 民事法の近代化と法典論争とまとめ ・民事法の近代化の概観について説明する。 ・法典論争が激化した背景を考える。 | 事前に高等学校レベルの歴史を確認する。復習としてレジュメの内容を振り返り、参考文献で知識を深める。 | | | 120 | | |

担当教員の作成したレジュメに従って講義形式ですすめる。

パワーポイントを併用し、歴史資料や人物などを写真などのビジュアルで示すことにより体感的に理解が進むようにする。なお、教養レベルの日本史の知識または法的な問題意識に関する問い合わせに対して、受講生には意見を述べてもらいたい。

〔成績評価の方法〕

ポートフォリオ評価とする（原則として、講義・グループワークへの参加状況 50%・レポートやクイズの解答および提出状況 50%）。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。

到達目標で示した、①講義で説明した事項についての知識を修得しているか、②歴史的な法の変遷について理解しているか、の 2 点を基準に評価する。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

憲法・民法・刑法の必修科目の単位を修得していること。

また、高校卒業レベルの古文・漢文および日本史の知識を有することが望ましい。

〔テキスト〕

特になし

〔参考書〕

『日本法制史』浅古弘ほか、青林書院、4180円、ISBN:978-4-417-01517-8

『日本近代法史講義』伊藤孝夫、有斐閣、5060円、ISBN:978-4-641-12639-8

購入の必要なし。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

初回講義時にメールアドレスを提示する。また、授業終了後に教室で受け付ける。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 日本法制史Ⅱ | | | | | |
|--|--------------------|--------|--|------|-----|------------|---------|
| 教員名 | | 建部 雅 | | | | | |
| 科目No. | 127151050 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| テーマ：不法行為事例から学ぶ日本法の展開 概要：不法行為、他人に損害を与える事例は極めて多岐に涉り、かつその内容には時代ごとの変遷が見られます。その一方で、不法行為に関する民法の規定はその制定から実質的な改正はほぼなされていないにもかかわらず、明治時代から現代にいたるまで生じてきた多様な事例に対応してきました。そのため、不法行為事例は身近なものであるにもかかわらず、法的トレーニングを受けていない者による理解が困難なものとなっています。この授業では、法的ものの考え方及び法制度が直面してきた課題を不法行為法の学習を通じて伝達していくことにします。 また、事例解決のために重要となる資料収集を行うためにデータベース活用ができるようになることも目的としています。そのほかに、レポート・論文の書き方の基礎を理解するような授業を行います。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 (D P 6) のために、以下の 4点を到達目標とします。 ○現代社会の問題の内容を、保護法益を通じて理解する。 ○判例・裁判例学習の重要性を認識する。 ○必要な法的情報を収集できるようになる。 ○法学的に適切なレポートを作成できるようになる。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | |
| 第1回 | 不法行為法の基本 | | 復習：「刑法」事例との峻別を理解する | | | 60分 | |
| 第2回 | 不法行為法における保護法益の変遷① | | 復習：現在の新聞等で話題となっている事例における「保護法益」を理解する。 | | | 60分 | |
| 第3回 | 不法行為法における保護法益の変遷② | | 復習：民法 709 条の法益論に関する学説の展開を確認する。裁判例の検索方法を確認する。 | | | 60分 | |
| 第4回 | 不法行為法における「時効」の問題① | | 復習：時効の構造、その問題を理解する。 | | | 60分 | |
| 第5回 | 不法行為法における「時効」の問題② | | 復習：時効、権利濫用、信義則の構造を理解する。 | | | 60分 | |
| 第6回 | 請求内容① | | 復習：不法行為の効果を理解する | | | 60分 | |
| 第7回 | 請求内容② | | 復習：不法行為の効果に関する問題を理解する。 | | | 60分 | |
| 第8回 | 不法行為事例を読む：相当程度の可能性 | | 復習：因果関係概念を理解する | | | 60分 | |
| 第9回 | 不法行為事例を読む：相当程度の可能性 | | 復習：新たな法益承認と被害者救済との関係を理解する | | | 60分 | |
| 第10回 | レポートの書き方を理解する | | 復習：レポートの構造を把握する | | | 60分 | |
| 第11回 | 不法行為事例を読む：平穏生活権 | | 復習：因果関係概念の課題を再確認する | | | 60分 | |
| 第12回 | 不法行為事例を読む：平穏生活権 | | 復習：新たな法益承認の重要性を理解する | | | 60分 | |
| 第13回 | 不法行為事例を読む：時効と正義 | | 復習：時効の抱える課題を理解する | | | 60分 | |
| 第14回 | まとめ | | 復習：期末レポートを完成させる | | | 60分 | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で行います。 期日を細かく区切った小テスト等は行わず、中間・期末のレポートにより評価します。レポートの評価基準は下記のとおりです それぞれ、授業中に説明します。不安な点は授業の進行に応じて質問してください。 ①判例のルールを正確に理解している ②裁判例に見る問題状況を理解している ③一見正当のような主張の当否を考えることができる | | | | | | | |

④正しい表現方法を用いることができる

〔成績評価の方法〕

授業の進行に応じて提示する2通のレポートの合計点100%によって評価します。
ただし、レポート課題は、複数回の授業に関連する内容とし、レポート課題の中に授業への具体的な感想記述を含めます。
授業への感想は授業の具体的な内容に即しているものとしてください。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

特になし

〔テキスト〕

特になし

〔参考書〕

特になし

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

〔特記事項〕

情報リテラシー教育科目

| 科目名 | | 公法特殊講義 I (法思想史) | | | | | |
|--|--------------------------|---|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 上本 昌昭 | | | | | |
| 科目No. | 127152000 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| <p>みなさんが時間と費用をかけて勉強しようとしている「法」とは一体何なのでしょうか?「法思想史」は、この「法とは何か」という問いに対する答えを、先人達の考えの中に求める学問です。社会の中で、「法」は、私たちの行為を縛って秩序立てることで、社会を成り立たせ、国家の枠組みを形作っています。縛ったり、秩序立てたり、形作ったりするものですから、「法」とは「型にはめるもの」であると言えそうです。そして、「型」にはめようとしているのですから、その「型」を「望ましいもの」であると考えているに違いありません。したがって、法は、その「型」にはめようとしている「行為・社会・国家」の「望ましい姿(=正義)」を前提にしていると言えるでしょう。</p> <p>ここから、法思想史は、主に次の3つ「望ましい姿(=正義)」を歴史的にたどっていくことで、「法とは何か」を探っていきます。</p> <p>(1) 特定の問題状況でのどのように「ふるまうこと」が望ましいのでしょうか?例えば、「人工妊娠中絶」は是認されるべきでしょうか?また、「原爆投下」は否定されなければならないのでしょうか?私たちは、いかなる条件の下で、いかなる理由で、ある「行為」を望ましいと評価するのでしょうか?法思想史では「望ましい行為」に関する先人達の考えをたどることで、法の特徴を明らかにしようとします。</p> <p>(2) 個人の行為から視野を広げて、われわれはどのような「社会」を望ましいと考えているのでしょうか?例えば、「格差」はいけないものなのでしょうか?また、麻薬の使用を自由化してはいけないのでしょうか?法思想史では「社会や国家の望ましいあり方」に関する先人達の考えをたどることで、法の特徴を明らかにしようとします。</p> <p>(3) 最後に、これらの「望ましさ」と「法」とはどのように関係しているのでしょうか?そもそも法は「望ましい姿」を前提にしないといけないのでしょうか?法思想史では「法」と「望ましさ(=正義)」との関係に関する先人達の考えをたどることで、法の特徴を明らかにしようとします。</p> <p>このように、法思想史は、われわれの「行為・社会・国家」を型にはめる「法」について、その「望ましい姿(=正義)」の観点から歴史的に探求する学問です。</p> | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| <p>この授業は、DP1(専門分野の知識・技能)の達成のため、主要な法思想に関する知識を身につけ、現代的諸問題と関連づけて考えることができるようになることを目標としています。この授業を通じて次の事項が可能となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法がもたらす「望ましい行為」、「望ましい社会や国家」は、歴史的にどのように考えられてきたか説明できる。 ・「法とは何か」をめぐる様々な見解を時系列に説明できる。 ・法思想の歴史を学ぶことで、「法」をめぐる現代的諸問題を批判的に考えることができる。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修(予習・復習等) | | | 準備学修の目安(分) | | |
| 第1回 | 授業ガイダンス/法思想史とはどのような学問か? | <p>【復習】 講義内容を振り返り、「法思想史」という学問のイメージをつかみ、今後の学習につなげる準備をする。</p> | | | 60 | | |
| 第2回 | ギリシアの神話的世界とソクラテス/プラトンの思想 | <p>【予習】 パンデミックなどの緊急事態に対する政府の対応について、その概要と問題点をまとめる。 【復習】 プラトンの思想の要点を説明できるようにする。</p> | | | 60 | | |
| 第3回 | アリストテレスの思想 | <p>【予習】 ポピュリズムとはどのような現象か、各国のポピュリズムの原因を考えてみる。 【復習】 アリストテレスの思想の要点について説明できるようにする。</p> | | | 60 | | |
| 第4回 | トマス・アクィナスの思想と近代 | <p>【予習】 自らの信仰に基づいて行ったことでも「犯罪」として処罰される理由を考えてみる。 【復習】 トマス・アクィナスの思想の要点について説明できるようにする。</p> | | | 60 | | |
| 第5回 | 功利主義論(ベンサム/ミル) | <p>【予習】 肉食の正当性について考えてみる。正当化できる理由を考えてみる。 【復習】 功利主義について説明できるようにする。</p> | | | 60 | | |
| 第6回 | 義務論(カント) | <p>【予習】 ステルスマーケティングについて調べ、どのような具体例があるか、なぜ規制されるのか理解する。 【復習】 カントの思想の要点について説明できるようにする。</p> | | | 60 | | |
| 第7回 | 功利主義vs.義務論の現代的展開 | <p>【予習】 功利主義と義務論の思考方法の違いが、どのような具体的問題で鮮明になるか考えてみる。</p> | | | 60 | | |
| 第8回 | 前半のまとめと復習 | <p>【復習】 古代・中世の法思想、「行為の正しさ」に関する諸思想について説明できるようにする。</p> | | | 60 | | |
| 第9回 | 社会契約論I(ホップズ/ロック/ルソー) | <p>【予習】 法に代表されるあらゆるルールが存在しない世界を想像して、どのような事態が生ずるか考えてみる。 【復習】 古典的社会契約論について説明できるようにする。</p> | | | 60 | | |

| | | | |
|--|------------------------------|---|----|
| 第10回 | 社会契約論Ⅱ（ロールズ） | 【予習】迷惑施設の立地・運営について、誰がどのように決定（同意）すべきか考えてみる。 【復習】ロールズの思想の要点について説明できるようにする。 | 60 |
| 第11回 | 社会的正義の現代的展開（リバタリアニズム／フェミニズム） | 【予習】ブラック企業について調べ、なぜそのような企業が存在するのか、なぜ批判されるのか考えてみる。 【復習】リバタリアニズムの思想を説明できるようにする。 | 60 |
| 第12回 | 法実証主義（オースティン／ハート／ケルゼン） | 【予習】ネルソン・マンデラ、キング牧師の活動について調べてみる。 【復習】法実証主義について説明できるようにする。 | 60 |
| 第13回 | 自然法論（フラー） | 【予習】違憲立法審査権について理解し、なぜわれわれの代表が制定した法律を裁判所が無効にしてもよいのか考えてみる。 【復習】自然法論について説明できるようにする。 | 60 |
| 第14回 | 法実証主義 vs. 自然法論の現代的展開 | 【予習】現代社会における「悪法」を探してみる。 【復習】現代社会で抗議活動、抵抗活動はいかにして可能か説明できるようにする。 | 60 |
| 〔授業の方法〕 各回、配布プリントなどをもとに特定のテーマで講義を行い、様々な「法思想」を時代別・思想家別に扱っていきます。ともすれば内容が抽象的になってしまふので、現代の具体的諸問題に可能な限り関連づけて扱いたいと思います。 そして、講義内容に関するコメント（200字前後）を提出してもらいます。加えて、可能な限り受講者との意見の交換に努めますので、積極的な発言を期待します。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 発言の積極性（30%程度）、レポート（50%程度）およびコメントの内容（20%程度）を総合的に判断して評価します。各回、ディスカッションする機会をつくり発言を求めるので、積極的に参加することが必要です。 | | | |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠します。 任意の現実的問題に対して、法思想史の知識をもとに、意見を形成する能力があるか否かを評価の対象とします。そのために、以下の点を評価項目とします。 ・現実的問題を設定し、法思想と関連づけることができているか。 ・設定した諸問題について、「望ましさ（＝正義）」の観点から解決策を考えることができているか。 ・設定した諸問題の解決策を通じて、自らの「法」についての理解を形成できているか。 | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 予備知識は必要ありません。ただし、現在の社会問題に関心をもっている方を歓迎します。 | | | |
| 〔テキスト〕 特になし。 | | | |
| 〔参考書〕 初回授業で参考文献のリストを配布します。 | | | |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 授業終了後に教室で受け付けます。 | | | |
| 〔特記事項〕 アクティブラーニングを含む。 | | | |

| 科目名 | | 民事法特殊講義 I (法社会学) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------|--------------------------------|------|-----|-------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 吾妻 智 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127152010 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 法社会学とは、社会科学の方法や知見を用いながら、「法は社会のなかでどのように機能するのか」「人々は法をどのようなものとして理解し自分たちの日常生活に活かすのか」などといったテーマを探求する学問分野である (DP1, DP2)。 この授業では、「法と社会科学をつなぐ」ことを目指して、法やルールを社会学・経済学・心理学といった社会科学の切り口から考察し、「法とは一体どのような社会現象なのか」についての多様な視点・分析道具を得ることを目指す (DP2, DP3)。 各回、飯田 高 著『法と社会をつなぐ』の内容を2章ずつ取り扱いながら進めてゆく(但し、分量によって若干の修正・変更あり)。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1 (専門分野の知識・理解)、DP2 (教養の習得) 及び DP3 (課題の発見と解決) を実現するために、次の3点を到達目標とする。 ◇法と呼ばれる社会現象が、多様な相貌を持っていることを理解する (DP1-2, DP2-2)。 ◇法解釈学・実定法学が伝える法の姿とは異なる法の諸側面に触れるを通して、法学全体についての興味を深める (DP1-1)。 ◇法を社会学・経済学・心理学などの社会科学の切り口から考察し、法的判断に応用可能な新たな視点・分析道具を得る (DP3-1)。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修 (予習・復習等) | | | 準備学修の目安 (分) | | | | | | | | |
| 第1回 | ガイダンスと授業の概要 -この授業のテーマについての序論的な紹介を行う。 -評価の方法その他について説明する。 | | 教科書「まえがき」 レジュメ「ガイダンスと授業の概要」 | | | 60 | | | | | | | | |
| 第2回 | 第1章 個人の意志決定 ①インセンティブ ②意図せざる結果 | | 教科書 001~019 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第3回 | 第1章 個人の意志決定 ③限界効用 ④トレードオフ | | 教科書 020~038 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第4回 | 第1章 個人の決定 & 第2章 複数の個人の意志決定 ⑤効率性 ⑥均衡 | | 教科書 039~064 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第5回 | 第2章 複数の個人の意志決定 ⑦囚人のジレンマ ⑧社会的ジレンマと公共財 | | 教科書 065~081 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第6回 | 第2章 複数の個人の意志決定 ⑨スタグハントゲーム ⑩調整問題 | | 教科書 082~0102 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第7回 | 第3章 意志決定から社会現象へ ⑪外部性 ⑫ネットワーク | | 教科書 103~121 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第8回 | 第3章 意志決定から社会現象へ ⑬市場 ⑭コースの定理 | | 教科書 122~141 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第9回 | 第3章 意志決定から社会現象へ & ルールを求める心 ⑮カスケード現象 ⑯社会規範 | | 教科書 142~167 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第10回 | 第4章 ルールを求める心 ⑰互酬性と道徳 ⑱公平性と社会的選好 | | 教科書 168~186 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第11回 | 第4章 ルールを求める心 ⑲評判 ⑳人間の心の進化 | | 教科書 187~210 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第12回 | 第5章 人間=社会的動物の心理 ㉑認知バイアス ㉒フレーミングとアナロジー | | 教科書 211~231 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第13回 | 第5章 人間=社会的動物の心理 ㉓感情 ㉔アイデンティティ | | 教科書 232~249 | | | 70 | | | | | | | | |
| 第14回 | 第5章 人間=社会的動物の心理 & 終章 ㉕集団 ㉖社会 | | 教科書 250~275 | | | 70 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 基本的には講義形式に基づいて行いますが、ときおり受講者に質問を投げかけながら、また、受講者同士のディスカッションを交えながら進めていく予定です (DP3, DP4)。発言やディスカッションを促された際には、肩の力を抜いて、率直な意見表明をしていただければ幸いです (DP5)。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 ・発言・質問・討論への参加：30パーセント ・クイズ：30パーセント ・まとめのレポート：40パーセント | | | | | | | | | | | | | | |

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 39 条）に準拠する。特に、「授業で紹介された基本知識を習得しているかどうか」、「自身の法的思考に基づいて説得的に分析できるようになっているかどうか」に着目して評価する。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

特になし。

〔テキスト〕

飯田 高 著『法と社会科学をつなぐ』（有斐閣）

〔参考書〕

授業中に適宜紹介する。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

オフィス・アワーはポータルサイトで周知いたします。

オフィス・アワー外のご訪問は必ずメールその他でアポイントメントをとってください。

〔特記事項〕

アクティブラーニング

| 科目名 | | 民事法特殊講義 I (アメリカ不法行為法) | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|-----------------------|----------------|------|-----|-----------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 高橋 健一 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127152030 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 アメリカ不法行為法を通して、法的な思考方法を学ぶ。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 法制度の構造と動態に関する深い知識に基づいて、社会の様々な問題を法的に分析し、その解決に向けて法を活用する力を身に付けるとともに (DP1-2)、社会の諸問題を理解するために必要な情報 (日本語または英語で書かれた文献を含む) を調査収集し、本質的な課題を発見・解決するために、調査収集した情報を的確に分析する能力 (語学力に裏打ちされた読解力を含む) を身に付ける (DP3-2)。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修 (予習・復習等) | | | 準備学修 の目安 (分) | | | | | | | | |
| 第1回 | イントロダクション | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第2回 | アメリカの民事訴訟手続の概略 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 子どもと心神喪失者の不法行為 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 故意による不法行為① | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 故意による不法行為② | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 過失の意義① | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 過失の意義② | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 現実の損害と事実的因果関係 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 法的因果関係 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 注意義務の存否をめぐる問題 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 過失による不法行為に対する抗弁 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 厳格責任 (無過失責任) と製造物責任 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 不法行為法の意義再考 | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | まとめ | | 授業内で提示された設例の検討 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・本授業は、講義形式と演習形式のハイブリッドで行う。具体的には、具体的な設例を提示して受講生にそれについてディスカッションをしてもらい、その後アメリカ不法行為法の概要について、テキストに沿って概説を行った上で、提示された設例について改めて検討を行う。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・設例への取り組みやディスカッションにあたっては、受講生の積極的な参加が求められる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・私語その他の授業の妨げとなる行為や指示に従わない場合などについては、学生証を確認の上で退出を求める、それを成績評価に反映させる場合がある。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・受講生の反応等により適宜調 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・「平常点 (授業への参加状況やディスカッションへの貢献度) 60%」+「期末試験 40%」 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・なお、受講生の人数等により平常点評価が困難な場合等については「期末試験 100%」 | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| 〔成績評価の基準〕 アメリカ不法行為法を通じた法的思考の基礎の修得度合いに基づき、上記到達目標への達成度に応じて評価する。 |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 |
| 〔テキスト〕 『アメリカ不法行為法（第2版）』、樋口範雄、弘文堂、4070円、978-4-335-30377-7 |
| 〔参考書〕 特になし |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 授業内に教室で受け付けます。 |
| 〔特記事項〕 アクティブラーニング |

| 科目名 | | 公法特殊講義 I (国の近代化と法 日本とタイの事例) | | | | | |
|---|---|---|---|------|-------------|------|---------|
| 教員名 | | 小川 秀樹 | | | | | |
| 科目No. | 127152040 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 タイと日本は列強の植民地にならなかつた二つの国としばしば言われます。タイの場合は、当代随一のベルギー人国際法学者がタイ国王の顧問としてフランスの圧力に抗した歴史があり、日本の場合は、幕府と薩長陣営の背後で英仏が競い、その間、日本は法制度の刷新を含め急速な近代化を進めた背景があります。そしてこの日タイ両国の中には、日本人法学者政尾藤吉がタイの法制近代化の手伝いに派遣され大活躍した歴史もあります。これらの歴史を学ぶことによって、現代に至る欧米諸国とアジアの関係が見えてきて、世界の成り立ちを透視することが出来るようになります。毎回、教科書を読み、タイが経験した苦悩を理解しながら、並行して下記の掲げた毎回のテーマを考えていきます。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 19世紀に英仏が世界を席巻し、今の国際体制やグローバルスタンダードが出来上がった背景、そのなかでのアジアの位置づけや日本の立ち位置が理解できるようになる(DP2-1, 2-2)。また国の中において法律が如何なる役割を果たし、国ごとのものである法律がいかに国際的な影響力を有するかが理解できる(DP1-1, 1-2)。またアジアのなかでの東南アジアの重要性や、さらに具体的には同じアセアンでもタイとカンボジアやベトナムは国との成り立ちがどう違うのか等々も理解できるようになる(DP3-1, 3-2)。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修 (予習・復習等) | | | 準備学修の目安 (分) | | |
| 第1回 | タイを中心に東南アジアを理解しよう | 初回は事前に(初回講義までに)参加者各自でタイについて自由に調べてもらい、面白いと思ったことについて、皆に数分の発表をしてもらい、そこから双方向の授業を始めて行きます。その調べはネット情報でも結構です。 | | | 90分 | | |
| 第2回 | 19世紀の英仏の世界進出 | 本講義は予習が学習の根幹です。毎回、次回までの予習につき、テキストやハンドアウト、または URL 指示により予習事項を示します。その成果を一部の学生に発表してもらうことにより講義を開始します。 | | | 90分 | | |
| 第3回 | タイ進出をフランスが狙った理由 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第4回 | ベルギー人お雇い外国人ラン・ジャックマンという国際法学者 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第5回 | タイの黒船事件 パクナム事件 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第6回 | ジャックマンが変えたインドシナ半島の政治地図 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第7回 | タイの法律を作った日本人お雇い外国人 政尾藤吉 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第8回 | 江戸初期の朱印状外交から幕末の条約締結まで | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第9回 | 幕末の日本の英仏抗争 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第10回 | 岩倉使節団と伊藤博文の憲法調査 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第11回 | 日本におけるお雇い外国人 フルベッキやボアソナードを中心 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第12回 | イギリス法の起源を探る 大陸法とコモンロー 何が違い、世の中にどんな影響があるのか | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第13回 | 紛争や移行経済における法整備支援 国際機関やJICAの役割 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 第14回 | 現代における法整備支援という活動 日本法や日本人法律家の重要性 | 上に同じ | | | 90分 | | |
| 〔授業の方法〕 授業で聞いたことをノートに書き、それを覚えて試験に臨むということが本講義と思わないでください。参加者の数にもよりますが、毎回、一週間前に指示した予習事項を何人かに発表してもらい、それをもとに授業を開始しますが、授業の中でも多く質問し、発言してもらう双方向授業を目指します。予習の過程で浮かんだ疑問や不明な点、あるいは興味関心を解決する(ぶつける)場が授業と考えて下さい。 | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | |

最終試験 40 %、課題・レポート 30 %、平常点 30 %

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

高校の世界史・日本史の知識は有用ですが、先修科目等はありません。

〔テキスト〕

『シャムの独立を守ったお雇い外国人 フランスの砲艦外交と国際法学者ロラン・ジャックマンの闘い』 W.E.J.ティップス著・小川訳、岡山大学出版会、1500 円、ISBN978-4-904228-04-3C3022

〔参考書〕

特になし。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。オフィスアワーでも質問・相談に応じます。
授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

アクティブラーニング

| 科目名 | | 民事法特殊講義Ⅱ（民事法の新展開） | | | | | |
|--|-------------------|--|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 建部 雅 | | | | | |
| 科目No. | 127152060 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| テーマ：人格権保護の現代的課題 概要：現代社会において、インターネット上の言論から多くのトラブルが生じているということは誰の目にも明らかです。そのトラブル解決のために重要性を増しているのが、人格権をめぐる一連の理論です。また、人格権保護に関する議論はハラスメント事例の適切な解決のためにも必要不可欠なものとなっています。本講義では、人格権侵害事例が問題となった裁判例を学ぶことにより、現代社会におけるトラブルの解決方法や、当事者と（特に加害者と）ならないための注意点を理解していくことを目的としています。また、事例解決のために重要な資料収集を行うためにデータベース活用ができるようになることも目的としています。そのほかに、レポート・論文の書き方の基礎を理解するような授業を行います。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 (D P 6)のために、以下の4点を到達目標とします。 ○現代社会の問題の内容を人格権概念を通じて理解する。 ○加害者とならないための指針を身に付ける。 ○必要な法的情報を収集できるようになる。 ○法医学的に適切なレポートを作成できるようになる。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | インターネット上の言論の問題点 | 復習：現在の新聞等で話題になっているインターネット上の言論の問題を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第2回 | ハラスメントの諸事例 | 復習：現在の新聞等で話題になっているハラスメント事例の特徴を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第3回 | 不法行為法における人格権保護の展開 | 復習：民法709条の法益論に関する学説の展開を確認する。裁判例の検索方法を確認する。 | | | 60分 | | |
| 第4回 | 不法行為法における人格権保護の展開 | 復習：不法行為における保護法益の多様性及び各法益の特徴を確認する。 | | | 60分 | | |
| 第5回 | 不法行為法における人格権保護の展開 | 復習：名誉・プライバシーの多様な侵害事例を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第6回 | 名誉毀損・プライバシー侵害の諸問題 | 復習：現代社会における名誉毀損・プライバシー侵害に関する裁判例の類型を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第7回 | インターネット上の言論の諸問題 | 復習：インターネット上の言論によるトラブルに対する法的解決及びそれに伴う課題を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第8回 | インターネット上の言論の諸問題 | 復習：現在の問題の特徴や今後の課題を理解する | | | 60分 | | |
| 第9回 | プライバシー侵害 | 復習：プライバシー侵害事例の多様性を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第10回 | プライバシー侵害 | 復習：プライバシー保護の重要性及びそれに伴う弊害を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第11回 | ハラスメントに関する諸問題 | 復習：ハラスメント事例と人格権侵害との関係を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第12回 | ハラスメントに関する諸問題 | 復習：ハラスメント事例の内容とそれに対する解決を理解する。 | | | 60分 | | |
| 第13回 | ハラスメントに関する諸問題 | 復習：ハラスメント事例解決の難しさを理解する。 | | | 60分 | | |
| 第14回 | まとめ | 復習：加害者にならないために必要な注意点を考える。 | | | 60分 | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で行います。 レポートの評価基準は下記のとおりです それぞれ、授業中に説明します。不安な点は授業の進行に応じて質問してください。 ①判例のルールを正確に理解している ②裁判例に見る問題状況を理解している ③一見正当のような主張の当否を考えることができる ④正しい表現方法を用いることができる | | | | | | | |

| |
|---|
| 〔成績評価の方法〕 レポートにより評価しますが、中間評価 50%、最終評価 50%により評価します。 また、中間評価が 0 点の場合には、最終レポートが提出されたとしても F 評価とします。 中間評価：対象とする判例・裁判例決定【この決定方法は授業中に説明します】 最終評価：判例・裁判例を対象とした授業内容を踏まえたレポート |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39. |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 特になし |
| 〔テキスト〕 特になし |
| 〔参考書〕 参考書の必要部分はポータルサイトで掲示します。すべての判例を扱うわけではありませんので、判例百選そのものに興味がある人以外は購入しないでください（購入してもかまいませんが、授業で扱う項目は数項目か、授業の進行によっては一切触れない可能性もあります）『メディア判例百選』第 2 版、長谷部恭男編、有斐閣、3190 円、978-4641115415、購入の必要なし |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知する。 |
| 〔特記事項〕 情報リテラシー教育科目 |

| 科目名 | | 民事法特殊講義Ⅱ（比較競争法） | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|---------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 宍戸 聖 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127152070 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 この科目では、アメリカの反トラスト法と EU 競争法を素材に、世界の競争法に普遍的にみられる理論的な枠組みを整理・紹介する。次年度に経済法を履修する予定であること、前年度に経済法を履修済みであること、あるいは、前年度に担当教員の演習 1B を履修済みであることを想定し、日本の独占禁止法に関する理解を多面的な角度からの知識を踏まえることによってより深いものにすることを目的としている。なお、講義は日本語で行うが、受講者には適宜英語文献のリーディングアサインメントが課される。状況に応じて、履修生に英語文献を翻訳のうえ、発表してもらう回がある。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 ① 独占禁止法及び諸外国の競争法に関する知識を修得する。(DP1-1) ② 独占禁止法及び競争法の理解に必要な経済学の理論を適切に理解できる。(DP2-2) | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | イントロダクション | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 競争法・競争政策とは何か | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 比較法研究の方法と意義① | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 比較法研究の方法と意義② | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 比較法研究の方法と意義③ | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 反トラスト法の全体像① | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 反トラスト法の全体像② | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第8回 | EU 競争法の全体像① | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第9回 | EU 競争法の全体像② | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 比較法的考察（競争法の目的） | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 比較法的考察（アメリカと EU の規制枠組みの相違） | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 受講生による文献講読 | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 受講生による文献講読 | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 受講生による文献講読 | 事前配布資料に基づいて予習・復習をすすめてください | | | 120分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 履修者が少人数になることを見込み、レベルの高い講義を想定している。講義自体は教員が作成したレジュメをもとに行う。また、講義の後半には各受講者に割り当てた英語文献の翻訳、発表および質疑応答を行なってもらう。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 期末レポート 80%、翻訳・発表・質疑等への参加状況 20%。 学則第 38 条にしたがい、出席数が 3 分の 2 に満たない場合は自動的に不可とし、出席については事後的な救済措置は特殊な例外を除き一切認めないこととする。 レポートは講義内で紹介したトピックのなかから適宜自分でテーマを選択し、調査・研究したものを持続することを求める。詳細は講義内で説明する。 | | | | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条及び39条）に準拠する。 |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 |
| 〔テキスト〕 購入の必要なし。 |
| 〔参考書〕 Global Antitrust Law and Economics (University Casebook Series) 3rd Edition, Einer Elhauge and Damien Geradin, \$274.99 |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 オフィスアワーはポータルサイトで周知する。なお、講義に関わる質問は適宜授業終了後に教室で受け付ける。 |
| 〔特記事項〕 アクティブラーニング |

| 科目名 | | 民事法特殊講義 I | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------|--|------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 福菌 晴也 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127152080 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 本講義では、民法の家族法分野において議論が活況を呈している分野について重点的に取り扱っていきます。具体的な内容につきましては、下記の「授業の計画と準備学修」欄の「授業の計画・内容」をご参照ください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 家族法学における現在の議論に接することによって、家族法の基礎を身に着ける (DP1-1) とともに、どのような点が問題となっているかを認識したうえで解決の方法を考えることのできる力を涵養すること (DP1-2) を目標といたします。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス | | 予習：特にございません。 復習：以下各回にも共通することですが、講義内で学んだことをご自身で振り返り、考えてみてください。 | | | 0分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 選択的夫婦別氏制度(1)：夫婦別姓ってよく聞くけど、そもそもいったい何なのだろうか？ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 選択的夫婦別氏制度(2)：裁判例はどのように展開してきたかー今後の展望は！？ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 戸籍法改正：氏名の読み方はどう変わるのか！？ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 共同親権(1)：共同親権って何！？ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 共同親権(2)：改正後の世界を展望してみよう！ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 不貞行為における慰謝料請求：不倫相手に慰謝料請求ができるってほんと！？ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 同姓婚(1)：同性婚って何だろうか？ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 同姓婚(2)：同性婚は実現するのだろうか？ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 婚姻障害：同姓婚を勉強してきた流れで、婚姻障害について考える一兄妹で結婚できないのはどうしてなの！？ー | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 結婚：結婚のあり方について考えるー婚姻の契約化！？ー | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 成年後見制度改正(1)：現在の成年後見制度を確認しよう！ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 成年後見制度改正(2)：現在の議論の到達点を確認して、成年後見制度がどうなっていくか考えてみよう！ | | 予習：テキストおよび配布資料に目を通してきてください。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | まとめ | | 特にございません。 | | | 0分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 基本的に講義形式で行いますが、平常点の評価にあたり、主体的な参加を重視いたします。学生の皆様には適宜ご意見を求めて、ぜひ積極的（！）にご発言いただきますようお願いいたします。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 レポート（70%）および平常点（授業への参加状況）（30%）によって評価いたします。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | | |

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
民法 I A、民法 I B、家族法 I 、家族法 II

〔テキスト〕
『家族法』、常岡史子、新世社、3980 円+税、978-4-88384-306-0

〔参考書〕
『新・家族法 たそがれ時の民法学 1』、大村敦志、有斐閣、7,000 円+税、978-4-641-23317-1、『購入の必要なし』
『親族法・相続法【第 6 版】』、岩志和一郎=吉田恒雄、3,600 円+税、978-4-86031-177-3、『購入の必要なし』
『家族法 一 民法を学ぶ 第 4 版』、窪田充見、有斐閣、4,300 円+税、978-4-641-13818-6、『購入の必要なし』

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知します。
また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 民事法特殊講義Ⅲ（国際取引法Ⅰ） | | | | | |
|---|---|------------------|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 羽賀 由利子 | | | | | |
| 科目No. | 127152140 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 物・サービスの取引や金融、ライセンスを含む技術取引といった活動が国境を超えて行われる際に適用される法律や商慣習など、国際取引に関する私法的側面の基礎的な知識についての講義を行います。 国際取引から生じる様々な法的問題について、何が問題となるか、どのような法規で解決されるかを把握し、国際貿易に必要な基礎知識（国際物品売買、国際運送、国際貨物保険など）を得ることを目的とします。さらに、知的財産の国際的な取引やプラント輸出などについても学習します。 国際取引に関する法律上の問題といつても、様々な側面があります。本講義は、個人や企業などが国際取引を行う際にどのような法規が関係するかという私法的側面を主に取り扱い、公法的側面については必要な限りで言及するにとどめます。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 本講義は、物やサービスなどの輸出入に代表される国際貿易や国際的な資金の移動、知的財産の国際取引や国際保険、国際金融など、国際取引の基本的な構造とこれらの問題を規定する法規について理解し（DP1【専門分野の知識・技能】）、国際取引に関する法的問題の解決について考える能力をつけることを目的とします（DP3【課題の発見と解決】）。 将来、実務法曹だけでなく、輸出入を行う商社やメーカー、国際運送を行う海運・航空業、金融機関などで働く際にも、国際貿易等の国際ビジネスに関わることになります。本講義を通して、 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | 概説：国際取引法とは | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第2回 | 国際取引に適用される法と規則：国際取引法と国際経済法 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第3回 | 国際取引に適用される法と規則：私法的側面に適用される法規（条約、規則、商慣習） | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第4回 | 国際取引の当事者 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第5回 | 国際物品売買：総説 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第6回 | 国際物品売買：契約準拠法 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第7回 | 国際物品売買：ウィーン売買条約（CISG）① | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第8回 | 国際物品売買：ウィーン売買条約（CISG）② | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第9回 | 国際物品売買：インコタームズ① | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第10回 | 国際物品売買：インコタームズ② | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第11回 | 国際製造物責任 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第12回 | アンチダンピング | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第13回 | 国際物品運送：総説、国際海上物品運送法① | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第14回 | 国際物品運送：国際海上物品運送法② | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 〔授業の方法〕 教科書及び配布するレジュメに従って授業を進めていきます。指定教科書は、慣れない用語もあって読みづらいこともあるかもしれませんのが、事前に読んでも授業の理解が容易になると思います。 | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | |

学期末試験の成績によります。(学期末試験 100%)

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

※本講義は、民事法特殊講義Ⅲ／（国際取引法 II）とのセット開講です。必ず同時に履修してください。
国際私法 II（国際財産法）の知識があることがきわめて望ましいです（同時期履修でも構いません）。

〔テキスト〕

○早川吉尚=森下哲朗（編）『国際取引法入門』（有斐閣、2024）

* テキストを手元に置いていることを前提に、レジュメを配布します（必要に応じて順序等は変更する可能性があります）。

〔参考書〕

○松岡博（編）『レクチャー国際取引法（第3版）』（法律文化社、2022）

○松岡博（編）『国際関係私法入門（第4版補訂）』（有斐閣、2021）

※国際取引法を専門に取り扱う書籍ではありませんが、第 20 章から第 24 章までが国際取引法を扱っています。

○高桑昭『国際商取引法（第3版）』（有斐閣、2011）

○木棚照一（編）『国際取引法（第2版補訂版）』（成文堂、2011）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

授業終了後に教室で受け付けます。

CoursePower の質問機能は用いないでください。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 民事法特殊講義Ⅲ（国際取引法Ⅱ） | | | | | |
|---|--|------------------|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 羽賀 由利子 | | | | | |
| 科目No. | 127152150 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 物・サービスの取引や金融、ライセンスを含む技術取引といった活動が国境を超えて行われる際に適用される法律や商慣習など、国際取引に関する私法的側面の基礎的な知識についての講義を行います。 国際取引から生じる様々な法的問題について、何が問題となるか、どのような法規で解決されるかを把握し、国際貿易に必要な基礎知識（国際物品売買、国際運送、国際貨物保険など）を得ることを目的とします。さらに、知的財産の国際的な取引やプラント輸出などについても学習します。 国際取引に関する法律上の問題といつても、様々な側面があります。本講義は、個人や企業などが国際取引を行う際にどのような法規が関係するかという私法的側面を主に取り扱い、公法的側面については必要な限りで言及するにとどめます。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 本講義は、物やサービスなどの輸出入に代表される国際貿易や国際的な資金の移動、知的財産の国際取引や国際保険、国際金融など、国際取引の基本的な構造とこれらの問題を規定する法規について理解し（DP1【専門分野の知識・技能】）、国際取引に関する法的問題の解決について考える能力をつけることを目的とします（DP3【課題の発見と解決】）。 将来、実務法曹だけでなく、輸出入を行う商社やメーカー、国際運送を行う海運・航空業、金融機関などで働く際にも、国際貿易等の国際ビジネスに関わることになります。本講義を通して、 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | 国際物品運送：船荷証券 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第2回 | 国際物品運送：国際航空物品運送、複合運送 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第3回 | 国際貨物保険① | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第4回 | 国際貨物保険② | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第5回 | 国際支払：国際送金、手形・小切手、信用状 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第6回 | 国際支払：信用状 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第7回 | プラント輸出 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第8回 | 知的財産の国際取引：総説、移転契約、並行輸入 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第9回 | 知的財産の国際取引：知的財産の国際的保護（パリ条約、ベルヌ条約、TRIPs協定） | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第10回 | 知的財産の国際取引：準拠法問題 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第11回 | 国際金融、国際投資 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第12回 | インターネットにおける取引 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第13回 | 国際取引における紛争解決：国際民事手続法 | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 第14回 | 国際取引における紛争解決：裁判外紛争処理（国際商事仲裁） | 教科書の該当部分を熟読すること。 | | | 100分 | | |
| 〔授業の方法〕 教科書及び配布するレジュメに従って授業を進めていきます。指定教科書は、慣れない用語もあって読みづらいこともあるかもしれませんのが、事前に読んでも授業の理解が容易になると思います。 | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | |

学期末試験の成績によります。(学年末試験 100%)

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

※本講義は、民事法特殊講義Ⅲ／（国際取引法 I）とのセット開講です。必ず同時に履修してください。
国際私法 II（国際財産法）の知識があることがきわめて望ましいです（同時期履修でも構いません）。

〔テキスト〕

○早川吉尚=森下哲朗（編）『国際取引法入門』（有斐閣、2024）

* テキストを手元に置いていることを前提に、レジュメを配布します（必要に応じて順序等は変更する可能性があります）。

〔参考書〕

○松岡博（編）『レクチャー国際取引法（第3版）』（法律文化社、2022）

○松岡博（編）『国際関係私法入門（第4版補訂）』（有斐閣、2021）

※国際取引法を専門に取り扱う書籍ではありませんが、第 20 章から第 24 章までが国際取引法を扱っています。

○高桑昭『国際商取引法（第3版）』（有斐閣、2011）

○木棚照一（編）『国際取引法（第2版補訂版）』（成文堂、2011）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

授業終了後に教室で受け付けます。

CoursePower の質問機能は用いないでください。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 民事法特殊講義Ⅲ（民事再生法・会社更生法等） | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|------------------------|--------------------------------------|------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 北島 典子 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127152160 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 会社が事業を営んでいる場合、何らかの理由をきっかけに経営が傾く場合がある。また、個人であっても、急な収入の減少、勤め先の倒産、病気による失職などをきっかけに、債務を返済できなくなる可能性がある。倒産したと聞くと、「もう終わり」というイメージがあるかもしれない。しかし、わが国には、経済的苦境に陥った会社や個人の再生を図る法制度がある。どのようにして財産関係を整理し、再建を果たしていくのか。本講義では、再建手続を中心に検討する。 法的倒産処理手続は、破産手続・民事再生手続・会社更生手続を中心とする。「民事法特殊講義Ⅲ（民事再生法・会社更生法等）」では、再建型の倒産手続である民事再生手続・会社更生手続を扱い、「倒産法」の講義では、清算型の倒産手続である破産手続を扱う。倒産法の全体像を理解するためには、「民事法特殊講義Ⅲ（民事再生法・会社更生法等）」と、「倒産法」を合わせて履修してもらいたい。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 ・民事再生手続・会社更生手続について学び、わが国の倒産処理制度について説明できるようになる（DP1-1【法律学科の専門分野に関する知識・技能を修得している】）。 ・倒産処理手続についての知識を得ることで、社会・経済システムの一部を理解できるようになる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | 倒産手続とは何か 法的倒産手続の全体像 | | 新聞等で倒産事件を確認する | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 再生手続の開始 | | どのような場合に再生手続が開始するかについて考える | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 手続機関 | | 手続の担い手について考える 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 再生債務者財産 | | 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 再生債権、共益債権、一般優先債権 | | 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 別除権 | | 民法の教科書等を用いて「担保」について学ぶ 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 取戻権、相殺権、否認権 | | 民法の教科書等を用いて「相殺」について学ぶ 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 再生計画の作成・成立 | | 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 再生計画の遂行、再生手続の終了 | | 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 個人再生手続 | | 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 会社更生手続① | | 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 会社更生手続② | | 教科書の該当箇所を読む | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 授業時試験（予定） | | 試験の準備をする | | | 120分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 試験の講評 | | 試験を再現する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 基本的に講義形式で行う。 授業の中で簡単な課題等を設定して受講生の皆さんとの意見等を聞く予定である。受講生の人数によっては、グループ作業などほかの受講生との意見交換も予定している。前回の復習を行うなど受講生の発言を求める機会も多いため、積極的に参加してほしい。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | | |

平常点（授業への貢献度：発言や課題への取り組みなど）（45%）と授業内試験（55%）によって評価する。

成績評価の方法は、受講生の人数やその他の事情によって変更する可能性もあるため、授業時の告知に注意してもらいたい。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

民法 I～IV、民事手続法 I・II、倒産法を履修済みであるか、並行して履修していることが望ましい。

〔テキスト〕

杉本和士ほか『LEGAL QUEST 倒産法』（有斐閣、2024 年）

定価 3,520 円（本体 3,200 円）

ISBN 978-4-641-17958-5

〔参考書〕

・松下淳一=菱田雄郷編『倒産判例百選〔第 6 版〕』（2021、有斐閣）

・倉部真由美=高田賢治=上江洲純子『有斐閣ストゥディア 倒産法』（有斐閣、2018 年）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

〔特記事項〕

| 科目名 | | コンデンスト民法 I | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 建部 雅 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127153100 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1 年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 コンデンスト民法は I ~ III が開講されますが、そのすべてにおいて、民法（財産法分野）の基本的な知識の伝達を行ったうえで、実際の事例解決、問題演習、判例・裁判例講読を行うものです。各講義の違いは、そこで扱われる項目の違いのみです。 したがって、民法の広い分野の問題演習等を希望する場合には全てを履修する、興味のある分野の問題演習等のみを希望する場合には各自の興味に合わせて I ~ III のうち 1 つまたは 2 つを選択してください。具体的な項目は下記の授業計画の通りです。この講義では、財産法全分野を横断的に理解できるようになることを目的るために、別途開講される民法 I ~ IV の区分とコンデンスト民法 I ~ III の区分は異なります。履修登録の際には必ず項目を確認してください。 なお、シラバス上は I ~ III で同じ項目も扱うように見えますが、具体的に取り上げる事例が異なりますので、内容は重複しません。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1-1 法律学の専門分野に関する知識・技能を修得している。 DP1-2 法制度の構造と動態に関する深い知識に基づいて、社会の様々な問題を法的に分析し、その解決に向けて法を活用する力を身に付けています。 上記のために以下の 2 点を到達目標とします。 ○ 財産法全分野のルールを関連づけて考えられるようになる。 ○ 現実の事例を解決するためのルールの構造を理解する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第 1 回 | 請求の構造、事例解決 | 復習：訴訟の構造を理解する。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 2 回 | 物権的請求権 | 復習：請求の基礎を理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 3 回 | 契約の構造 | 復習：請求の基礎を理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 4 回 | 財産隠しへの対応 | 復習：虚偽表示と詐害行為取消権との関係を理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 5 回 | 財産隠しへの対応 | 復習：虚偽表示と詐害行為取消権との関係を理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 6 回 | 財産の不適切管理と責任 | 復習：登記の重要性について理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 7 回 | 財産の不適切管理と責任 | 復習：民法 94 条 2 項類推適用について理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 8 回 | ルール理解の重要性：代理 | 復習：代理の構造・代理権の範囲について理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 9 回 | ルール理解の重要性：無権代理 | 復習：追認・法定追認の構造を理解する。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 10 回 | 事例解決とルールの全体像：最判平成 9 年 4 月 24 日民集 51 卷 4 号 1991 頁 | 復習：詐称代理人の法的扱いを理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 11 回 | 事例解決とルールの全体像：東京地判令和 4 年 10 月 20 日 LEX/DB25598231 | 復習：情報の扱いの重要性について理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 12 回 | 事例解決とルールの全体像：無権代理と相続 | 復習：事例に適用されるルールの全体像を理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 13 回 | 事例解決とルールの全体像：無権代理と相続 | 復習：事例の類型分けの重要性について理解する | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 14 回 | まとめ | 復習：レポートを完成させる | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で行います。 レポートは、重要な判例のルールを理解しているか、条文を正確に読めているか等の基本を重視して採点します。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

コースパワー上に掲示した、成績評価の対象とすることを明示した課題に対するレポート 100%により評価します。対面授業ですが、試験ではなくレポートによる評価を行います。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

特にありません。

〔テキスト〕

特にありません。必要に応じて資料を配布します。

〔参考書〕

特にありません。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知します。

また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | コンデンスト民法II | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|---------------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 建部 雅 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127153200 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 コンデンスト民法はI～IIIが開講されますが、そのすべてにおいて、民法（財産法分野）の基本的な知識の伝達を行ったうえで、実際の事例解決、問題演習、判例・裁判例講読を行うものです。各講義の違いは、そこで扱われる項目の違いのみです。 したがって、民法の広い分野の問題演習等を希望する場合には全てを履修する、興味のある分野の問題演習等のみを希望する場合には各自の興味に合わせてI～IIIのうち1つまたは2つを選択してください。具体的な項目は下記の授業計画の通りです。この講義では、財産法全分野を横断的に理解できるようになることを目的るために、別途開講される民法I～IVの区分とコンデンスト民法I～IIIの区分は異なります。履修登録の際には必ず項目を確認してください。 なお、シラバス上はI～IIIで同じ項目も扱うように見えますが、具体的に取り上げる事例が異なりますので、内容は重複しません。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1-1 法律学の専門分野に関する知識・技能を修得している。 DP1-2 法制度の構造と動態に関する深い知識に基づいて、社会の様々な問題を法的に分析し、その解決に向けて法を活用する力を身に付けています。 上記のために以下の2点を到達目標とします。 ○ 財産法全分野のルールを関連づけて考えられるようになる。 ○ 現実の事例を解決するためのルールの構造を理解する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | 請求の構造、事例解決 | 復習：訴訟の構造を理解する。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 物権的請求権 | 復習：請求の基礎を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 契約内容を決定する要因と請求 | 復習：請求の基礎、請求内容を決定する要因を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 責任追及の構造：契約・不法行為 | 復習：民事上の責任追及の構造を理解する。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 契約内容と責任：旅行契約 | 復習：契約内容が問題となる具体例を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 契約内容と解除：複合的契約 | 復習：契約の解除の構造を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 契約締結交渉における責任 | 復習：信義則の機能を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 契約内容と責任：安全配慮義務 | 復習：信義則の機能を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 契約内容と責任：付随義務 | 復習：付随義務・給付義務について理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 契約当事者と責任：履行補助者 | 復習：履行補助者の行為に対する責任について理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 契約当事者と責任：請負 | 復習：請負人の負う責任内容について理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 請負と所有権 | 復習：請負契約による完成物の所有権の帰属について理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 賃貸目的不動産の譲渡 | 復習：賃貸借の目的物が譲渡された場合の権利関係について理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 契約の解除 | 復習：契約の解除の多様な原因について理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で行います。 レポートは、重要な判例のルールを理解しているか、条文を正確に読めているか等の基本を重視して採点します。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

コースパワー上に掲示した、成績評価の対象とすることを明示した課題に対するレポート 100%により評価します。対面授業ですが、試験ではなくレポートによる評価を行います。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

特にありません。

〔テキスト〕

特にありません。必要に応じて資料を配布します。

〔参考書〕

特にありません。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知します。

また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | コンデンスト民法III | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 建部 雅 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127153300 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 コンデンスト民法はI～IIIが開講されますが、そのすべてにおいて、民法（財産法分野）の基本的な知識の伝達を行ったうえで、実際の事例解決、問題演習、判例・裁判例講読を行うものです。各講義の違いは、そこで扱われる項目の違いのみです。 したがって、民法の広い分野の問題演習等を希望する場合には全てを履修する、興味のある分野の問題演習等のみを希望する場合には各自の興味に合わせてI～IIIのうち1つまたは2つを選択してください。具体的な項目は下記の授業計画の通りです。この講義では、財産法全分野を横断的に理解できるようになることを目的るために、別途開講される民法I～IVの区分とコンデンスト民法I～IIIの区分は異なります。履修登録の際には必ず項目を確認してください。 なお、シラバス上はI～IIIで同じ項目も扱うように見えますが、具体的に取り上げる事例が異なりますので、内容は重複しません。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1-1 法律学の専門分野に関する知識・技能を修得している。 DP1-2 法制度の構造と動態に関する深い知識に基づいて、社会の様々な問題を法的に分析し、その解決に向けて法を活用する力を身に付けています。 上記のために以下の2点を到達目標とします。 ○ 財産法全分野のルールを関連づけて考えられるようになる。 ○ 現実の事例を解決するためのルールの構造を理解する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | 請求の構造、事例解決 | 復習：訴訟の構造を理解する。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 物権的請求権、人格権に基づく請求権 | 復習：請求の基礎を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 債権の発生原因と請求根拠 | 復習：請求の基礎を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 詐欺的取引に対する法的対応 大阪高判令和元年12月25日判時2453号23頁 | 復習：詐欺の全体像を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 詐欺的取引と契約の取消し、不法行為責任の追及 | 復習：請求の根拠と請求内容との関係を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 契約の取消しと不法行為責任の追及との相違 | 復習：主張の根拠による結論の相違を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 説明内容・契約不適合・不法行為 東京地判令和4年3月14日LEX/DB25604744など | 復習：契約不適合の場合の問題点を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 他人の行為と不法行為責任 | 復習：他人の行為により法的責任を負う事例を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 他人の行為と不法行為責任 | 復習：他人の行為により法的責任を負う事例を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 物権侵害と不法行為 | 復習：権利ごとの問題点の特徴を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 債権侵害と不法行為 | 復習：権利ごとの問題点の特徴を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 消滅時効の基本 | 復習：消滅時効の基本的ルールと問題点を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 消滅時効の起算点 | 復習：消滅時効の起算点に関するルールを理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 消滅時効と権利濫用 | 復習：権利濫用の実際の機能を理解する | | | 60分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で行います。 レポートは、重要な判例のルールを理解しているか、条文を正確に読めているか等の基本を重視して採点します。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

コースパワー上に掲示した、成績評価の対象とすることを明示した課題に対するレポート 100%により評価します。対面授業ですが、試験ではなくレポートによる評価を行います。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

特にありません。

〔テキスト〕

特にありません。必要に応じて資料を配布します。

〔参考書〕

特にありません。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知します。

また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | コンデンスト行政法 I | | | | | | |
|--|--|---|---|------|----------------------------------|------|---------|
| 教員名 | 武田 真一郎 | | | | | | |
| 科目No. | 127153400 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| <p>行政法というと私たちの日常生活にはあまり関わりがなく、公務員にでもならない限りは縁の薄い法律であると思われるかもしれない。しかし、実際はまったく逆であって、私たちの生活のあらゆる部分が許認可や行政指導などの手段を通じて行政の網の目に包囲されている。例えば、私たちが学んでいる大学の設置・運営には様々な文部科学省の監督があり、大学へ通う交通機関の運行や大学の帰りに立ち寄る飲食店の営業にしても、運賃の認可や営業許可など監督機関の多様な規制に服しているのは周知のことであろう。</p> <p>このように行政権限の拡大が進んだ背景には、行政の役割がかつての治安維持から国民の生存権の保障へと大きく変化したことがあげられる。今日では国民生活の多くの部分が行政に依存しており、憲法に規定された福祉国家の理念も適切な行政活動が行われなければ画餅にとどまるであろう。行政法は具体化された憲法であるといわれるが、このことばには現代国家における行政法の意義がよく示されている。</p> <p>ところが、国民の生存さえもが行政に依存した社会では、ひとたび行政権限の行使が適切さを欠くと、国民生活が危機に瀕することになりかねない。ずさんな薬品の認可や原子炉の設置許可がなされた場合を考えてみれば、行政機関の怠慢や権限の濫用がいかに大きな害悪をもたらすかは容易に想像できるはずである。</p> <p>本講義ではこのような行政の持つ二面性を念頭に置きつつ、行政をめぐる法の仕組みを概観する。その際には、断片的な知識の集積にとどまることなく、行政権限を法的に統制し、福祉国家の理念を実現してゆく方途を考える契機となるように留意したい。</p> | | | | | | | |
| DP1-1 法律学科の専門分野に関する知識・技能を修得している。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| <p>「コンデンスト行政法」とは奇妙な科目名だが、行政法の要点を概説する科目と理解することにしたい。廃校となった法科大学院では、法学未修者（主に法学部以外の学部の出身者）も対象として「行政法 I」を 2 単位で開講していたが、これとほぼ同様な内容とする。具体的には行政法の基礎的理論を概説し、関連する最高裁判例を検討した後、これらを批判的に考察することにより、通説・判例の理解にとどまらない思考力を涵養することを目標にする。コンデンスト行政法 I では法律による行政の原理や行政行為論などの行政法総論を対象とし、コンデンスト</p> | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | 第1回 序論：行政訴訟の実際；「交通反則金不当利得返還請求事件」 担当者が遂行した訴訟を通して国や裁判所の行政法に対するスタンスを考察する。証拠など実際の訴訟資料等も紹介する。 | 特になし。 | | | 5~90 | | |
| 第2回 | 第2回 行政上の法律関係の特質(1) 行政上の法律関係には民法などの私法関係とは異なる特質がある。かつては公法私法二元論が唱えられ、両者は異なる法体系と考えられたが、今日ではむしろ一元的に理解する考え方方が有力である。いくつかの重要な判例を通して最高裁の立場を考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | 予習 45 分 復習 45 分 または復習 90 分 | | |
| 第3回 | 第3回 行政上の法律関係の特質(2) 前回に続き、行政上の法の一般原則などについて検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | 予習 45 分 復習 45 分 または復習 90 分 | | |
| 第4回 | 第4回 法律による行政の原理(1) 法律による行政の原理は行政法上の諸原則の中でもっとも重要なものである。類似の概念である法治主義および法の支配と比較しつつ、その具体的な内容を明らかにする。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | 予習 45 分 復習 45 分 または復習 90 分 | | |
| 第5回 | 第5回 法律による行政の原理(2) 前回に続き、法律による行政の原理の補完としての行政立法、行政計画等について検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 | | |
| 第6回 | 第6回 行政行為の特質 行政上の法律関係の最大の特徴は行政機関が国民に対して権力的に行動することが認められていることであるが、その際に使われる行為形式が行政行為（行政処分）である。行政行為には公定力など固有の効力があるが、その根拠と効果を検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 | | |
| 第7回 | 第7回 行政行為と行政裁量(1) 行政行為には裁量行為と非裁量行為（羈束行為）があるとされ、裁量行為については司法審査の範囲が制限されている。裁量行為と非裁量行為はどのように区別されるのかを考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 | | |
| 第8回 | 第8回 行政行為と行政裁量(2) 前回に続き、裁量行為に対する裁判上の統制はどのように行われるべきであるかを考察する。特に手続的統制を重視し、行政手続についても検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 | | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------------|
| 第9回 | 第9回 行政行為の分類 行政行為にはどのような種類があるかについて、様々な分類が提唱されてきた。10種類以上に分類する古典的理論から3種類しかないとする最新理論までを紹介し、いずれが合理的であるかを考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第10回 | 第10回 行政行為の瑕疵 行政行為に瑕疵があつて違法性を帯びるときには、取消原因に過ぎない場合と無効原因になる場合がある。このような区別がなされる要件と実益を考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第11回 | 第11回 行政行為の職権取消し・附款等 行政行為の職権による取消し・撤回、行政行為の附款、違法性の承継等の問題を検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第12回 | 第12回 非権力的行為形式：行政指導・行政契約 行政機関が国民と対等な立場に立つて行政活動を行う際に使われる行為形式の代表的なものが行政指導と行政契約である。行政指導には事実上の強制になるなどの問題があり、行政契約は様々な点で私的自治の原則が修正されているが、これらについて検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第13回 | 第13回 行政上の強制措置：行政強制・行政上の制裁(1) 行政上の義務を履行しない者に対してはいくつかの強制措置が用意されており、私人間の強制措置とは大きく異なっている。今回は、国民の身体、財産に直接実力を行使する行政強制について検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第14回 | 第14回 行政上の強制措置：行政強制・行政上の制裁(2) 前回に続き、即時強制、行政調査のほか、制裁の威嚇力によって間接的に義務履行を促す制度である行政上の制裁について検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 〔授業の方法〕 | | | |
| 各項目について、講義と判例研究を組み合わせて授業を進める。まず、各項目について概説した後、当該論点に関する重要な判例について検討を行い、学説と実務を関連づけて理解する。受講者に質問をすることにより、参加型の授業としたい。 | | | |
| DP1-1 法律学科の専門分野に関する知識・技能を修得している。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | |
| 筆記試験の結果を重視し（80%）、平常点（出席・授業中の発言、モニター用紙の提出、20%）を加えて総合的に評価する。 | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | |
| 成蹊大学の成績評価基準に準拠する。 | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 | | | |
| 関連科目は、憲法、民法、民事訴訟法である。 | | | |
| 〔テキスト〕 | | | |
| 武田真一郎著 『異説・行政法』（東信堂）3200円 *2025年3月に改訂版を発行する予定なので未購入の場合は改訂版を購入してください。 | | | |
| 〔参考書〕 | | | |
| 宇賀克也・行政法:第3版（有斐閣） 購入の必要なし 行政判例百選I（第8版、有斐閣） 公務員試験等受験者は購入することが望ましい。 | | | |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 | | | |
| オフィスアワーについては決定次第お知らせします。それ以外の時間でもメール等で相談の上、質問に応じます。 | | | |
| 〔特記事項〕 | | | |

| 科目名 | コンデンスト行政法II | | | | | | |
|--|--|---|---|------|-----|----------------------------|---------|
| 教員名 | 武田 真一郎 | | | | | | |
| 科目No. | 127153500 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| <p>行政法というと私たちの日常生活にはあまり関わりがなく、公務員にでもならない限りは縁の薄い法律であると思われるかもしれない。しかし、実際はまったく逆であって、私たちの生活のあらゆる部分が許認可や行政指導などの手段を通じて行政の網の目に包囲されている。例えば、私たちが学んでいる大学の設置・運営には様々な文部科学省の監督があり、大学へ通う交通機関の運行や大学の帰りに立ち寄る飲食店の営業にしても、運賃の認可や営業許可など監督機関の多様な規制に服しているのは周知のことであろう。</p> <p>このように行政権限の拡大が進んだ背景には、行政の役割がかつての治安維持から国民の生存権の保障へと大きく変化したことがあげられる。今日では国民生活の多くの部分が行政に依存しており、憲法に規定された福祉国家の理念も適切な行政活動が行われなければ画餅にとどまるであろう。行政法は具体化された憲法であるといわれるが、このことばには現代国家における行政法の意義がよく示されている。</p> <p>ところが、国民の生存さえもが行政に依存した社会では、ひとたび行政権限の行使が適切さを欠くと、国民生活が危機に瀕することになりかねない。ずさんな薬品の認可や原子炉の設置許可がなされた場合を考えてみれば、行政機関の怠慢や権限の濫用がいかに大きな害悪をもたらすかは容易に想像できるはずである。</p> <p>本講義ではこのような行政の持つ二面性を念頭に置きつつ、行政をめぐる法の仕組みを概観する。その際には、断片的な知識の集積にとどまることなく、行政権限を法的に統制し、福祉国家の理念を実現してゆく方途を考える契機となるように留意したい。</p> | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| <p>「コンデンスト行政法」とは奇妙な科目名だが、行政法の要点を概説する科目と理解することにしたい。廃校となった法科大学院では、法学未修者（主に法学部以外の学部の出身者）も対象として「行政法II」を2単位で開講していたが、これとほぼ同様な内容とする（DP 1-1, 1-2）。具体的には行政法の基礎的理論を概説し、関連する最高裁判例を検討した後、これらを批判的に考察することにより、通説・判例の理解にとどまらない思考力を涵養することを目標にする（DP 3-1, 3-2）。コンデンスト行政法Iでは法律による行政の原理や行</p> | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | | 準備学修の目安（分） | |
| 第1回 | 損失補償(1) 適法な行政権の行使によって私人に生じた損失を補償する制度について検討する。今回は憲法29条3項の効果、補償の要否について考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分 または復習90分 | |
| 第2回 | 損失補償(2) 前回に続き、正当な補償の意義、補償の内容について考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分または復習90分 | |
| 第3回 | 公務員の不法行為責任(1) 国家賠償法1条に基づく賠償責任について検討する。今回は公権力の行使の意義、職務の意義、過失について考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分または復習90分 | |
| 第4回 | 公務員の不法行為責任(2) 前回に続き、違法性、不作為による不法行為責任について考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分または復習90分 | |
| 第5回 | 公の营造物の管理責任(1) 国家賠償法2条に基づく賠償責任について検討する。今回は公の营造物の設置・管理の瑕疵の意義、道路などの便益提供施設の管理責任について検討する。 〔国家賠償法2条における瑕疵の諸類型〕 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分または復習90分 | |
| 第6回 | 公の营造物の管理責任(2) 前回に続き、河川などの危険防止施設の管理責任、国家賠償法のその他の問題点について検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分または復習90分 | |
| 第7回 | 行政上の不服申立て(1) 行政不服審査法に基づく不服申立て制度について検討する。今回は不服申立ての対象、不服申立ての種類、不服申立て適格について考察する。同法は2014年に改正されたので、改正点については特に留意する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分または復習90分 | |
| 第8回 | 行政上の不服申立て(2) 前回に続き、不服申立ての審理、裁決の効果、教示制度などについて考察する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | | | | 予習45分 復習45分または復習90分 | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------------|
| 第9回 | 行政事件訴訟(1) 行政事件訴訟の類型（抗告訴訟、当事者訴訟、機関訴訟、民衆訴訟）を概観する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第10回 | 行政事件訴訟(2) 行政事件訴訟の訴訟要件のうち、今回は処分性、原告適格について検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第11回 | 行政事件訴訟(3) 前回に続き、行政事件訴訟の訴訟要件のうち、原告適格、狭義の訴えの利益、出訴期間などについて検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第12回 | 行政事件訴訟(4) 行政事件訴訟の審理、判決の効果、違法性判断の基準時、職権証拠調、実質的証拠法則などについて検討する。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第13回 | 行政事件訴訟(5) 前回に続き、執行停止制度、義務付訴訟・差止訴訟の訴訟要件と勝訴要件、仮の義務付け・仮の差止め制度について検討する。 〔義務付訴訟の訴訟要件と本案主張　差止訴訟の訴訟要件と本案主張　仮の義務付け及び仮の差止め | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 第14回 | 行政過程における個人の地位 行政法の全体を学んだ上で、行政過程において私人は国や地方公共団体に対してどのような法的地位に立つかを実体面と手続面から考察する。特に行政手続の検討に重点を置く。 | 左記の各項目の詳細な内容についてはレジメをポータルサイトにアップする。授業で検討する判例については、テキスト（判例百選）の番号をレジメに記載する。レジメは重要項目を体系的に記載しているサブノートに過ぎないので、講義と参考書によって完成させるようにして欲しい。それが効果的な復習となるはずである。 | 予習 45 分 復習 45 分または復習 90 分 |
| 〔授業の方法〕 各項目について、講義と判例研究を組み合わせて授業を進める。まず、各項目について概説した後、当該論点に関する重要な判例について検討を行い、学説と実務を関連づけて理解する。受講者に質問をすることにより、参加型の授業としたい（DP 6-1, 6-2）。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 筆記試験の結果を重視（80%）し、平常点（出席・授業中の発言・モニターカードの提出、20%）を加えて総合的に評価する。 | | | |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準に準拠する。 | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 関連科目は、憲法、民法、民事訴訟法である。 | | | |
| 〔テキスト〕 武田真一郎「異説・行政法」 東信堂 3200円 *2025年3月に改訂版を発行する予定なので未購入の場合は改訂版を購入してください。 | | | |
| 〔参考書〕 宇賀克也・行政法：第3版（有斐閣） 購入の必要なし 行政判例百選II（第8版、有斐閣） 公務員試験等の受験者には購入を勧める。 | | | |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 オフィスアワーについては決定次第お知らせします。それ以外の時間でもメール等で相談の上、質問に応じます。 | | | |
| 〔特記事項〕 | | | |

| 科目名 | | 現代日本の行政 | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|---------|---|------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 西村 美香 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127231100 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 行政学の入門講座として、公務員制度を中心に、マスコミでよく取り上げられる問題について考える。具体的には給与、労働基本権、キャリア・ノンキャリア、天下りをテーマに、解説を聞いて考えてもらう予定である。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 公務員制度についての基礎的知識を修得しながら (DP1・DP2)、日本の行政について理解を深め、多様な視点から批判的に検証し (DP3)、自分なりの考えを発信できるようになることが目標である (DP4・DP6)。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | オリエンテーション 「日本の行政」の概要と勉強方法について | | シラバスの内容をよく読むこと。オリエンテーションの説明を聞いて、受講するかどうか判断すること。 | | | 10分 | | | | | | | | |
| 第2回 | 公務員の給与は高すぎる？（1） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第3回 | 公務員の給与は高すぎる？（2） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第4回 | 公務員の給与は高すぎる？（3） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第5回 | 公務員の給与は高すぎる？（4） | | 指示された資料を読み、考えをまとめる。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | 公務員に労働基本権を保障するべきか（1） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第7回 | 公務員に労働基本権を保障するべきか（2） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第8回 | 公務員に労働基本権を保障するべきか（3） | | 指示された資料を読み、考えをまとめる。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | 公務員にエリートは必要か（1） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第10回 | 公務員にエリートは必要か（2） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第11回 | 公務員にエリートは必要か（3） | | 指示された資料を読み、考えをまとめる。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 「天下り」は何故なくならないのか（1） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第13回 | 「天下り」は何故なくならないのか（2） | | レジュメの復習 | | | 30分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 「天下り」は何故なくならないのか（3） | | 指示された資料を読み、考えをまとめる。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 テーマ毎にレジュメを Course Power で配布し、講義をする。レジュメだけでなく講義で話すことが多く、テストやレポート＆グループ課題は講義内容から出題されるため、単位取得のためには毎回出席してノートをとることが必要である。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 学期末のペーパーテスト（マークシート方式）で80点、2回程度実施する授業内の小レポート提出で20点（各10点）。他に、授業中にグループ課題に数回取り組んでもらう予定で、その参加は任意である。詳しくは初回の授業で説明するので注意しておくこと。4年生から「就職活動で授業に出席できないからレポートを出して欲しい」との相談を毎年受けるが、公平性の観点から特別な救済はなく、授業に出ないままテストを受けるのはかなりリスクが高いので、履修しないことを勧める。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | | |

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠して評価する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No. 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
引き続き行政学、地方自治論を受講することが望ましい。

〔テキスト〕
CorsePower にアップされるレジュメがテキストであり、授業と復習の必需品である。

〔参考書〕
授業中に適宜紹介する。時事問題が多いので、新聞をよく読むこと。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知する。

〔特記事項〕
初年次教育
アクティブ・ラーニング

| 科目名 | | 政治思想の基礎 | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 平石 耕 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127231200 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 戦後日本の政治体制はデモクラシー＝民主政であると言われる。しかしそのデモクラシーとは何であり、なぜ重要とされてきたのか。しばしば政治不信が指摘される現代日本社会において重要なこの問いに、本講義は政治思想史の視角からアプローチしたい。 | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的には、最初に「デモクラシーとは何か」をある程度抽象的に検討し、次に、「近代政治思想」の代表格として重視されてきたホップズ、ロック、ルソーの社会契約論を検討し、彼らの議論が近代デモクラシーの原理といいかに関係するかを考察する。その上で、なぜこうした議論が重要なのか、戦後日本においてどのようにデモクラシーを含む政治理念が模索されたかを確認する予定である。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 以下のDPを実現するために、次の四点を到達目標とする。 | | | | | | | | | | | | | |
| ・DP1-1、DP1-2、DP2-1、DP2-2、DP3-1、DP3-2、DP3-3（専門分野の知識・技能、教養の修得、課題の発見と解決） | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 戦後日本における政治理念の模索の諸相を理解している。 | | | | | | | | | | | | | |
| (2) ホップズ、ロック、ルソーを中心とした〈近代政治思想〉の生成と展開の諸相を理解している。 | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 近代デモクラシーの原理を理解している。 | | | | | | | | | | | | | |
| (4) (1)～(3)を踏まえ、なぜ戦後日本社会において〈近代政治思想 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | ガイダンス・イントロダクション ※なお、以下の計画は受講生の反応を見ながら、適宜その進度・順序を調整する可能性がある。 | シラバスの通読 | | | 30 | | | | | | | | |
| 第2回 | デモクラシーの定義？ | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第3回 | デモクラシーの定義？（映像資料の視聴とクイズ・レビューへの回答） | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第4回 | 近代デモクラシーの三つの原理 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第5回 | 近代デモクラシーの三つの原理 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第6回 | 近代デモクラシーの三つの原理 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第7回 | 〈近代政治思想〉の生成と展開：ホップズ、ロック、ルソー | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第8回 | 〈近代政治思想〉の生成と展開：ホップズ、ロック、ルソー | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第9回 | 〈近代政治思想〉の生成と展開：ホップズ、ロック、ルソー | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第10回 | 戦後日本における政治理念の模索 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第11回 | 戦後日本における政治理念の模索 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第12回 | 戦後日本における政治理念の模索 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第13回 | 戦後日本における政治理念の模索 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 第14回 | 戦後日本における政治理念の模索 | 配布レジュメの予習・復習 参考文献該当箇所の通読 | | | 100 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |
| レジュメに基づいた講義を中心とする。その他、学生諸君とのコミュニケーションをはかるために適宜授業中にクイズに答えてもらったり、レビューシートを提出してもらう。また、学生諸君の理解度を確認するために、複数回、ミニ・レポートを提出してもらう可能性が高い。 | | | | | | | | | | | | | |
| ※初回授業時に、授業の進め方について説明するので、履修を考えている学生は必ず参加してほしい。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 対面授業を実施できる場合には、平常点=40%～50%程度、学期末テスト=50%～60%程度によって総合的に判断する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. コロナ禍のような事態によって万が一対面授業が実施できず、オンライン授業になった場合には、レビューシート・ミニレポートの提出（あわせて65%程度）、最終レポート（35%程度）によって総合的に判断する予定である。 | | | | | | | | | | | | | |

このあたりについては、初回授業時に追って説明する。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

予備知識・先修科目：とくになし。尤も、高校レベルの世界史に対する関心（知識までは求めなくとも）はほしい。

関連科目：「西洋政治思想史」「政治学原論」「現代政治理論」

〔テキスト〕

特になし

〔参考書〕

佐々木毅『民主主義という不思議な仕組み』（ちくまプリマー新書、2007年）

宇野重規『民主主義とは何か』（講談社現代新書、2020年）

福田歎一『近代の政治思想』（岩波新書、1970年）

福田歎一『近代民主主義とその展望』（岩波新書、1977年）

小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）

成蹊大学法学部編『教養としての政治学入門』（ちくま新書、2019年）

山本昭宏『戦後民主主義——戦後日本を創った思想と文化』（中公新書、2021年）

世界史を履修していない学生は、高校レベルの世界史教科書

その他、追って紹介する。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知する。

〔特記事項〕

・初年次教育

| 科目名 | 比較政治経済 | | | | | | |
|--|---|---|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | 今井 貴子 | | | | | | |
| 科目No. | 127231300 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| テーマ：比較政治経済入門一収斂と分歧 概要：本授業では、資本主義世界における国家、社会、市場の関係とそのダイナミズムについて、20世紀から現在にいたるまでの歴史的推移を縦軸に、主要国間・レジーム間の比較の観点を横軸にすえ、政治と経済の接合と相剋のあり様を多角的な論点から解説します。 導入部分では、今日の先進諸国の政治経済を理解する前提知識となる戦後の政治経済の特徴について、福祉国家の多様性、資本主義の多様性といった視角から比較分析します。中盤以降は、現代資本主義の陥落としての雇用とリバーラル・デモクラシーの揺らぎについて、政治的な局面としては近年のポピュリズムをめぐる事象、経済的な局面としてのAIをはじめとした技術革新と雇用の流動化から読み解き、我々が現在おかれている状況の理解と展望の手がかりを考察します。 *シラバスの内容は授業の進捗状況によって変更することがあります。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| 1) 各国の政治経済制度を比較するための分析概念を理解する。(DP1-1, 1-2 専門分野の知識・技能) 2) 20世紀以降の先進資本主義諸国の政治経済の歴史的推移を見につける。(DP2 教養の修得) 3) 現代世界において、何が政治課題となってきたのか、そして現在どのような課題群があるのかを見渡し、課題設定をめぐる対立、課題解決のための選択肢などを考察する (DP2, DP3 課題の発見と解決) | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | イントロダクション 1) 授業の概要、進め方 2) 教科書、参考文献の紹介 3) 受講上の注意点 | シラバスを読む。関心があれば、第2回で指定されている教科書にも目を通す。 | | | 30 | | |
| 第2回 | 政治と経済の違い、政治と経済の相互関係 一映像資料から学ぶ総力戦の教訓 | 事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第3回 | 戦後の「埋め込まれた自由主義」と成長モデル | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第4回 | 国際比較のための視座(1) 一デモクラシーの多様性 | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第5回 | 国際比較のための視座(2) 一福祉国家の多様性 一資本主義の多様性 | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第6回 | 福祉国家の財源をめぐる比較政治経済 | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第7回 | グローバル化の比較政治経済 一映像資料から読み解くグローバリゼーションとその陥落 | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第8回 | グローバリゼーションと格差 ・前半の授業に関する質疑応答 | 前回授業までに配布されたレジュメ、資料、及び映像資料の内容を見直し、より踏み込んで知りたいこと、質問を準備する。 事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第9回 | 人の移動の比較政治経済 | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。 | | | 60 | | |
| 第10回 | ポピュリズムの現在を読み解く論点 (1) | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第11回 | ポピュリズムの現在を読み解く論点 (2) | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第12回 | AI時代における労働の変容とベーシックな保障をめぐる論点 | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |
| 第13回 | デモクラシーの社会的基盤とは 一雇用とセーフティネットの再構築をめぐる比較政治経済 | 前回授業のレジュメ、資料、及び映像資料の内容を復習する。事前にアップロードされたレジュメに目を通し、関心のあるポイントや質問を準備する。さらに勉強したい人は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | | | 60 | | |

| | | | |
|---|------------|------------------------|-----|
| | | は、レジュメに掲載された参考文献を参照する。 | |
| 第14回 | 総復習・授業内テスト | 配布されたレジュメ、資料を聴復習する | 180 |
| 〔授業の方法〕 講義形式。 レジュメにはパワー・ポイントを使用する。レジュメ、資料、参考テキストなどは Course Power にアップする。テキストと毎回配布するレジュメとは相互補完的な関係になっているので、勉強する際にはいずれか一方を偏重しないこと。 テーマの理解を深めるために、映像資料も活用する。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 平常点（レビュー・シート提出）（20%）、期末テスト（80%） | | | |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39. | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 特になし。 | | | |
| 〔テキスト〕 授業はレジュメが主体となります。 その他の参考文献は随時講義中に紹介します。 | | | |
| 〔参考書〕 *以下は購入の必要なし。（以下のテキストから関心を寄せるテーマの文献を選びじっくり学ぶことを勧める。助言が必要な場合は随時担当教員に問い合わせください。） ・田中拓道・近藤正基・矢内勇生・上川龍之進著『政治経済学－グローバル時代の国家と市場』有斐閣、2020年 ・田村哲樹・近藤康史・堀江孝司（2020）『政治学』勁草書房 ・デイヴィッド・ガーランド（小田透訳）（2021）『福祉国家－救貧法の時代からポスト工業社会へ』白水社 ・伊藤武・網谷龍介編著（2021）『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』ナカニシヤ書店 ・宮本太郎（2008）『福祉政治－日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣 | | | |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知する。 | | | |
| 〔特記事項〕 アクティブ・ラーニングを含む | | | |

| 科目名 | | 現代の国際関係 | | | | | |
|---|---|--|---|------|-------------|------|---------|
| 教員名 | | 遠藤 誠治 | | | | | |
| 科目No. | 127231400 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| <p>本講義は、2年次以後に学ぶ国際政治学・平和研究や地域研究科目への導入として、国際政治学の基本的な概念や考え方を理解することを目的としている。この目的のために、現代の国際関係における重要な問題をいくつか取り上げ、その問題の背後にある理論的な問題点や歴史的文脈を掘り下げて検討していくというアプローチをとる。</p> <p>講義を通じて考えるべき重要な問題は、現在、世界の政治システムが重層的で根本的な転換を経験しつつあるということである。この理論的なテーマを、「授業の計画」に掲げたような具体的な事例を通して検討していく。その際、取り上げる問題は、国家、国際政治システム、冷戦の歴史、大量破壊兵器、安全保障、ナショナリズム、地域紛争、国際機関、開発、貧困、人権、社会開発、グローバリゼーションなどである。これらの大概念に関する理解を深めつつ、現代国際関係の根本的な変化について探求していく予定である。</p> <p>なお本講義は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が世界に与えた衝撃、新型コロナ・ウィルスの世界的蔓延が世界に与えている衝撃、パレスチナ問題が世界の政治に与えている衝撃、気候変動が世界の政治経済に与えている衝撃、トランプ政権の再登場とその政策による衝撃を重視して、そうした衝撃が現代国際政治の変容とどのように関連しているのかという点にも注意しながら、展開される予定である。</p> | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| <p>D P 1-1 / 2 (専門分野の知識・技能)、D P 2-1 / 2 (教養の修得)を実現するため、以下の3点を到達目標とする。</p> <p>①現代の国際社会を理解するために必要な基礎概念に関する十分な理解がある。</p> <p>②現代の国際社会における紛争や戦争に関する基礎的情報が身についている。</p> <p>③現代の国際社会の実情とその変動を考えるための基礎的思考枠組みが身についており、それを活用することができる。</p> | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修 (予習・復習等) | | | 準備学修の目安 (分) | | |
| 第1回 | イントロダクション 変動する世界と国際関係 | シラバスをよく読み、この科目で学ぶことの内容を理解しておく。また、高校までの学習で不足していることは何かを自覚しておくようにする。 | | | 60分 | | |
| 第2回 | 冷戦後国際秩序とは何か。それは長い歴史過程における国際政治システムの成立と変容とどう関連しているのか。 | テキストや指定された文献を読んで、理解できたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | | | 90分 | | |
| 第3回 | 核時代の始まりと冷戦の展開 | テキストや指定された文献を読んで、理解できたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | | | 90分 | | |
| 第4回 | 冷戦の終焉と核の現在 (1) 核拡散の現実と脅威 | テキストや指定された文献を読んで、理解できたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | | | 90分 | | |
| 第5回 | 冷戦の終焉と核の現在 (2) 核軍縮の課題と困難 | テキストや指定された文献を読んで、理解できたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | | | 90分 | | |
| 第6回 | 冷戦後の戦争と紛争 (1) ロシア・ウクライナ戦争の分析 | テキストや指定された文献を読んで、理解できたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | | | 90分 | | |
| 第7回 | 冷戦後の戦争と紛争 (2) 「民族」に関する考え方と民族問題の展開 | テキストや指定された文献を読んで、理解できたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | | | 90分 | | |
| 第8回 | 冷戦後の戦争と紛争 (3) パレスチナ問題の歴史と現状(I) | テキストや指定された文献を読んで、理解できたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 | | | 90分 | | |

| | | | |
|---|-------------------------------|---|-----|
| | | 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | |
| 第9回 | 冷戦後の戦争と紛争（4）パレスチナ問題の歴史と現状（II） | テキストや指定された文献を読んで、理解できしたこと、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | 90分 |
| 第10回 | 現代東アジアの国際関係：対立の構図と和解の可能性 | テキストや指定された文献を読んで、理解できること、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | 90分 |
| 第11回 | 南北問題と開発：発展途上国と開発の諸問題 | テキストや指定された文献を読んで、理解できること、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | 90分 |
| 第12回 | 現代国際政治と国際機関：国連の組織と機能 | テキストや指定された文献を読んで、理解できること、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | 90分 |
| 第13回 | NGOの活動とグローバルな市民社会 | テキストや指定された文献を読んで、理解できること、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | 90分 |
| 第14回 | まとめ：世界政治システムの変容と国際政治理論の役割 | テキストや指定された文献を読んで、理解できること、理解が難しかったことを口頭で発表できるように用意しておく。 事前に CoursePower にアップされている資料を読んでおく。 指示された問題についてインターネットなどを通じて調べておく。 | 90分 |
| 〔授業の方法〕 | | | |
| 通常の講義形式を中心とする。受講生と教員の間で相互的な意見交換を可能とするため、事前に指定された文献を読んだ上で講義に参加するように指定する場合がある。また、講義内容をより実感できるようにビデオ教材も必要に応じて数回用いる予定である。 受講生には、教員が発する質問に積極的に答える姿勢が必要である。 また、学生同士のディスカッションを行う場合もあるので、その場合は、学生諸君が自発的かつ積極的に発言するように心がけてもらいたい。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | |
| 平常点 100% とし、定期試験は行わない。 数回課す大きめのレポート（50%程度）、定期試験に代わる比重の大きいレポート（50%程度）を基本とし、リアクションペーパーや掲示板への書き込みなど授業への参加態度の内容を加味して、総合評価する。 | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | |
| 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39. 現代国際政治の変容についてのイメージをもち、国際政治の具体的諸問題と理論的な問題との関連について理解力を備えるようになることが基準である。 | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 | | | |
| 高校生として学んだ世界史、日本史、政治・経済の知識は修得済みであることを前提に講義を行うので、適宜、高校の教科書を読み直しておくこと。大学生として読み直してみると役に立つことが多いので、毛嫌いせずトライするように。 受講者は新聞を毎日読むなどして国際関係と日本政治に関する情報を摂取するよう努力すること。 本講義は、「平和研究」、「国際政治史」、「国際政治学」などへの導入としての役割も担っている。 | | | |
| 〔テキスト〕 | | | |
| 特定のテキストは用いないので購入の必要はないが、受講生は、以下の3点を後期開始前後に読んでおくと講義の内容の理解が深まる。 坂本義和『相対化の時代』岩波新書 坂本義和『人間と国家——ある政治学徒の回想』上・下 岩波新書 坂本義和『権力政治を超える道』岩波現代文庫 | | | |
| 〔参考書〕 | | | |
| 講義全体の内容に関連する参考図書として、以下の文献をあげておくが、購入の必要はない。 藤原帰一・大芝亮・山田哲也編『平和政策』有斐閣 『坂本義和集』1～6、岩波書店 日本平和学会編『平和をめぐる14の論点』法律文化社、2018年 坂本義和編『核と人間』I・II、岩波書店 中村研一『地球的問題の政治学』岩波書店 小林誠・遠藤誠治編『グローバル・ポリティクス』有信堂 西崎文子『アメリカ外交とは何か』岩波新書 藤原帰一他編『国際政治講座』3・4、東京大学出版会 古矢久『アメリカ　過去と現在の間』岩波新書 最上敏樹『国連とアメリカ』『いま平和とは一人権と人道をめぐる9話』岩波新書 をあげておく。 遠藤誠治・遠藤乾編集代表『シリーズ　日本の安全保障』（岩波書店、2014年～2015年）は、本講義の内容を現代的な内容に即して検討している論考を数多く含んでいるので、積極的に参照すること。 | | | |

その他、各講義の際に、関連参考図書を紹介する。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知する。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 現代東アジア政治論 | | | | | |
|--|-------------------------------------|---|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 光田 剛 | | | | | |
| 科目No. | 127231500 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 現代東アジア・東南アジアの政治と国際関係について概説します（講義名は「東アジア」ですが東南アジアにも触れます。ただし東アジア諸国が中心です）。 「中国の躍進」とともに世界は大きく変化しつつあります。中国は 2021 年に中国共产党結成 100 年を迎え、次の「節目」として、中華人民共和国建国 100 周年にあたる 2049 年を見据えて変化を加速させてています。韓国・北朝鮮情勢や台湾情勢も大きく変化していますし、中国との関係でも、それ以外のところでも、東南アジア世界も変化のただなかにあります。さらに、アメリカ合衆国第二期トランプ政権の出たたで東アジアがどう変わるかも、このシラバスを書いている時期（2025 年 1 月）には予想もつきません（もうひとつ言うと、第 9 回で採り上げることになっている韓国のデモクラシーの行方も、ヨン・ソンニヨル大統領弾劾で、2025 年 1 月時点ではじゅうぶんに読めいません）。 このようななかで、流れてきたニュースに驚き、しかしすぐに「慣れっこ」になってしまい、また次のニュースに驚く…というのではなく、東アジア・東南アジア各国の政治史や現代政治、そして国際関係を踏まえた上でそれを正しく位置づけられるという能力と技術がより重要になっています。 このようなことを踏まえて、「現代東アジア」を第二次世界大戦後としたうえで（それでも 80 年もあります！）： (1) 現代東アジアの国際関係史を概観する； (2) 現代東アジア各国の現代政治について、その制度、現状、将来への展望などの特徴的な点を探り上げる； (3) 現代東南アジアについても政治史・国際関係史と現代政治を概観する。 という順序で講義を行います。 なお、中国については、中国政治外交論での講義内容と重なる部分があります。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 【専門分野の知識・技能】（D P 1 – 1）政治学科の専門分野に関する知識・技能を修得している。 【教養の修得】（広い視野での思考・判断）（D P 2-1）（政治学科）人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる。 この目標を達成するために： (1) 現代東アジア・東南アジア各国の第二次世界大戦後の政治史と国際関係史がどのようなものであったかを身につける。 (2) これらを第二次世界大戦後の現代世界のなかに位置づけ | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第 1 回 | 現代東アジア概説 | なぜこの授業を履修したかを自分でよく確認しておく。 | | | 30 | | |
| 第 2 回 | 東アジアの冷戦（1） | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 3 回 | 東アジアの冷戦（2） | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 4 回 | 東アジアの冷戦（3） | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 5 回 | 中国の政治体制 | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 6 回 | 多族群国家としての台湾 | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 7 回 | 現代台湾の起源：国民党一党体制 | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 8 回 | 現代台湾と「統独問題」の展開 | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 9 回 | 冷戦後の韓国：デモクラシーの模索 | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 10 回 | 北朝鮮の政治制度と現代政治 | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 11 回 | 現代東南アジアの政治と国際関係（1） | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 12 回 | 現代東南アジアの政治と国際関係（2） | 前回の内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |
| 第 13 回 | ここまでまとめ（30 分程度） 授業内試験（準備時間+60 分） | テストです！ 前回以前の内容をよく復習して理解しておくこと。 | | | 90 | | |
| 第 14 回 | 全体のまとめ | これまでの授業内容をよく復習して理解しておくこと。今回のレジュメ等がすでに用意されているばあいは、先に目を通しておくことをお勧めする。 | | | 30 | | |

| |
|--|
| 〔授業の方法〕 85 分の講義の後、毎回、コメントペーパーを記入し、提出していただきます。なお、コメントペーパー記入の時間に小テスト等を行うこともあるかも知れません。また、第 13 回（最終の第 14 回ではありません）に授業内テストを行います。コメントペーパーでは、基本的に、前回までの内容を身につけているかどうかを確認し、その回、またはそれ以後の回の授業の理解のために必要かも知れないテーマについての思考を促す問題が出題されます。 |
| 〔成績評価の方法〕 授業内試験（1 回）が 80%、平常点が 20% で評価します。平常点はコメントペーパーをもとに確定します。詳しい内訳などは第一回授業で説明しますので、注意してみてください。 |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39. |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 とくにありません。できれば高校で学習した社会系科目（地歴・公民）の知識を忘れずにいてください。 |
| 〔テキスト〕 特になし。 |
| 〔参考書〕 特になし。 |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知する。 |
| 〔特記事項〕 |

| 科目名 | | 現代ヨーロッパ政治論 | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|------------|---|------------------------------------|-----|--------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 宮崎 悠 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127231600 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 「ヨーロッパ」とは何であろうか。また、どのような範囲を（地理的・文化的に）指すのであろうか。 本講義では、10世紀から現代までの国際政治を、「ヨーロッパの心臓」「文明の十字路」とも呼ばれる中東欧に重点を置き、概観する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 〔到達目標〕 DP1（専門分野の知識・技能）とDP2（教養の修得）を実現するため、次の3点を到達目標とする。 1) 國際政治における一国史のナラティブを相対化し説明できる。 2) 地域史やミクロヒストリーの視点を取り入れることが出来る。 3) 国家以外に多様なアクターが存在したことを説明できる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修（予習・復習等） | | 準備学修（の目安（分）） | | | | | | | | |
| 第1回 | オリエンテーション | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第2回 | 東欧世界の特徴 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第3回 | ポーランド分割と諸帝国 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第4回 | ロマン主義の時代 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第5回 | ナショナリズム | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第6回 | 第一次世界大戦 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第7回 | ヴェルサイユ体制 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第8回 | 東欧諸国の戦間期 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第9回 | マイノリティ | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第10回 | シオニズム | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第11回 | 反ユダヤ主義 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第12回 | 第二次世界大戦 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第13回 | 冷戦の起源 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 第14回 | 東欧革命～EUの東方拡大 | | | 授業資料（教科書・参考書等）の指定範囲に目を通し、質問を考えておく。 | | 授業時間内に指示する | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 授業は講義形式で行う。授業資料を適宜配付する。評価は学期末の筆記試験によって行う。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 平常点（授業内で指示する課題の提出状況）30% *出席しているだけではなく、授業内容を理解したうえでのコメント提出等が求められる。 期末試験（筆記、記述式、選択式）の結果 70% | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | | |

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

特段の専門知識は求めないが、多言語的な空間としてのヨーロッパに興味をもち、言語や文化について積極的に調べていく習慣をもつことが望ましい。

〔テキスト〕

○伊東孝之ほか『《YAMAKAWA SELECTION》ポーランド・バルト史 上・下』 2024年。

○中井和夫ほか『《ウクライナ・ベラルーシ史》山川出版社、2024年。

*旧版 伊東孝之ほか『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、1998年 をすでにお持ちの方は、そのまま参照できます。

〔参考書〕

○セルヒー・プロヒー『ウクライナ全史』上下、鶴見太郎ほか訳、明石書店、2024年。

□フェリックス・ティフ『ポーランドのユダヤ人：歴史・文化・ホロコースト』阪東宏訳、みすず書房、2006年。

□シンガー『不浄の血 ---アイザック・バシェヴィス・シンガー傑作選』河出書房新社、2013年。

□西成彦『世界イディッシュ短篇選』岩波文庫、2018年。

□市川裕『図説 ユダヤ教の歴史（ふくろうの本）』河出書房新社、2015年。

□宮崎悠『戦勝記念碑とビアニスト（ポーランド史叢書8）』群像社、2022年。

*参考書は図書館等で閲覧してください。

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

ポータルサイトで周知します。また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 政治学特殊講義Ⅲ（アメリカの大統領政治） | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------------|--------------------------------|------|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 西山 隆行 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127256010 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 アメリカ大統領の仕事をどう評価するかについて、考えます。最初にアメリカ合衆国憲法の基本的構造と歴史的な展開について解説した後、フランクリン・ローズヴェルト大統領以降の政権について、順を追って検討していきます。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 履修者が、アメリカ政治についての基礎知識を身につけるとともに、独自に分析を行う力を身につけることを目標とします。また、講義を通して身につけたことを、文章として表現する力を身につけることも目標とします。 (対応する DP : DP1-1, 1-2) | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | アメリカ合衆国憲法の基本的構造とアメリカ政治外交史概論 | | 各種報道を通してアメリカ政治に関するイメージをまとめてくる。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第2回 | フランクリン・ローズヴェルト政権、トルーマン政権、アイゼンハワー政権の分析（1） | | テキスト序章、第1章、第2章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第3回 | フランクリン・ローズヴェルト政権、トルーマン政権、アイゼンハワー政権の分析（2） | | テキスト序章、第1章、第2章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第4回 | ケネディ政権、ジョンソン政権の分析 | | テキスト第3、4章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第5回 | ニクソン政権、フォード政権の分析 | | テキスト第5章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第6回 | カーター政権の分析 | | テキスト第6章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第7回 | レーガン政権の分析 | | テキスト第7章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第8回 | ジョージ・H・W・ブッシュ政権の分析 | | テキスト第8章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第9回 | クリントン政権の分析 | | テキスト第9章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第10回 | ジョージ・W・ブッシュ政権の分析 | | テキスト第10章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第11回 | オバマ政権の分析 | | テキスト第11章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第12回 | 第一次トランプ政権の分析 | | テキスト終章を読んでくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第13回 | バイデン政権の分析 | | アメリカ政治に関する各種報道を見てくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 第14回 | 第二次トランプ政権の分析 | | アメリカ政治に関する各種報道を見てくること。 | | | 60分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 毎回配布資料を準備するとともに、パワーポイント資料を投影しながら授業を行う。 講義担当者が「Yahoo! エキスパート」として時事問題についてコメントをしているので、それに関する補足説明も行う。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 学期末試験：70% レポート：30% | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | | |

成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.38, 39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
アメリカ政治外交論の授業をあらかじめ履修しておくことが望ましい（ただし義務ではない）。

〔テキスト〕
青野利彦・倉科一希・宮田伊知郎『現代アメリカ政治外交史—「アメリカの世紀」から「アメリカ第一主義」まで』ミネルヴァ書房、2020 年

〔参考書〕
西山隆行『アメリカ政治入門』東京大学出版会、2018 年
西山隆行『アメリカ政治講義』ちくま新書、2018 年
西山隆行『格差と分断のアメリカ』東京堂出版、2020 年
岡山裕・西山隆行編『アメリカの政治 第 2 版』弘文堂、2024 年
西山隆行『アメリカ大統領とは何か』平凡社新書、2024 年

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知します。
また、授業終了後に教室で受け付けます。

〔特記事項〕

| 科目名 | | 国際経済 I | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 益田 安良 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127311010 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 本科目では、国際経済のうちの実体経済部分、すなわち、貿易の理論・政策と発展途上国の経済開発について学ぶ。 経済がグローバル化する中、激動の世界経済を見る目を養うことは、日本経済を理解する為にも、日本の外交・政治を考える上でも、重要である。かかる観点から関連科目である「国際経済 II」と共に、本科目を履修することにより、国際経済の構造、仕組み、及び国際経済に関わる理論を修得し、世界経済に対する視野を養って欲しい。 本科目では、まず国際収支の仕組みを理解し、貿易の諸理論を学び、現実の世界の貿易システムの変遷と考え方を学ぶ。さらに発展途上国の経済開発の考え方と、新興国、とくにアジア経済について学ぶ。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1-1, 1-2 【専門分野の知識・技能】の実現の為、以下の 4 点を到達目標とする。 ①貿易の基礎理論を理解し、友人に説明できる。 ②貿易政策について考え、論ずることができる。 ③発展途上国の経済開発に関する考え方を理解し、友人に語ることができる。 ④新興国、とくにアジアの経済の構造、現状を理解し、友人に説明できる。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第 1 回 | 科目ガイダンス・授業運営方針、国際経済を見る視点 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 2 回 | 国際収支の仕組みと現状 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 3 回 | (第 I 部：国際貿易システムとその理論) 世界貿易・貿易システム概観 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 4 回 | 貿易の基本モデル：部分均衡分析・2 財貿易モデル | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 5 回 | リカード・モデル（比較優位） | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 6 回 | 多生産要素、不完全競争と貿易 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 7 回 | 生産要素の国際移動、直接投資、多国籍企業 | テストに先立って第 2～6 回の講義内容を復習する事。 | | | 120 分 | | | | | | | | |
| 第 8 回 | 国際貿易システム（自由貿易理念・WTO・FTA） | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 9 回 | (第 II 部：経済開発) 経済開発概観 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 10 回 | 地球環境問題と世界経済 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 11 回 | 世界の貧困問題と開発援助 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 12 回 | (第 III 部：地域統合とアジア、新興国) 地域経済統合とその理論 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 13 回 | アジア経済の発展過程と現状・構造 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 14 回 | 【期末到達度確認テスト（第 2～13 回講義の理解度確認）】とその解説。 | テストに先立って第 2～13 回の講義内容を復習する事。 | | | 120 分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義は、期初に Course Power に掲示するレジュメをもとに行う。各自、期初にすべての PPT または PDF ファイルをダウンロードし、それを PC あるいはタブレットなどに格納して、あるいは印刷して、それらを持参して授業に臨むこと。（下記のテキストは購入しなくて良いが、予習・復習時に各授業で紹介する参考書と併せて該当章を参照することが望ましい。） レジュメの縮小版のプリントを講義時に配布するが、見にくいことはご容赦願いたい。 授業において理解が不十分な部分は、予め Course Power に | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

期末到達度確認テストは第2回～第13回の講義内容から出題する。マークシート選択問題と論述問題。

評点（点数）は、毎回小クイズ評点+平常点が計30%、期末到達度確認テストが70%、合計100%。

期中に課題レポート（任意）の機会を設ける（10点満点程度加点）。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

次の点に着目し、その達成度により評価を行う。

①貿易の基礎理論に関する理解。 ②貿易政策についての考察力。 ③発展途上国における経済開発に関する考え方の理解。 ④新興国、とくにアジアの経済の構造、現状に対する理解。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

ミクロ経済学、マクロ経済学の基礎理論を前提とする科目であるため、「経済学の基礎」を修得済みであることが望ましい。少なくとも高校の「政治経済」の経済部分を、教科書や参考書で読み返しておいて欲しい。

関連科目：国際経済II（本来、国際経済Iと国際経済IIはセットの科目であるため、両科目を履修することが望ましい。）

なお、社会科学は、日頃から新聞や雑誌により多様な情報に接することが重要。基礎知識がないと、いまでも理解ができない。

毎日、新聞の1面・経済面を眺めること（インターネット）

〔テキスト〕

大川昌幸『コア・テキスト国際経済学（第2版）』新世社、2015年。（2650円+税）

岩本武和他『グローバル・エコノミー（第3版）』有斐閣、2012年。（2400円+税）

浦田秀次郎・小川英治・澤田康幸『はじめて学ぶ国際経済』有斐閣、2022年。（2000円+税）

伊藤恵子・伊藤匠・小森谷徳純『国際経済学15講』新世社、2022年。（2300円+税）

古沢泰治『国際経済学入門』新世社、2022年。（2550円+税）

（上記の書は授業のベースとなる）

〔参考書〕

益田安良編『グローバル・エコノミー入門』勁草書房、2011年。（3000円+税）

クルーグマン Paul R. 他『クルーグマン国際経済学 理論と政策』東洋経済新報社、2016年。（10,000円+税）（Krugman P. R., M. Obstfeld and M. Melitz, International Trade: Theory and Policy, Pearson, 2017.）

益田安良・浅羽隆史『四訂 金融経済の基礎』経済法令研究会、2025年。（2500円+税）

南博・稻葉雅紀『SDGs』岩波書店、2020年。（820円+税）

藤井良広『サステナブルファイナンス攻防』きんざい、2021年（2300円+税）

内閣府『世界経済の潮流』最新刊、毎年1月、7月頃発表（内閣府webサイト：<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu> を参照）

マンキュー、G.『マンキュー経済学I ミクロ編（第4版）』東洋経済新報社、2019年。（4000円+税）

マンキュー、G.『マンキュー経済学II マクロ編（第4版）』東洋経済新報社、2019年。（4000円+税）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

教室にて授業中に、またはemailにて随時受け付ける（メールアドレスはCourse Powerにて伝達する。）

〔特記事項〕

CoursePowerを利用する。

| 科目名 | | 国際経済 II | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|---|------|------------|------|---------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 益田 安良 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127311020 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 本科目では、国際経済のうちの金融部分、すなわち、国際金融、国際通貨について学ぶ。 経済がグローバル化する中、激動の世界経済を見る目を養うことは、日本経済を理解する為にも、日本の外交・政治を考える上でも、重要である。かかる観点から関連科目である「国際経済 I」と共に、本科目を履修することにより、国際経済の構造、仕組み、及び国際経済に関わる理論を修得し、世界経済に対する視野を養って欲しい。 本科目では、まず国際収支の仕組みを理解し、為替レートに関する理論と政策を学び、その上で国際通貨制度の変遷、通貨統合の考え方を学び、開放経済学の体系を修得する。さらに米国、欧州の経済、あるいは世界経済全体の動向について学ぶ。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1-1, 1-2 【専門分野の知識・技能】の実現の為、以下の 4 点を到達目標とする。 ①為替レートの基礎理論を理解し、友人に説明できる。 ②為替政策、通貨制度選択、通貨制度の変遷について考え、論ずることができる。 ③開放マクロ経済学の体系を理解し、友人に語ることができる。 ④米国・欧州経済、そして世界経済全体の動向、現状を理解し、友人に説明できる。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第 1 回 | 科目ガイダンス・授業運営方針、国際経済を見る視点 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 60 分 | | | | | | | | |
| 第 2 回 | 国際収支の仕組みと現状 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 3 回 | （第 I 部：外国為替市場と為替レート） 外国為替市場と為替レート | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 4 回 | 為替レートの決定理論 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 5 回 | （第 II 部：開放マクロ経済学） 外国貿易と国民所得 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 6 回 | 開放経済のマクロ経済政策 (マンデル＝フレミング・モデル) | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 7 回 | 国際資本移動と資本規制 | テストに先立って第 2~6 回の講義内容を復習する事。 | | | 120 分 | | | | | | | | |
| 第 8 回 | （第 III 部：国際通貨システム・国際資本市場） 国際通貨システム・通貨制度 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 9 回 | 経済グローバル化と世界標準 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 10 回 | 通貨危機 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 11 回 | （第 IV 部：世界経済・欧米経済と EU 統合） 米国経済とドル | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 12 回 | 欧州経済、EU 統合とユーロ | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 13 回 | 世界経済の現状と展望、諸課題 | 理解が不十分な部分について、テキスト・参考書・ネット等で復習する。 | | | 90 分 | | | | | | | | |
| 第 14 回 | 【期末到達度確認テスト（第 2~13 回講義の理解度確認）】とその解説。 | テストに先立って第 2~13 回の講義内容を復習する事。 | | | 120 分 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義は、期初に Course Power に掲示するレジュメをもとに行う。各自、期初にすべての PPT または PDF ファイルをダウンロードし、それを PC あるいはタブレットなどに格納して、あるいは印刷して、それらを持参して授業に臨むこと。（下記のテキストは購入しなくて良いが、予習・復習時に各授業で紹介する参考書と併せて該当章を参照することが望ましい。） レジュメの縮小版のプリントを講義時に配布するが、見にくいことはご容赦願いたい。 授業において理解が不十分な部分は、予め Course Power | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | | | | | | | |

期末到達度確認テストは第2回～第13回の講義内容から出題する。マークシート選択問題と論述問題。

評点（配点）は、毎回小クイズ評点+平常点が計30%、期末到達度確認テストが70%、合計100%。

期中に課題レポート（任意）の機会を設ける（10点満点程度加点）。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39. 次の点に着目し、その達成度により評価を行う。

①為替レートの基礎理論に関する理解。 ②為替政策、通貨制度選択、通貨制度の変遷についての考察力。 ③開放マクロ経済学の体系の考え方の理解。 ④米国・欧州経済、そして世界経済全体の動向、現状に対する理解。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

ミクロ経済学、マクロ経済学の基礎理論を前提とする科目であるため、「経済学の基礎」を修得済みであることが望ましい。少なくとも高校の「政治経済」の経済部分を、教科書や参考書で読み返しておいて欲しい。

関連科目：国際経済I（本来、国際経済Iと国際経済IIはセットの科目であるため、両科目を履修することが望ましい。）

なお社会科学は、日頃から新聞や雑誌により多様な情報に接することが重要。基礎知識がないと、いつまでも理解ができない。

毎日、新聞の1面・経済面を眺めること（インターネットサイトで）

〔テキスト〕

勝悦子『新しい国際金融論』有斐閣、2011年。（2900円+税）

佐々木百合『国際金融論入門』新世社、2017年。（2900円+税）

大川昌幸『コア・テキスト国際経済学（第2版）』新世社、2015年。（2650円+税）

浦田秀次郎・小川英治・澤田康幸『はじめて学ぶ国際経済』有斐閣、2022年。（2000円+税）

谷内満『国際金融と経済』成文堂、2015年。（2500円+税）

（上記の書は授業のベースとなるが、購入は不要。予習・復習時に、下記参考書と併せて図

〔参考書〕

神田眞人『ポストコロナの世界経済と激動する国際金融』財形詳報社、2021年。（2600円+税）

益田安良編『グローバル・エコノミー入門』勁草書房、2011年。（3000円+税）

クルーグマン Paul R. 他『クルーグマン国際経済学 理論と政策』東洋経済新報社、2016年。

益田安良『グローバルマネー』日本評論社、2000年。（1600円+税）

益田安良・浅羽隆史『四訂 金融経済の基礎』経済法令研究会、2025年。（2300円+税）

内閣府『世界経済の潮流』最新刊、毎年1月、7月頃発表（内閣府webサイト：<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#chouryuu> を参照）

益田安良編著『ユーロと円』日本評論社、1998年。（2200円+税）

マンキュー、G.『マンキュー経済学IIマクロ編（第4版）』東洋経済新報社、2019年。（4000円+税）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕

教室にて授業中に、またはemailにて隨時受け付ける（メールアドレスはCourse Powerにて伝達する。）

〔特記事項〕

CoursePowerを利用する。

| 科目名 | | 経済発展 I | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|--------|---|--|-----|------|-------------|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 内田 雄貴 | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127311030 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 前期 | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 開発途上国が経済的に発展するメカニズムやそのために必要な政策について、経済学の知見に基づき、説明を行います。まず途上国の経済成長や停滞について考察し、次に経済成長論の基本的な経済モデルと現実との整合性について解説します。なお、授業の進捗によって、内容を一部変更する場合があります。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 D P1 (専門分野の知識・理解) を実現するため、以下を到達目標とします。 ・途上国の経済成長と停滞について説明できる。 ・経済成長論の基本的なモデルを理解する。 ・途上国が経済発展するために必要な方策について説明できる。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修 (予習・復習等) | | | 準備学修の目安 (分) | | | | | | |
| 第1回 | イントロダクション | | | 【予習】シラバスを熟読する。 【復習】授業の全体像や進め方、評価基準などについて確認する。 | | | 60 | | | | | | |
| 第2回 | 経済学の基礎 (1) ・経済学の考え方 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第3回 | 経済学の基礎 (2) ・モデルの役割 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第4回 | 開発途上国の経済発展 ・なぜ1人当たりGDPが重要か | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第5回 | 新古典派経済成長論 (1) ・ソロー・モデル | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第6回 | 新古典派経済成長論 (2) ・技術進歩を想定したソロー・モデル | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第7回 | 内生的経済成長論 (1) ・AKモデル | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第8回 | 内生的経済成長論 (2) ・ローマー・モデル | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第9回 | 内生的経済成長論 (3) ・成長会計 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第10回 | 貧困の罠 (1) ・貧困の罠の理論モデル | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第11回 | 貧困の罠 (2) ・政策の効果 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第12回 | 中所得国の罠 (1) ・収束による理論的説明 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第13回 | 中所得国の罠 (2) ・複数均衡モデルによる理論的説明 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | | | | | |
| 第14回 | まとめ ・講義全体のまとめ | | | 【予習】これまでの講義資料を熟読。 【復習】授業全体を振り返り、不明な点はないか確認する。 | | | 120 | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で授業を行います。授業内容の理解度を確認するために、課題の出題を毎回行います。 | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 平常点(授業への参加状況や課題の提出状況)40%、期末試験 60% | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | |

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.
上記、到達目標の達成度に基づいて評価する。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
特になし

〔テキスト〕
『開発経済学入門 第2版』、戸堂康之、新生社

〔参考書〕
『マンキュー入門経済学 第4版』、N・グレゴリー・マンキュー、センゲージ・ラーニング（購入の必要なし）

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知します。

〔特記事項〕

| 科目名 | ミクロ経済学基礎 | | | | | | |
|--|--|---|---|------|------------|--------------------|---------|
| 教員名 | 宋 永圭 | | | | | | |
| 科目No. | 127311050 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 ミクロ経済学基礎では、需要と供給、家計の消費行動、企業の生産活動について学び、経済における家計と企業の役割を理解する。また、政府の介入に関する余剰分析について学び、経済における政府の役割を理解する。経済学には、金融経済、労働経済、環境経済などの様々な分野があり、ミクロ経済学は、このような分野に進むための基礎である。また、ミクロ経済学は、マクロ経済学を学ぶための基礎である。本講義は、初めてミクロ経済学を学ぶ人を対象とするため、予備知識を前提とせず、基礎的なレベルから授業を始める。本講義では、日本経済に関する最近のトピックスを実例として取り上げながら、需要と供給に関する理解を促していく。また、このような需要と供給に関する理解は、家計の消費行動や企業の生産活動に関する理解につながる。授業中には、経済学の新しい分野である行動経済学について紹介することがある。本講義は、数式やグラフによる分析を含む。したがって、受講者には、授業中には必ずノートを取り、期末試験またはレポートに備えることが要求される。 | | | | | | | |
| 本講義では、参加型授業の一環として、授業中に黒板を使って、quiz や mini 演習を行う。参加型授業とは、教員が一方的に講義を行うのではなく、何らかの方法で受講者が授業に加わるように促し、学習において一定の効果を上げることを目指す教え方である。このような教え方は、受講者が、ミクロ経済学が有する理論性を楽しく身に付けることを可能にする。したがって、受講者は、手元の配布資料やノートの内容を手掛かりにしながら、授業中に出される quiz や mini 演習に取り組む必要がある。また、本講義の最後では、受講者の理解度に応じて、消費税のような間接税に関する余剰分析の演習を行う。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1（専門分野の知識・技能）を実現するために次の4点を到達目標とする。 ①需要と供給：需要と供給について理解する。 ②消費の理論：家計の消費行動について理解する。 ③企業の理論：企業の生産活動について理解する。 ④余剰分析：政府の介入について理解する。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | ・ガイダンス ・需給論の世界へようこそ！ ・講義の進め方やテストについて | ・ミクロ経済学は、我々の日常生活と密接に関係していることを認識しましょう。 ・ミクロ経済学は、段階的に学習を進めていくことが重要です。予習よりは、復習をしながら学んでいきましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第2回 | ・需要と供給：需給曲線と市場価格の形成 | ・実際に需要曲線と供給曲線を書いてみて、財やサービスの価格が決まる様子を表現してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第3回 | ・需要と供給：需要曲線のシフトと供給曲線のシフト | ・実際に需要曲線と供給曲線を書いてみて、それぞれの曲線がシフトする様子を表現してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第4回 | ・需要と供給：需要の価格弾力性と供給の価格弾力性 | ・実際に需要曲線と供給曲線を書いてみて、商品ごとの弾力性の差を表現してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第5回 | ・消費の理論：効用関数と限界効用 | ・消費活動と経済学的満足度である効用との関係について考えてみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第6回 | ・消費の理論：予算制約と無差別曲線① | ・予算制約式を数式で表し、予算制約線もグラフとして描いてみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第7回 | ・消費の理論：予算制約と無差別曲線② | ・無差別曲線と予算制約線が重なる様子をグラフで表現してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第8回 | ・消費の理論：所得効果と代替効果 | ・所得効果と代替効果をグラフを用いて表現してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第9回 | ・企業の理論：企業の目的と生産関数 | ・限界生産と平均生産をグラフで表し、両方の違いを説明してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第10回 | ・企業の理論：等生産量曲線と等費用曲線 | ・等生産量曲線と等費用曲線をグラフで表し、両方の違いを説明してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第11回 | ・企業の理論：企業の費用最小化 | ・企業の費用最小化行動における主体的均衡を図示してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第12回 | ・企業の理論：企業の利潤最大化 | ・企業の利潤最大化行動における主体的均衡を図示してみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第13回 | ・企業の理論：利潤最大化問題の数値例と例題 | ・微分を使って、企業の利潤最大化問題を解いてみましょう。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |
| 第14回 | ・余剰分析：政府の介入と死荷重 | ・政府の介入により、死荷重が発生する様子をグラフで表現してみましょう。 ・受講者の理解度に応じて、消費税のような間接税に関する余剰分析の演習を行う。 | | | | 予習 30 分 復習 60 分 | |

講義（quiz や mini 演習を含む）と質問の受付（80 分）
授業の前半における配布資料やテキストの reading（20 分）

〔成績評価の方法〕
レポート提出、または試験による評価（80 %）
授業への参加状況や授業態度（20 %）

〔成績評価の基準〕
成蹊大学の成績評価基準（学則第 38 条、39 条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
特になし

〔テキスト〕
井堀利宏『入門ミクロ経済学』第 3 版、新世社

〔参考書〕
赤木博文『コンパクトミクロ経済学』、新世社
菅原晃『使えるミクロ経済学』、KADOKAWA

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
授業終了後に相談に乗りります。

〔特記事項〕

| 科目名 | | マクロ経済学基礎 | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|----------|---|--|-----|------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 教員名 | | 内田 雄貴 | | | | | | | | | | | | |
| 科目No. | 127311060 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 2年生 | 開講時期 | 2025 後期 | | | | | | | |
| 〔テーマ・概要〕 マクロ経済学は、失業、経済成長など、経済全体に関わる現象を研究する学問です。本講義では、マクロ経済学の基礎について説明します。まず、経済学の基本的な考え方を解説します。次に、GDP の測定、生産と成長、失業などについて説明します。なお、授業の進捗状況によって、内容を一部変更する場合があります。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 DP1（専門分野の知識・技能）を実現するため、以下を到達目標とします。 ・経済学の基本的な考え方を身に付ける。 ・経済成長、失業などのマクロ経済学のトピックスについて説明できる。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | | | 準備学修（予習・復習等） | | 準備学修の目安（分） | | | | | | | | |
| 第1回 | イントロダクション | | | 【予習】シラバスを熟読する。 【復習】授業の全体像や進め方、評価基準などについて確認する。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第2回 | 経済学の十大原理 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第3回 | 経済学者らしく考える | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第4回 | 相互依存と交易（貿易）からの利益 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第5回 | 国民所得の測定 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第6回 | 生計費の測定 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第7回 | 生産と成長 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第8回 | 貯蓄、投資と金融システム（1） ・国民所得勘定における貯蓄と投資 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第9回 | 貯蓄、投資と金融システム（2） ・貸付資金市場の分析 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第10回 | ファイナンスの基本的な分析手法（1） ・現在価値、リスク管理 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第11回 | ファイナンスの基本的な分析手法（2） ・資産評価 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第12回 | 失業（1） ・摩擦的失業 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第13回 | 失業（2） ・構造的失業 | | | 【復習】講義資料を熟読。キーワードについて説明できるようになる。 | | 60 | | | | | | | | |
| 第14回 | まとめ | | | 【予習】これまでの講義資料を熟読。 【復習】授業全体を振り返り、不明な点はないか確認する。 | | 120 | | | | | | | | |
| 〔授業の方法〕 講義形式で授業を行います。授業内容の理解度を確認するために、課題の出題を毎回行います。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 平常点(授業への参加状況や課題の提出状況)40%、期末試験 60% | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔成績評価の基準〕 | | | | | | | | | | | | | | |

成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.
上記、到達目標の達成度に基づいて評価する。

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕
特になし

〔テキスト〕
『マンキュー経済学II マクロ編 第5版』、N・グレゴリー・マンキュー、センゲージ・ラーニング

〔参考書〕
特になし

〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕
ポータルサイトで周知します。

〔特記事項〕

| 科目名 | 近代日本経済史 | | | | | | |
|--|---|---|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | 太田 愛之 | | | | | | |
| 科目No. | 127311070 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 前期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| 日本は、「最貧国」から「先進国」にまで、どのような軌跡を描いて経済発展を遂げてきたのだろうか。そして、これから先、日本はどういった進路を取るのだろうか。「歴史に学び、歴史の理解をもって未来を解く鍵にする」ことによって、日本経済の過去と現在と未来を考えていこうというのが、本講義のテーマである。18世紀半ばに一人当たりのGDPが中国を凌駕するまで東アジアの一後発国であった日本は、現在、成熟した経済大国として先進国の先端を走っている。どのような軌跡を描いてここにたどり着いたのか。この問題に関して、最新の研究成果にもとづき、近世の初頭から第一次世界大戦までの、約300年間の日本の経済発展を通観する。受講者には、近代経済成長がどのように準備され、いかにして軌道に乗り、そして何が取り残されたのかについて幅広い知識を持ってもらいたいと考えている。これから日本の経済の進む道と君たちが生きて行く時代は、この「取り残されたもの」を補いながら進んで行かなければならぬからである。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| ①近代日本経済史の概要を理解し、説明できる。 ②日本における経済的事象を世界情勢とかかわらせて理解できる。 ③現代の経済的事象を歴史的に把握し、理解する能力を涵養する。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | ガイダンス ・授業の内容、進め方、予習・復習の仕方を説明する。 経済史とは何か ・経済史を学ぶ意義について理解する。 | 【予習】テキストのはしがき、および第II編序文を熟読。 | | | 60 | | |
| 第2回 | 近世の幕開け（第6章） ・米作りの進展、貨幣の飛躍、石高制の成立について学修する。 | 【予習】テキスト第6章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第3回 | 江戸時代経済の成立（1）（第7章第1節・第2節） ・農民の村、武士と町人の城下町の成立について学修する。 | 【予習】テキスト第7章第1節・第2節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第4回 | 江戸時代経済の成立（2）（第7章第3節・第4節） ・全国経済の確立と海外交易について学修する。 | 【予習】テキスト第7章第3節・第4節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第5回 | 江戸時代前期の経済動向（第8章） ・江戸時代経済のマクロデータを検討する。 ・江戸時代前期における農業の軌跡について学修する。 | 【予習】テキスト第8章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第6回 | 江戸時代経済の成熟（第9章） ・農業の成長、大坂と地域経済との関係および幕府・諸藩の財政について学修する。 | 【予習】テキスト第9章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第7回 | 江戸時代経済の構造転換（1）（第10章第1節・第2節） ・新しい拡大基調、農村経済の展開について学修する。 | 【予習】テキスト第10章第1節・第2節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第8回 | 江戸時代経済の構造転換（2）（第10章第3節・第4節） ・新しい全国経済、経済思想の展開について学修する。 | 【予習】テキスト第10章第3節・第4節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第9回 | 開国・開港と江戸時代経済の終焉（第11章） ・開国・開港、物価水準の激変および貿易の開始について学修する。 | 【予習】テキスト第11章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第10回 | 産業化への舵取り（1）（第12章第1節） ・明治維新期における経済諸制度の改廃について学修する。 | 【予習】テキスト第12章第1節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第11回 | 産業化への舵取り（2）（第12章第2節・第3節） ・殖産興業政策、大隈・松方財政について学修する。 | 【予習】テキスト第12章第3節・第4節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第12回 | 近代経済成長の起動（第13章） ・明治後期の経済成長を検討するために、当該期のマクロ経済データについて学修する。 | 【予習】テキスト第13章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第13回 | 企業勃興と日清日露戦後経営（第14章） ・産業と企業、「小さな政府」から「大きな政府」への移行について学修する。 | 【予習】テキスト第14章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第14回 | まとめ ・これまでの学修内容について、理解度を確認するための口頭試問を行なう。 | 【予習】最終レポート作成に備え、これまでの学修内容を確認する。 | | | 120 | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | |
| パワーポイントによるスライドを用い、講義形式で行う。受講者は教科書を参照しつつ、必要に応じてスライドの内容をノートに取ることが求められる。教科書の内容は、授業および参考教材を通して随時アップデートされる（場合によっては前の記述が否定される）ことに注意を要する。なお、セメスター半ばにおいて中間レポートの作成と提出を求める。中間レポートの狙いは、それまでの講義をどのように理解してきたかを問い合わせ、理解度および授業への取り組みの真剣さを確認しつつ、そのフィードバックを通じて以後の学修を方向付ける点にある。最終レポートは、授業の総合的な理解度を評価するための評価方法である。 | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | |

中間レポートへの評価(20%)、最終レポート(80%)で評価する。

[成績評価の基準]

成蹊大学の成績評価基準(学則第38条、39条)に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

[必要な予備知識／先修科目／関連科目]

高等学校における『日本史B』履修済み程度の予備知識があることが望ましい。ただし高等学校における日本史教育は学界水準に比して大幅に更新が遅れてい るため、その知識がそのまま本講義の役に立つわけではない。先修科目は特にない。関連科目としては、現代日本経済史、数量経済史、西洋経済史、国際商業史、日本経営史、経済発展、マクロ経済学、ミクロ経済学、経済政策、産業組織論、国際経済学、経済統計、エコノメトリックス、現代日本経済などがある。

[テキスト]

『日本経済の二千年 改訂版』 太田愛之ほか 勲草書房 ￥3,000 ISBN978-4-326-50276-9 (この書籍は現在品切れなので、講義相当部分を PDF ファイルで配布する。したがって購入の必要はないが、全文入手を希望する履修者は、電子書籍版を版元より購入するか古本市場にて入手されたい)
別途副教材として、太田編『やさしい日本経済史』各篇を CoursePower→Office365→One drive 経由で配布する(無償)

[参考書]

『日本経済史1~8』 宮本又郎ほか 岩波書店 各￥3, 800
『岩波講座日本経済の歴史1~6』深尾京司ほか 岩波書店 各￥3, 800
『日本経営史』 宮本又郎ほか 有斐閣 ￥3, 800
『日本経営史1~5』 安岡重明ほか 岩波書店 各￥3, 800
『日本の経済発展〔第3版〕』 南亮進 東洋経済新報社 ￥4, 000
『日本経済の成長史』 西川俊作 東洋経済新報社 ￥2, 800
『近代日本の経済発展』 大川一司 東洋経済新報社 ￥7, 500
『日本経済のマクロ分析』 浜田宏一 東京大学出版会 ￥3, 605
『経済発展論』 安場保吉 筑摩書房 ￥3, 090
いざれも購入の必要はない。

[質問・相談方法等(オフィス・アワー)]

授業終了後に質疑応答をし、Course Power 上の掲示板や電子メールを通じたやりとりに応じる。

[特記事項]

| 科目名 | | 現代日本経済史 | | | | | |
|--|--|---|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | | 太田 愛之 | | | | | |
| 科目No. | 127311080 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 3年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 | | | | | | | |
| 日本は、東アジアの「後発国」から成熟した「先進国」にまで、どのような軌跡を描いて経済発展を遂げてきたのだろうか。そして、これから先、日本はどういった進路を取りうるのだろうか。「歴史に学び、歴史の理解をもって未来を解く鍵にする」ことによって、日本経済の過去と現在と未来を考えていこうというのが、本講義のテーマである。本講義では、現代日本経済の原型が形作られた第一次世界大戦期から、バブル経済後までの約100年間における日本経済の発展過程を、極力最新の知見を盛り込みつつ講義する。近代化に成功した日本は、現在、世界先進国の中でもその最先端を走っている。日本はどのような軌跡を描いてここにたどり着いたのか。受講者には、経済成長によって何が達成され、そして何が取り残されたのかについて幅広い知識を持ってもらいたいと考えている。これからの日本経済の進む道と君たちが生きて行く時代は、この「取り残されたもの」を補いながら進んで行かなければならぬからである。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 | | | | | | | |
| ①現代日本経済史の概要を理解し、説明できる。 ②日本における経済的事象を世界情勢とかかわらせて理解できる。 ③現代の経済的事象を歴史的に把握し、理解する能力を涵養する。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | 第一次世界大戦（第15章） ・第一次世界大戦と日本経済、重化学工業化およびインフレと政府の対応について学修する。 | 【予習】テキスト第15章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第2回 | 慢性不況（1）（第16章第1節・第2節） ・国際環境の変化と不況下の成長について学修する。 | 【予習】テキスト第16章第1節・第2節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第3回 | 慢性不況（2）（第16章第3節） ・通貨政策について学修する。 | 【予習】テキスト第16章第3節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第4回 | 井上財政と高橋財政（1）（第17章第1節） ・金輸出解禁政策と昭和恐慌について学修する。 | 【予習】テキスト第17章第1節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第5回 | 井上財政と高橋財政（2）（第17章第2節・第3節） ・高橋財政と新たな問題について学修する。 | 【予習】テキスト第17章第2節・第3節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第6回 | 二重構造（1）（第18章第1節） ・労働市場の二重構造について学修する。 | 【予習】テキスト第18章第1節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第7回 | 二重構造（2）（第18章第2節） ・資本市場の二重構造について学修する。 | 【予習】テキスト第18章第2節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第8回 | 二重構造（3）（第18章第3節・第4節） ・重要産業統制法の運用変化と企業の動向について学修する。 | 【予習】テキスト第18章第3節・第4節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第9回 | 戦時経済体制（第19章） ・経済統制の開始と戦時計画経済の実態について学修する。 | 【予習】テキスト第19章を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第10回 | 占領と復興（1）（第20章第1節・第2節・第3節） ・敗戦直後の日本経済、経済復興および占領政策の変化について学修する。 | 【予習】テキスト第20章第1節・第2節・第3節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第11回 | 占領と復興（2）（第20章第4節・第5節・第6節） ・経済の自立化、企業の再建および国際経済社会への復帰について学修する。 | 【予習】テキスト第20章第4節・第5節・第6節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第12回 | 高度経済成長（1）（第21章第1節・第2節） ・高度成長の軌跡と成長要因について学修する。 | 【予習】テキスト第21章第1節・第2節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第13回 | 高度経済成長（2）（第21章第3節・第23章第1節） ・ブレトンウッズ体制の崩壊と石油危機について学修する。 | 【予習】テキスト第21章第3節、第23章第1節を熟読。 【復習】キーワードについて説明できるようにする。 | | | 60 | | |
| 第14回 | まとめ ・これまでの学修内容について、理解度を確認するための復習・質疑応答を行う | 【予習】最終レポート作成に備え、これまでの学修内容を確認する。 | | | 120 | | |
| 〔授業の方法〕 | | | | | | | |
| パワーポイントによるスライドを用い、講義形式で行う。受講者は教科書を参照しつつ、必要に応じてスライドの内容をノートに取ることが求められる。ただし、教科書の内容は講義と配布資料を通じて随時更新され、場合によっては従前の記述を否定する場合もあることに注意を要する。なお、中間レポートと最終レポートの狙いは以下のとおりである。 ・中間レポート：それまでの講義をどのように理解してきたかを問い合わせ、フィードバックを通じて以後の学修に方向付けを与える。提出内容により理解度および授業への取り組みの真剣さを確認する。 | | | | | | | |
| 〔成績評価の方法〕 | | | | | | | |

中間レポートへの評価(20%)、最終レポート(80%)で評価する。

〔成績評価の基準〕

成蹊大学の成績評価基準(学則第38条、39条)に準拠する。/Grades in the course are based on the criteria of Seikei University Regulation No.39.

〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕

高等学校における『日本史B』履修済み程度の予備知識があることが望ましい。ただし、高等学校の日本史教育は学界水準に比して著しく更新が遅れているため、その知識が学習に仇をなす可能性があることを考慮されたい。また、先修科目として近代日本経済史を履修済みであることが望ましい。関連科目としては、経済史総論、数量経済史、西洋経済史、経営史、経済発展論、マクロ経済学、ミクロ経済学、経済政策、産業組織論、成長と循環、国際経済学、経済統計、エコノメトリクス、日本経済などがある。

〔テキスト〕

『日本経済の二千年 改訂版』 太田愛之ほか 勤草書房 ￥3,000 ISBN978-4-326-50276-9 (この書籍は現在品切れなので、講義相当部分を PDF ファイルで配布する。したがって購入の必要はないが、全文入手を希望する履修者は、電子書籍版を版元より購入するか古本市場にて入手されたい)
別途副教材として、太田編『やさしい日本経済史』各篇を CoursePower→Office365→One drive 経由で配布する (無償)

〔参考書〕

『岩波講座 日本経済の歴史 1~6』 中林真幸ほか 岩波書店、各￥3800
『日本経済史 1~8』 宮本又郎ほか 岩波書店 各￥3800
『日本経営史』 宮本又郎ほか 有斐閣 ￥3800
『日本経営史 1~5』 安岡重明ほか 岩波書店 各￥3800
『日本の経済発展〔第3版〕』 南亮進 東洋経済新報社 ￥4000
『日本経済の成長史』 西川俊作 東洋経済新報社 ￥2800
『近代日本の経済発展』 大川一司 東洋経済新報社 ￥7500
『高度成長』 佐和隆光 NHKブックス ￥780
『日本経済のマクロ分析』 浜田文雅 日本評論社 ￥4944
『日本経済のマクロ分析』 浜田宏一 東京大学出版会 ￥3605
『経済発展論』 安場保吉 筑摩書房 ￥3090
『戦後日本経営史 I~III』 米川伸一 東洋経済新報社 各￥3800
『戦後経営史入門』 森川英正 日本経済新聞社 ￥2000
『日本の企業発展史』 下川浩一 講談社現代新書 ￥700
『戦後経済の軌跡』 金森久雄 中央経済社 ￥2500
『なぜ日本は「成功」したか?』 森島通夫 TBSブリタニカ ￥1340
いずれも購入の必要はない。

〔質問・相談方法等(オフィス・アワー)〕

授業終了後に教室で質疑応答し、CoursePower 上の掲示板や電子メールでのやり取りにも応じる。

〔特記事項〕

| 科目名 | 健康政策論 | | | | | | |
|--|---|--|---|------|------------|------|---------|
| 教員名 | 境 広志 | | | | | | |
| 科目No. | 127501200 | 単位数 | 2 | 配当年次 | 1年生 | 開講時期 | 2025 後期 |
| 〔テーマ・概要〕 本科目では、国民の健康を支えることを目的とした政策、法律、ガイドラインなどについて学ぶ。疫学調査の方法、様々な健康指標、環境衛生の整備、生活習慣病の予防、感染症対策、保健所や保健センターにおける保健活動、社会保障制度などについて、行政の取り組みやしくみについて様々な視点から概説していく。 | | | | | | | |
| 〔到達目標〕 ① 公衆衛生に関する基礎的な知識を修得する。 ② 国民の健康の維持・増進を目的とした、政策、法律、ガイドラインなどについて説明することができる。 ③ 国が示す政策に基づき、都道府県や市町村が推進する保健活動について考察できる。 上記3点を到達目標とし、DP3(課題の発見と解決)の実現を目指す。 | | | | | | | |
| 〔授業の計画と準備学修〕 | | | | | | | |
| 回数 | 授業の計画・内容 | 準備学修（予習・復習等） | | | 準備学修の目安（分） | | |
| 第1回 | イントロダクション ・ 授業の全体像、進め方、予習・復習の仕方、課題レポートについて、評価基準の説明 ・ 講義内容に関するミニテストの実施 | 【予習・復習】シラバスを読み、あらかじめ講義内容を把握する。授業の全体像や進め方、評価基準等について確認する。 | | | 60 | | |
| 第2回 | 公衆衛生と疾病の予防 ・ 公衆衛生とは ・ プライマリヘルスケアとヘルスプロモーション ・ 世界保健機関(WHO) ・ 公衆衛生の歴史(国内) ・ 疾病の予防 ・ 期末レポート(1)について | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。期末レポートに取り組む。 | | | 120 | | |
| 第3回 | 疫学調査の方法 ・ 疫学とは ・ 記述疫学と分析 ・ 因果関係の妥当性 ・ 疫学調査における誤差 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。 | | | 60 | | |
| 第4回 | 健康指標について ・ 人口に関連した指標 ・ 出生および死亡に関する指標 ・ 平均寿命と健康寿命 ・ 集団の疾病的頻度を示す指標 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。 | | | 60 | | |
| 第5回 | 感染症とその予防 ・ 感染症とは ・ 感染症の予防 ・ 新興感染症、再興感染症、院内感染 ・ 感染症に関わる法律や政策 ・ 期末レポート(2)について | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。期末レポートに取り組む。 | | | 120 | | |
| 第6回 | 生活環境の保全 ・ 地球環境における問題 ・ 生活環境における問題 ・ 環境保全に関する法体系 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。 | | | 60 | | |
| 第7回 | 衣食住の安全管理 ・ 食品の安全 ・ 水の安全 ・ 家庭用品の安全 ・ 廃棄物 ・ 住環境 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。 | | | 60 | | |
| 第8回 | 健康と生活習慣 ・ 生活習慣(食事、運動、睡眠、飲酒、喫煙)の指針 ・ 「健康日本21」について ・ ライフステージに応じた課題 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。期末レポートに取り組む。 | | | 120 | | |
| 第9回 | 生活習慣病の予防 ・ 生活習慣病の現状と特徴 ・ がんの予防 ・ 循環器疾患の予防 ・ 糖尿病の予防 ・ 喫煙・飲酒対策 ・ 健康づくりのための体操指針 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。 | | | 60 | | |
| 第10回 | 保健活動（地域保健・母子保健） ・ 地域保健 ・ 保健所と市町村保健センター ・ 母子保健 ・ 少子化対策 ・ 期末レポート(3)について | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。期末レポートに取り組む。 | | | 120 | | |

| | | | |
|--|--|---|-----|
| 第1回 | 保健活動（学校保健・産業保健） ・ 学校保健 ・ 産業保健 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。 | 60 |
| 第12回 | 社会保障制度（社会保険制度） ・ 医療保険制度 ・ 年金保険制度 ・ 介護保険制度 ・ 雇用保険と労災保険 ・ 期末レポート(4)について | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。期末レポートに取り組む。 | 120 |
| 第13回 | 社会保障制度（公的扶助・社会福祉） ・ 公的扶助（生活保護） ・ 社会福祉 ・ 期末レポート提出 | 【予習】次回のキーワードを調べる。 【復習】キーワードを用いて学習した内容を要約する。 | 120 |
| 第14回 | 全体のまとめと期末レポートの紹介 ・ 全体のまとめ ・ 期末レポートの紹介 | 【予習】作成した期末レポートをふりかえる。 【復習】他の受講生の期末レポートについて参考になる点について調べてみる。 | 60 |
| 〔授業の方法〕 授業は講義を中心に進める。コースパワーにて各回のキーワードを掲示する。授業において定期的に課題（ふりかえり）を提示する。学生は、講義内の課題（ふりかえり）および期末レポートを作成して提出することを求められる。また、授業において必要に応じてDVD教材を用いる。 | | | |
| 〔成績評価の方法〕 以下の基準で総合的に評価する。 ・ 授業への参加・取組状況など（毎回の課題・ふりかえりを含む）：40% ・ 期末レポート：60% | | | |
| 〔成績評価の基準〕 成蹊大学の成績評価基準（学則第38条、39条）に準拠する。 次の点に着目し、その達成度により評価する。 ・ 毎回の授業のテーマと内容について基本的な理解ができているか。 ・ キーワードを用いて学習した内容を論理的に説明できるか。 | | | |
| 〔必要な予備知識／先修科目／関連科目〕 必要な予備知識は特にない。健康・スポーツ科目の「健康と科学」を併せて履修することが望ましい。 | | | |
| 〔テキスト〕 テキストは特にない。必要資料等は授業内に配布する。授業内で下記の視聴覚資料（DVD）を使用する。 『目で見る公衆衛生・第2版』全6巻（医学映像教育センター）※この視聴覚資料は成蹊大学図書館にて閲覧が可能である。 | | | |
| 〔参考書〕 参考書は授業中に紹介する。厚生労働省、健康日本21、WHO、国立健康・栄養研究所、国立感染症研究所、各自治体のホームページ等が参考になる。詳細は授業中に指示をする。 | | | |
| 〔質問・相談方法等（オフィス・アワー）〕 ポータルサイトで周知する。 | | | |
| 〔特記事項〕 | | | |